



文化財愛護
シンボルマーク

兵庫県遺跡地図

—第1分冊—

(発掘調査の手引き)

2021(令和3)年3月

兵庫県教育委員会

兵庫県遺跡地図

—第1分冊—

(発掘調査の手引き)

兵庫県教育委員会

例 言

1. 本書は、令和元年度末時点における兵庫県内の埋蔵文化財包蔵地並びに、国及び県指定の記念物（史跡・名勝・天然記念物）と、国登録記念物(名勝)について記したものである。
2. 本書は、埋蔵文化財についての基本的な考え方と取扱いの基準、関連法令及び、遺跡地名表等からなる本文編（第1分冊・第2分冊）と、埋蔵文化財包蔵地等の位置あるいは範囲を示した地図編からなる遺跡分布地図（第3分冊）によって構成されている。
3. 本書は、各市町教育委員会等が整備している管内の遺跡分布地図を基本とし、兵庫県教育委員会でそれを集約し、編集した。
4. 遺跡分布地図（第3分冊）の作成にあたっては、国土交通省国土地理院の管理する2万5千分の1地形図（数値地図25000）を基本図として使用した。印刷に際しては3万5千分の1の縮尺に縮小を行っている。
5. 同2万5千分の1地形図による兵庫県全域の表示には、北西部の「田後」から南東部の「諭鶴羽山」に至る113葉の図を必要とするが、遺跡の存在が確認されていない1「田後」、6「久美浜」、19「若桜」、25「岩屋堂」、26「戸倉峠」、39「菟原」、49「園部」、59「埴生」の8図は掲載していないため、105葉の図を掲載している。
6. 遺跡は、6桁の固有の遺跡番号で特定することとし、遺跡地名表と遺跡分布地図における同一の遺跡番号は、同一の遺跡を示す。
7. 遺跡番号は、市町の固有番号（市町コード番号）を示す上2桁と、各市町内における各遺跡の個別番号を示す下4桁の組み合わせによって付されている。但し、合併により同一の市町となっているものについては、合併前の市町固有番号を踏襲することとしている。従って、新規発見の埋蔵文化財包蔵地についても、旧市町の末尾にそれぞれ追加している。
8. 本書に示した埋蔵文化財包蔵地については、従前の開発事業等により既に消滅したものについても表示しているが、備考欄に「消滅」・「一部消滅」等により、その旨を表記している。
9. 本書は3万5千分の1縮尺での表記のため、詳細な遺跡の範囲を表記することが困難となっていることから、詳細な範囲等については別途各市町教育委員会等が資料を備えることとしている。
10. 本書刊行以降においても、新たな埋蔵文化財包蔵地の発見、あるいは埋蔵文化財包蔵地の範囲についての変更等が随時行われることから、最新の情報については、各市町教育委員会等に確認頂きたい。

本文目次

1	文化財の保護の理念と埋蔵文化財	1
	(1) 文化財の保護	
	(2) 政府及び地方公共団体の任務と国民等の心構	
	(3) 文化財の種類	
2	埋蔵文化財	5
	(1) 埋蔵文化財とは	
	(2) 埋蔵文化財包蔵地とは	
	(3) 埋蔵文化財の特徴	
	(4) 周知の埋蔵文化財包蔵地の種類と数	
	(5) 埋蔵文化財の意義と保護の必要性	
	(6) 埋蔵文化財の活用	
3	開発事業と埋蔵文化財保護行政	10
	(1) 緊密な連絡調整体制の整備	
	(2) 発掘調査の役割分担	
	(3) 教育委員会等の保護体制	
4	開発事業者側の原因による発掘調査の遅延と留意事項	11
5	埋蔵文化財調査の区分	12
6	取扱いの区分	12
7	「記録保存」のための発掘調査と調査費用の原因者負担	13
8	開発事業に関する埋蔵文化財取扱いの手続き	15
	(1) 埋蔵文化財の有無に関する照会	
	(2) 照会に対する回答と取扱い	
	(3) 分布調査及び試掘調査の実施と取扱い	
	(4) 確認調査の実施と取扱い	
	(5) 埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の実施	
	(6) 本発掘調査の実施	
	(7) 工事中における遺跡の不時発見	
	(8) 出土品の取扱い	

図 表 目 次

国の文化財保護の体系	2
県の文化財保護の体系	3
県内指定・登録文化財の件数	4
地域別遺跡数一覧	7
年表	8
埋蔵文化財行政の基本的な流れ	9
県立考古博物館における連絡調整の実施例	10
埋蔵文化財調査の流れ	14
手続きの種類と提出先等	17
開発事業者と教育委員会等による埋蔵文化財にかかる事務手続きフロー	18
開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いフロー	18
記入上の注意（（1）文化財保護法第 93 条・第 94 条の提出について）	19
記入上の注意（（2）文化財保護法第 92 条・第 99 条の提出について）	20
記入上の注意（（3）文化財保護法第 96 条・第 97 条の提出について）	20
出土品の取扱いフロー	21
県内教育委員会等埋蔵文化財担当一覧	124

様式編目次

【第1号様式】	埋蔵文化財の所在の有無について（照会）	22
【第2号様式】	埋蔵文化財の所在の有無について（回答）	23
【第3号様式】	[分布・試掘] 調査の結果報告について（回答）	24
【第4号様式】	[分布・試掘・確認] 調査の結果報告について（報告）	25
【第5号様式-1】	周知の埋蔵文化財包蔵地の変更について（報告）	26
【第5号様式-2】	周知の埋蔵文化財包蔵地の決定について（通知）	28
【第6号様式-1】	埋蔵文化財発掘 [届出・通知] 書の送付について（進達）	29
【第6号様式-2】	埋蔵文化財発掘 [届出・通知] について	30
【第7号様式-1】	遺跡発見の [届出・通知] 書の送付について（進達）	31
【第7号様式-2】	遺跡発見の [届出・通知] について	32
【第8号様式-1】	埋蔵文化財発掘調査届出書の送付について（進達）	33
【第8号様式-2】	埋蔵文化財発掘調査の届出について	34
【第9号様式】	埋蔵文化財発掘調査通知書の送付について（報告）	35
【第10号様式】	発掘調査承諾書	36
【第11号様式】	発掘調査担当承諾書	37
【第12号様式-1】	埋蔵物発見届	38
【第12号様式-2】	埋蔵物保管証	39
【第13号様式】	埋蔵文化財発見通知	40
【第14号様式-1】	埋蔵文化財発掘調査終了報告書の送付について（進達）	41
【第14号様式-2】	埋蔵文化財発掘調査終了報告書の提出について	42
【第15号様式】	埋蔵文化財発掘調査終了報告の提出について	43
【第16号様式-1】	埋蔵物の文化財認定について（通知）	45
【第16号様式-2】	埋蔵物の文化財認定について（通知）	46
【第17号様式】	埋蔵文化財保管証	47
【第18号様式】	埋蔵文化財引継書	48
【第19号様式】	[譲与・譲渡] 申請書	49
【別添様式】	出土品の保存・活用についての了解書	50
【第20号様式】	出土品の保管・管理に係る状況について（報告）	51
【第21号様式】	出土品の保管・管理を要しない等の措置に係る状況について（報告）	52

資料編目次

I 文化芸術基本法、文化財保護法、遺失物法等関連法令等

1 文化芸術基本法（抄）	53
2 文化財保護法（抄）	55
3 文化財保護法施行令（抄）	74
4 文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部改正について（抄）	75
5 埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則	79
6 遺失物法（抄）	81
7 地方自治法（抄）	83
8 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）	84

II 埋蔵文化財の取扱いに関する文化庁通知・通達等

1 公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について	85
2 出土品の取扱いについて	87
3 埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について	93
4 埋蔵文化財の発掘調査に関する事務の改善について	100

III 埋蔵文化財の手続きに関する文化庁通知、通達等

1 史跡名勝天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等の保護について	102
2 建設省がおこなう道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いについて	102
3 農業基盤整備事業等と埋蔵文化財保護との関係の調整について	103
4 開発と文化財の取扱いについての調整、調査等に関する事務処理等の標準について	104
5 国交省等が行う道路事業の建設工事に伴う埋蔵文化財の取り扱いについて	106

IV 関係官庁との覚書等

1 農業振興地域の整備に関する法律についての覚書	108
2 文化財の保護と鉱業との調整について	108
3 日本住宅公団の事業施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する覚書	109
4 日本鉄道建設公団の事業施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する覚書	110
5 日本道路公団の建設事業等工事施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する覚書	110
6 本州四国連絡橋公団の建設工事の施行に伴う埋蔵文化財の取扱いについて	111

V 県条例、規則、通知等

1 財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例	113
2 教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（抄）	114

3	兵庫県埋蔵文化財取扱要綱	114
4	兵庫県における開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等取扱基準	117
5	兵庫県における出土品の取扱基準	120
6	文化財保護法第92条第1項にかかる埋蔵文化財発掘調査の組織と担当者の資格についての取扱い基準	122
7	県営土地改良事業における地元軽減の運用について	123

1 文化財の保護の理念と埋蔵文化財

(1) 文化財の保護

文化財はわが国の歴史、文化の中で生まれ、育まれ、そして現在に伝え守られてきた貴重なわたしたちの財産であり、わが国や地域の歴史、文化などを理解するためには欠くことのできないものです。また、未来の文化の創造・発展の基礎となるものであり、一度破壊されると二度と再現することが不可能であることから、現在のわたしたちはこれを保存・活用し、後世に引き継いでいく責務があるといえます。

このようなかけがえのない文化財の保護に関する基本的な事項を定めている法律が、文化財保護法です。文化財保護法（以下、「法」といいます。）は「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的」（第1条）として、昭和25年5月30日に制定されました。

(2) 政府及び地方公共団体の任務と国民等の心構

法には政府及び地方公共団体の任務（第3条）、国民、所有者等の心構（第4条）が次のように規定されています。

（政府及び地方公共団体の任務）

文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

このように文化財の保護は、政府、地方公共団体、所有者等をはじめとする国民が、相互に理解し合って、その協力のもとに進められることが不可欠です。また、「政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない」（法第4条第3項）と規定されています。

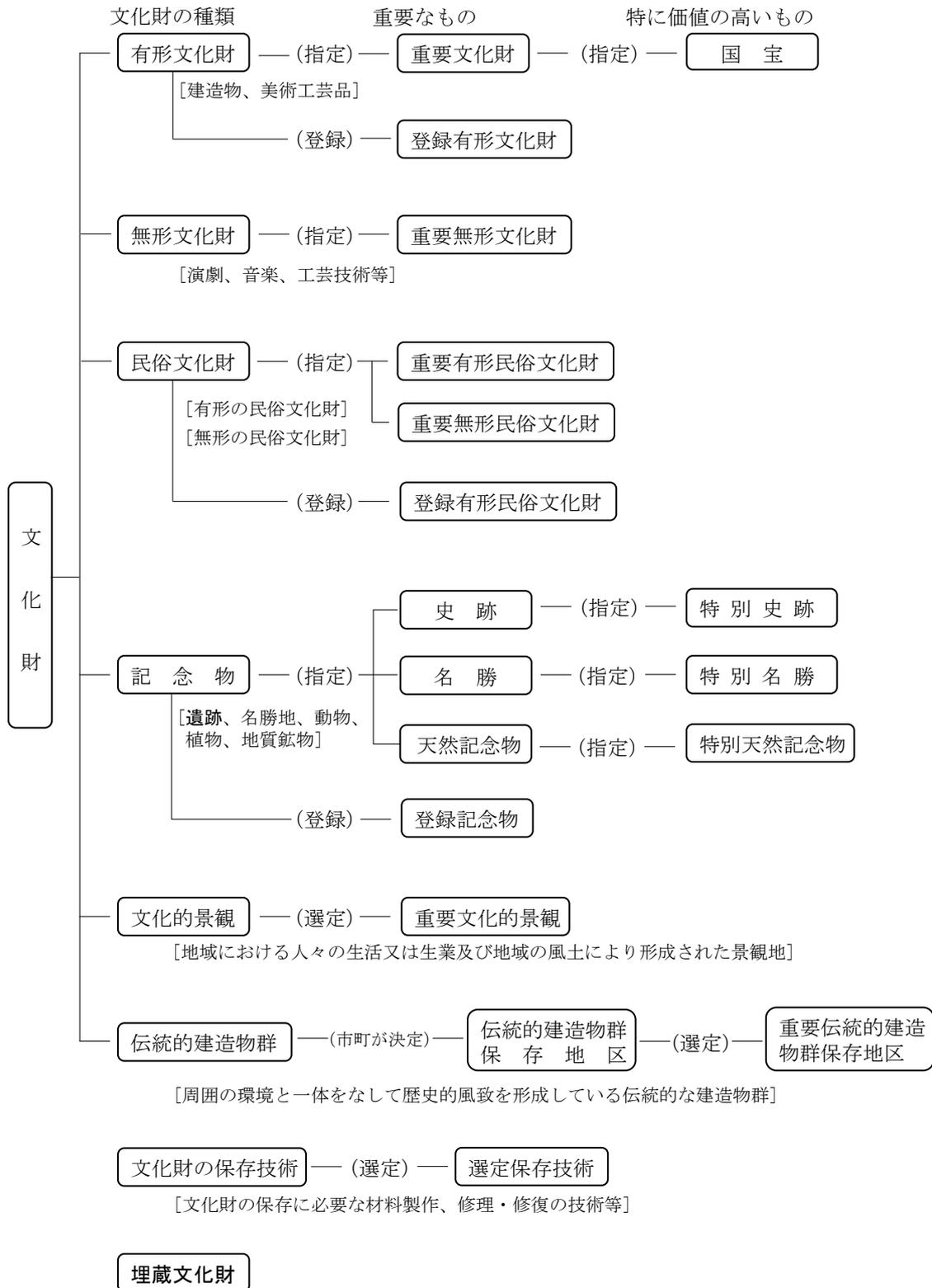
(3) 文化財の種類

法では、文化財として「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」の6分野が定義されています。これらの文化財のうち、重要なものを国は法によって、地方公共団体は文化財保護条例によって指定・選定したものが、重要文化財、史跡名勝天然記念物等として重点的な保護の対象となっています。

そのほか、有形文化財、民俗文化財のうち有形民俗文化財、記念物における登録文化財制度や、文化財の保存に欠くことのできない伝統的な技術・技能（文化財の保存技術）及び埋蔵文化財なども保護の対象となっています。

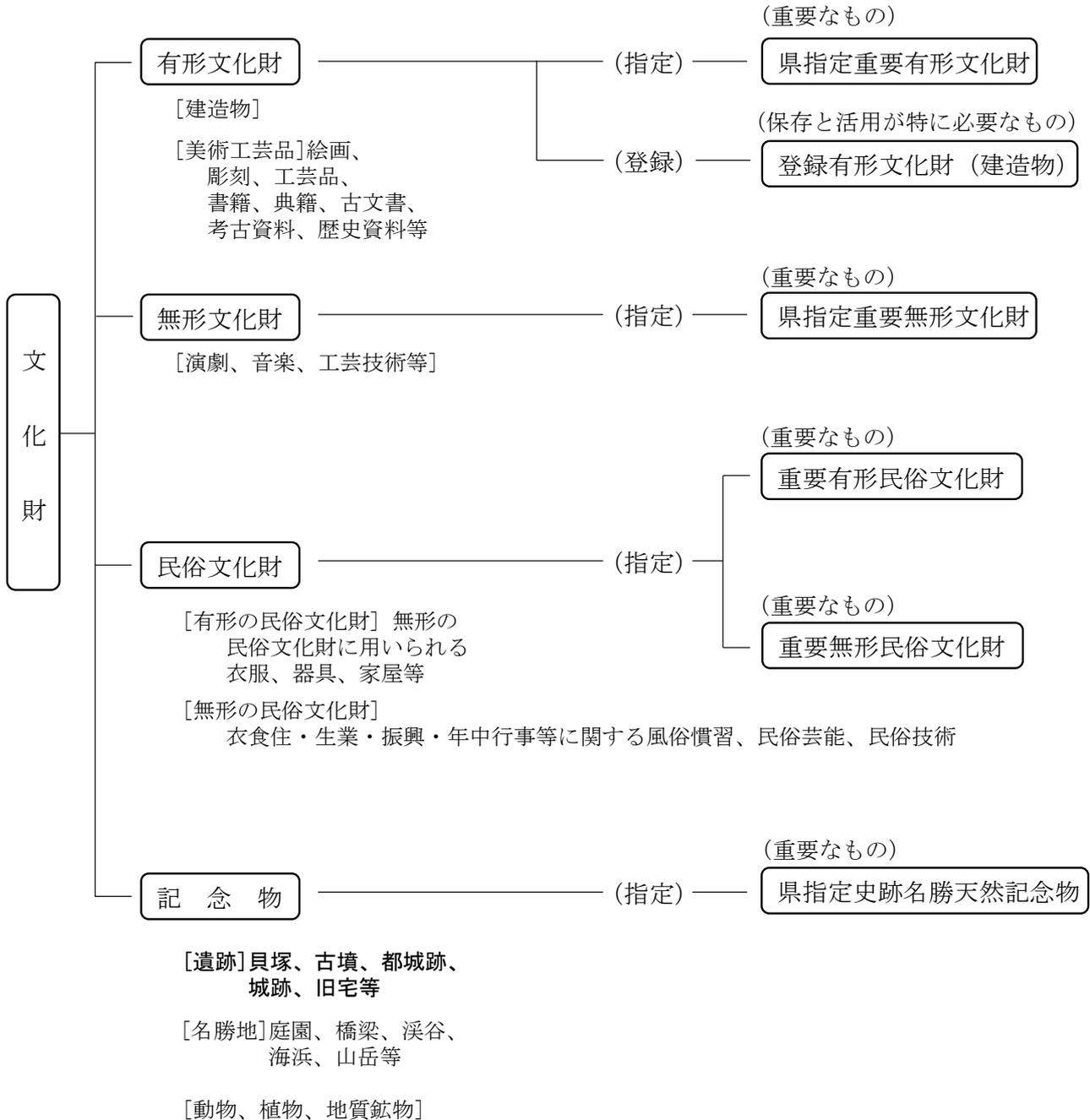
国の文化財保護の体系

国の文化財の指定・選定及び登録は、文部科学大臣が文化審議会に諮問し、その答申を受けて行うこととなっています。文化財等を種類ごとに整理すると次のようになります。



県の文化財保護の体系

県の文化財の指定及び登録は、県教育委員会が兵庫県文化財保護審議会に諮問し、その答申を受けて行うこととなっています。文化財を種類ごとに整理すると次のようになります。



県内指定・登録文化財の件数

区分 地域 種別	国 指 定										県 指 定										合 計			
	神 戸	阪 神 南	阪 神 北	東 播 磨	北 播 磨	中 播 磨	西 播 磨	但 馬	丹 波	淡 路	計	神 戸	阪 神 南	阪 神 北	東 播 磨	北 播 磨	中 播 磨	西 播 磨	但 馬	丹 波		淡 路	計	
	有 形 文 化 財	(1)			(2)	(3)	(5)					(11)												
建造物	23	8	9	7	20	20	6	10	6	0	109	17	8	37	26	26	31	9	24	18	14	210	319	
絵 画	(1)				(1)						(2)												(2)	
彫 刻	21	9	11	6	12	9	9	9	16	5	107	6	1	13	10	21	11	12	27	7	7	115	222	
工 芸 品	16	(2)		5	5	6	3	0	1	2	3	65	4	0	1	3	9	4	4	6	11	1	43	108
書跡・典籍 古 文 書	(3)		(1)								(4)												(4)	
	19	9	6	3	1	1	2	0	2	0	43	3	2	0	1	3	2	1	7	2	1	22	65	
考 古 資 料	(1)										(1)												(1)	
	14	25	1	1	0	2	0	2	0	3	48	0	11	10	36	16	6	11	11	5	5	111	159	
歴 史 資 料	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0	1	1	4	0	0	0	9	10	
無 形 文 化 財	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	4	7	
	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
民 俗 文 化 財																								
有 形	2	0	0	0	0	1	2	1	1	0	7	3	1	4	0	5	4	5	3	3	28	35		
無 形	1	0	0	0	2	0	1	2	0	2	8	2	0	2	2	5	7	4	10	4	2	38	46	
	3*	0	0	0	1*	1*	1*	3*	2*	2*	13*												13*	
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物						(1)					(1)												(1)	
史 跡	6	5	6	5	3	6	8	6	5	4	54	2	0	5	5	10	13	28	21	7	6	97	151	
名 勝	2	0	0	0	0	0	2	4	0	2	10	1	0	0	0	1	4	1	8	1	5	21	31	
天 然 記 念 物	1	0	0	0	0	0	3	10	2	1	17	4	7	8	1	7	4	23	48	7	11	120	137	
重 要 文 化 的 景 観	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1												1	
重 要 伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区	1	0	0	0	0	0	1	2	2	0	6												6	
選 定 保 存 技 術	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	3												3	
合 計	(5)	(2)	(1)	(2)	(5)	(6)					(22)												(22)	
	159	100	47	33	52	50	39	54	42	22	598	45	34	82	93	100	93	103	192	70	57	869	1,467	
登 録 有 形 文 化 財 (建 造 物)	96	64	76	53	77	70	23	160	50	23	692	0	0	2	1	2	1	3	14	1	0	24	716	
登 録 有 形 文 化 財 (民 俗)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1												1	
登 録 記 念 物 (名 勝)	2	0	0	1	1	1	0	0	0	0	5												5	

- ※ ()内は、国宝・特別史跡で内数。
 ※ 地域を定めないで指定を受けているコウノトリ、イヌワシ、オオサンショウウオ、ヤマネ、オオワシ、オジロワシ、マガン、コクガン、ヒシクイは含まない。
 ※ *付の数字は、記録作成の措置を講ずべきものとして選択された無形文化財、無形の民俗文化財の数を示す。
 ※ 告示日をもって指定・登録件数に数える。
 ※ 複数の市町に及び、管理者も複数にわたる物件は以下のとおりで、それぞれの市町で1件と数えている。
 なお、但馬御火浦は名勝と天然記念物それぞれで1件と数えている。
 ・国指定 史跡 赤松氏城跡 (上郡町・相生市・姫路市)
 ・国指定 名勝・天然記念物 但馬御火浦 (新温泉町・香美町)

2 埋蔵文化財

(1) 埋蔵文化財とは

「埋蔵文化財」という用語は、昭和 25 年に制定された文化財保護法で造語された法律・行政用語であり、一般的には集落跡、古墳、窯跡、城跡などの「遺跡」、住居跡、井戸跡、墓跡などの「遺構」、土器、石器などの「遺物」を指しています。

埋蔵文化財は、文字どおり土地に埋蔵されている状態にある有形文化財、有形民俗文化財及び記念物の一部などの文化財を指しています。つまり、埋蔵文化財は文化財の分類ではなく、文化財の状態に着目した区分といえ、土地に埋蔵されている状態にあるときをとらえて、保護制度が設けられていて、他の文化財とは異なる概念にあるといえます。ただし、ここでいう「土地」とは、土や石などだけでなく、河川や湖沼、海なども含まれます。また、「埋蔵」とは、土地に埋没しているものだけではなく、古墳や城跡などのように地表に露出しているものも含まれています。このほか、発掘等によって出土した遺物も埋蔵文化財として保護の制度が設けられています。

これらの埋蔵文化財のうち、特に重要な価値をもつものが、「史跡」や「重要文化財」として指定され、埋蔵文化財とは違った保護制度が設けられています。例えば県内では、神戸市灘区桜ヶ丘町出土銅鐸や銅戈は国宝に、朝来市の池田古墳出土品などは重要文化財の考古資料、播磨町の大中遺跡などは史跡にそれぞれ指定されています。また、南あわじ市の古津路銅剣などが県指定重要有形文化財の考古資料、洲本市の白巣城跡などが県指定史跡となっています。

(2) 埋蔵文化財包蔵地とは

文化財を包蔵する土地を「埋蔵文化財包蔵地」といい、遺跡台帳、遺跡地図に記載のある遺跡のほか、外形的な判断や伝説等によって地域社会で広く認められている土地なども埋蔵文化財包蔵地に含めています。しかし、現状では必ずしもすべての埋蔵文化財包蔵地が周知されているわけではないことから、埋蔵文化財包蔵地の所在状況をあらかじめ把握し、保護の対象を特定しておくことが望ましく、兵庫県教育委員会では「兵庫県遺跡地図」を作成し、埋蔵文化財包蔵地の周知化を図っています。また、県立考古博物館のホームページでの公開などを通じて、開発事業者が周知の埋蔵文化財包蔵地の所在状況をよりの確に把握していただけるように努めています。

(3) 埋蔵文化財の特徴

埋蔵文化財は法律上の性格の他、次のような特徴をもっています。

- ① 土地に埋蔵されているため、存在が知られていないものが多い。
- ② 存在が知られていても、範囲が知られていないものが多い。
- ③ 発掘調査等をしてみないと性格や価値が明らかとならない場合が多い。
- ④ 発掘調査は一種の破壊行為であり、どれほど精確に行おうと、ただ一回しか実施できず、再現は不可能である。
- ⑤ 埋蔵文化財の保護は文化財を包蔵する土地に対する規制を必要とするが、一般的に土地利用は文化財と関係なく、現在の所有関係に基づいて行われるため、埋蔵文化財の保護と土地利用を整合させるには調整が必要となる。

(4) 周知の埋蔵文化財包蔵地の種類と数

周知の埋蔵文化財包蔵地の種類には大きく分けて、集落跡・遺物散布地、宮殿・官衙、寺院、城館、生産遺跡、古墳・横穴、その他の墳墓、祭祀遺跡などがありますが、これらの分類は形式的なものであり、実際にはそれらが複合していることが多いといえます。

全国には約 46 万カ所の埋蔵文化財包蔵地があります。このうち県内には 2 万 9 千カ所以上があり、全国的にみても数が非常に多いといえるでしょう。

①集落跡・遺物散布地・貝塚

集落跡は日常生活の場の痕跡であり、住居・貝塚・溝・井戸・土坑などの遺構で構成されています。遺物散布地や遺物包含層は、単に土器や石器などが散布または土中に包含されている遺跡で、その内容や性格が十分に明らかでない場合の呼称であり、一般的には、集落跡である場合が多いといえます。

②都城跡・官衙跡

都城、宮跡、離宮跡、国府跡、郡衙、郷家、駅家、城柵など古代の政治に関連する遺跡です。県内では確実な遺跡として 30 数カ所が知られているにすぎませんが、最近の発掘調査成果から、官衙跡及び関連遺跡と推定されている遺跡が数多く見つかっています。

③社寺跡

寺院跡、神社跡などがあります。県内では 640 カ所以上が知られており、特に奈良時代を中心とした古代寺院が多いのが特徴です。

④城館跡

古代・中世・近世の城館跡とそれに付属する施設・構築物などがあります。県内には 1,330 カ所ほどが知られており、特に他府県に比べ戦国時代の山城や近世の城館が多い特徴があります。

⑤古墳・横穴・その他の墳墓

埋葬に関連する遺跡です。特に、古墳時代を中心とした時代に造られたものを、墳丘がある場合は「古墳」、急な斜面をくりぬいているのは「横穴」としてその他の時代の墳墓と区別しています。

その他の時代の墳墓には、土壙墓、木棺墓、土器棺墓、方・円形周溝墓、高塚墓、集石墓などがあります。県内では古墳・横穴が約 19,000 基、その他の墳墓が約 500 カ所知られています。

⑥生産遺跡

石器生産遺跡、玉作り遺跡、採石場、窯跡、製鉄遺跡、鑄造所、鉦山跡、製塩遺跡などがあります。県内には約 1,600 カ所が知られています。

⑦その他の遺跡

港湾施設、関所跡、古代官道などの交通関連遺跡、水田跡や用水跡、条里跡などの農業関連遺跡、岩座、経塚などの宗教関連遺跡などがあります。

地域別遺跡数一覧（令和2年3月31日現在）

地域	市町名	集落跡	貝塚	都城跡	官衙跡	城館跡	社寺跡	古墳・横穴	その他の墳墓	生産遺跡	その他	総数
神戸	神戸市	447	0	0	0	72	39	169	10	26	44	807
	尼崎市	71	0	0	0	5	1	19	0	0	17	113
阪神南	西宮市	58	0	0	0	1	1	38	0	5	5	108
	芦屋市	42	0	0	6	3	2	98	8	31	10	200
阪神北	伊丹市	59	0	0	0	6	3	12	3	1	9	93
	宝塚市	22	0	0	0	3	2	247	2	4	6	286
	川西市	24	0	0	0	3	4	8	0	3	2	44
	三田市	111	0	0	0	61	67	615	23	95	35	1,007
	猪名川町	54	0	0	0	2	15	1	18	11	22	123
東播磨	明石市	172	2	0	0	7	2	26	2	116	11	338
	加古川市	84	0	0	0	31	11	307	17	182	10	642
	高砂市	44	2	0	0	4	1	37	1	6	1	96
	稲美町	23	0	0	0	0	1	5	1	2	3	35
	播磨町	17	0	0	0	3	0	1	0	0	1	22
北播磨	西脇市	75	0	0	0	30	15	641	9	113	25	908
	三木市	236	0	0	0	89	16	474	50	63	14	942
	小野市	75	0	0	0	22	14	419	6	22	13	571
	加西市	263	0	0	0	39	28	406	12	98	11	857
	加東市	171	0	0	0	7	7	451	5	97	17	755
	多可町	230	0	0	0	14	31	328	16	35	8	662
中播磨	姫路市	315	0	0	5	61	40	636	22	84	54	1,217
	神河町	7	0	0	0	5	1	25	1	1	3	43
	市川町	33	0	0	0	14	3	27	4	3	5	89
	福崎町	63	0	0	0	3	3	40	6	3	3	121
西播磨	相生市	11	0	0	0	7	1	91	0	119	1	230
	たつの市	197	0	0	1	24	25	1,388	23	27	26	1,711
	赤穂市	65	4	0	0	8	13	211	39	4	2	346
	宍粟市	195	0	0	0	36	12	180	6	61	21	511
	太子町	74	0	0	0	4	4	151	17	0	4	254
	上郡町	58	0	0	3	15	13	187	4	3	5	288
	佐用町	104	0	0	1	58	16	106	19	112	21	437
但馬	豊岡市	230	4	0	7	164	56	6,396	73	42	34	7,006
	養父市	238	0	0	0	92	21	1,099	19	15	7	1,491
	朝来市	74	0	0	1	58	17	1,449	21	17	22	1,659
	香美町	52	0	0	0	14	5	115	4	8	10	208
	新温泉町	87	0	0	0	41	15	427	4	13	10	597
丹波	丹波篠山市	160	0	0	0	120	73	1,044	28	48	23	1,496
	丹波市	177	0	0	2	117	29	1,113	21	66	21	1,546
淡路	洲本市	186	0	0	0	25	2	44	10	25	8	300
	南あわじ市	227	0	0	5	38	22	78	10	17	12	409
	淡路市	544	0	0	0	31	15	27	4	17	3	641
小計		5,375	12	0	31	1,337	646	19,136	518	1,595	559	29,209

年表

西暦	時代区分	国内の主な出来事	県内の代表的な遺跡	
B.C11000	旧石器時代	前期		
		中期	鹿児島始良カルデラの火山灰が降る	七日市遺跡（丹波市）
		後期	地域色のあるナイフ形石器群が成立する	板井・寺ヶ谷遺跡（丹波篠山市）
B.C300	縄文時代	草創期	土器が製作され、石鏃の使用が始まる 貝塚の形成や土偶の使用が始まる	神鍋遺跡（豊岡市）
		早期	漆の使用が始まる	○ 福本遺跡（神河町）
		前期		
	中期	各地に大規模な集落が形成される 土偶・石刀などを用いた祭祀が盛んとなる	片吹遺跡（たつの市）	
	後期	東北地域を中心として遮光器土偶が作られる 朝鮮半島から北部九州に稲作が伝わる	佃遺跡（淡路市） 口酒井遺跡（伊丹市）	
	晩期			
300	弥生時代	前期	鉄器・青銅器の使用が始まる 環濠を伴う集落が西日本各地に作られる 近畿・中国・四国を中心に銅鐸の祭祀が広まる	大開遺跡（神戸市） 玉津田中遺跡（神戸市） ◎ 加茂遺跡（川西市）
		中期	57 倭奴国王、後漢に遣使 107 倭国王、後漢に遣使	武庫之荘遺跡（尼崎市） ◎ 会下山遺跡（芦屋市） ◎ 田能遺跡（尼崎市）
		後期	高地性集落が出現する（倭国の大乱）	◎ 大中遺跡（播磨町）
		239 邪馬台国の女王卑弥呼が魏に使いを送る	○ 有年原・田中遺跡（赤穂市） ○ 養久山墳墓群（たつの市）	
600	古墳時代	前期	前方後円墳が各地に作られる 三角縁神獣鏡が配布され、古墳に副葬される	◎ 瓢塚古墳（姫路市） ◎ 西求女塚古墳（神戸市） ◎ 五色塚古墳（神戸市） ◎ 玉丘古墳群（加西市） ○ 宮山古墳（姫路市）
		中期	倭の五王が宋に使者を送る 大型前方後円墳が築造される 527 筑紫国造、磐井の乱 横穴式石室からなる群集墳各地に広まる	◎ 壇場山古墳（姫路市） ◎ 茶すり山古墳（朝来市） ○ 池田古墳（朝来市） ○ 大藪古墳群（養父市）
		後期	538 仏教が伝来する 593 聖徳太子が摂政となる	○ 東山古墳群（多可町） ○ 那波野古墳（相生市）
		飛鳥時代	645 大化の改新（律令国家の形成へ）	◎ 中山荘園古墳（宝塚市）
		710 平城京に都を移す	山垣遺跡（丹波市）	
		奈良時代	各国に国分寺・国分尼寺を建立する 764 藤原仲麻呂の乱（恵美押勝の乱）	◎ 伊丹廃寺跡（伊丹市） ◎ 山陽道野磨駅家跡（上郡町）
800	平安時代	794 平安京に都を移す	袴狭遺跡（豊岡市）	
		藤原氏による摂関政治の隆盛	志方窯跡群（加古川市・加西市）	
		末法思想の流行	滝ノ奥経塚（神戸市）	
		1086 白河上皇による院政が始まる 平氏が福原京に都を移す	神出窯跡群（神戸市） 楠・荒田町遺跡（神戸市）	
1200	鎌倉時代	1185 源頼朝が鎌倉幕府を開く	魚住窯跡群（明石市）	
		1221 承久の乱始まる		
1300		元寇（文永の役・弘安の役）	◎ 赤松氏城跡（姫路市・相生市・上郡町）	
1400	室町時代	1336 足利尊氏室町幕府を開く		
		1441 嘉吉の乱（嘉吉の変）	◎ 山名氏城跡（豊岡市）	
1500	戦国時代	1467 応仁の乱始まる（戦国時代へ）	◎ 八上城跡（丹波篠山市）	
		各地に戦国大名が起こる	宮内堀臨遺跡（豊岡市）	
		1573 織田信長、足利義昭を追放して室町幕府滅亡	◎ 三木城跡及び付城跡・土塁（三木市）	
		1549 キリスト教が伝来する	◎ 八木城跡（養父市）	
1600	安土桃山時代	1590 豊臣秀吉が国内を統一する	◎ 竹田城跡（朝来市）	
		1600 関ヶ原の戦い	◎ 大坂城石垣石丁場跡 東六甲石丁場跡（西宮市）	
1700	江戸時代	1603 徳川家康江戸幕府を開く	伊丹郷町遺跡（伊丹市）	
		1716 享保の改革	兵庫津遺跡（神戸市）	
		1786 寛政の改革	姫路城城下町遺跡（姫路市）	
		1841 天保の改革	◎ 徳島藩松帆台場跡（淡路市）	
		1867 大政奉還・王政復古行われる	○ 三田焼・三輪明神窯跡（三田市）	
1800	近代・現代	1868 明治維新行われる		
		1889 大日本帝国憲法発布	◎ 播州葡萄酒園跡（稲美町）	

◎国指定史跡、○県指定史跡

(5) 埋蔵文化財の意義と保護の必要性

埋蔵文化財は歴史・文化を正しく理解するための貴重な国民的財産です。先人が残した遺跡・遺物は当時の人々の生活や社会の様子を直接伝える資料であり、文献史料だけでは知ることのできない歴史や文化を明らかにしてくれる手がかりです。

わが国の高度経済成長期以降、経済発展に伴う開発事業の増大や生活様式の急速な変化は、埋蔵文化財の保護に重大な影響を与えました。開発に伴ってやむを得ない場合に遺跡の内容を知るための事前の発掘調査を行う制度が確立されましたが、埋蔵文化財は一度破壊されれば二度と復元することが不可能であることにも十分注意を払う必要があります。

(6) 埋蔵文化財の活用

文化財は国民の貴重な財産として保護されていますが、現代社会の急速な変質を受けて、期待される役割にも変化が生じています。

兵庫県では平成 14 年に、文化財を含めて地域文化を構成する多様な歴史的・文化的・自然的遺産を「歴史文化遺産」と位置づけ、魅力あふれる「地域づくり」や地域を愛する「人づくり」に活用するための考え方を「歴史文化遺産活用構想」としてとりまとめました。

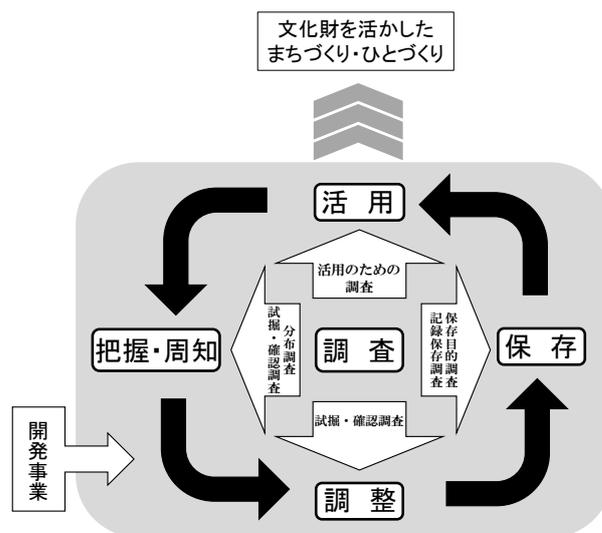
さらに国では、従来の文化財保護のさらなる円滑化・充実化を図るとともに、未指定の文化財も含めた文化財群を地域社会総がかりで保存し、継承していくことが必要であるとの観点から、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るために、平成 31 年に文化財保護法を改正しました。

この改正を踏まえ、兵庫県では令和 2 年に「兵庫県文化財保存活用大綱」を定め、県内での埋蔵文化財を含む「歴史文化遺産」の保護体制の整備充実、積極的な魅力発信、活用の推進強化、保存と継承を担う人材の確保に向けた指針を示しています。

発掘調査によって明らかになった埋蔵文化財の成果は、地域の文化に新しい発見をもたらします。こうした発見の多くは、成果の積み重ねによることから、調査の記録は発掘調査が終了した後も埋蔵文化財センター等で適正に保管・管理され、出土品は博物館や資料館等で広く展示・公開が行われています。

兵庫県は、県内の埋蔵文化財を調査・保管・管理、展示・公開する施設として、県立考古博物館を設置しています。「触れる・体感する、考古学のワンダーランド」をキャッチフレーズに、発掘調査の成果を「体感する」というコンセプトで展示を行っています。

さらに、県内市町の埋蔵文化財調査・公開を図っている組織や博物館・歴史資料館、遺跡公園などとネットワークを形成し連携事業を展開しています。



埋蔵文化財行政の基本的な流れ

3 開発事業と埋蔵文化財保護行政

(1) 緊密な連絡調整体制の整備

埋蔵文化財の保護には住民の理解と協力を得ることが欠かせないものであり、埋蔵文化財保護行政を担当する県・市町教育委員会等は、開発事業との円滑な調整を図りつつ埋蔵文化財を適切に保護していく上で、可能な限り客観的・合理的な判断や措置のもと、迅速な発掘調査の実施に努める必要があります。

開発事業者は、開発事業に伴う埋蔵文化財保護のため、埋蔵文化財に関わる手続き等を熟知するとともに、文化財行政担当職員と緊密な連絡を取りながら事業計画の実施を進める必要があります。

《県立考古博物館における連絡調整の実施例》

調整協議の主な内容	調整時期	協議者等
① 事業企画段階の周知の包蔵地照会	企画段階	事業者→文化財課・県立考古博物館・市町教育委員会等
② 都市計画決定等協議	都市計画決定前	事業者→文化財課・市町教育委員会等
③ 開発事業計画照会	11月下旬	県立考古博物館→各事業者
④ 回答の集約	12月上旬	県立考古博物館
⑤ 事業者別ヒアリング	1月～2月	県立考古博物館・事業者
⑥ 分布調査実施協議	3月上旬	県立考古博物館・事業者
⑦ 年間調査実施計画の決定	3月	県立考古博物館
⑧ 分布調査の実施	4月～	県立考古博物館
⑨ 発掘調査受・委託契約	4月～	社会教育課 ↔ 事業者
⑩ 「兵庫県高規格道路関連埋蔵文化財発掘調査連絡会」の開催	上半期	県土整備部土木局道路企画課高速道路推進室主催 (県立考古博物館・文化財課・国土交通省・NEXCO西日本等)
⑪ 調査実施に係る現地打合わせ	5月下旬～	県立考古博物館・まちづくり技術センター埋蔵文化財調査部・事業者・落札業者
⑫ 発掘調査開始	5月下旬～	県立考古博物館・まちづくり技術センター埋蔵文化財調査部・事業者・落札業者
⑬ 発掘調査現地の引継	現地調査終了時	県立考古博物館・事業者
⑭ 契約変更・精算	発掘調査終了時	社会教育課 ↔ 事業者

(2) 発掘調査の役割分担

兵庫県内で行われる開発事業に伴う発掘調査については、県教育委員会が広域的かつ統一的処理の必要な事業（具体的には市町が実施する公共事業及び県営農業基盤整備事業を除く公共事業等）を担当し、市町教育委員会等は地域性が高く受益者の範囲が限定されている事業（具体的には、市町事業、民間事業、県営農業基盤整備事業）を担当することを原則としています。ただし、発掘調査の迅速な対応が困難な場合、一定の要件をみたせば、県・市町間もしくは市町相互間の支援調査を行うことも積極的に取り入れていくことにしています。また、発掘調査は埋蔵文化財保護の観点から教育委員会等により実施されていますが、文化庁は一定の基準を満たすことを条件に民間調査組織の導入も認めています。

(3) 教育委員会等の保護体制

①埋蔵文化財の保護体制について

地方公共団体における文化財の保護に関する事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条 14 項により、教育委員会が管理し、執行することと定められています。平成 31 年の文化財保護法の改正に併せて同法も改正され、現在では、条例によって教育委員会から首長部局へと当該事務を移管することが可能となりました。なお、首長部局に移管する場合には、地方文化財保護審議会を置くものとされています（法第 190 条第 2 項）。

② 県教育委員会の保護体制

県教育委員会では、文化財課に審査指導担当を置き、主に法の届出等の事務、市町教育委員会等の実施する埋蔵文化財の取扱い指導、補助金事務、大規模開発等の事前意見照会に対する回答等を行っています。

県立考古博物館では、県が役割分担する開発事業に対する調整、発掘調査とともに、公開・活用などの普及活動を専門職員が行っています。

また、(公財)兵庫県まちづくり技術センターでは、県教育委員会からの委託により同埋蔵文化財調査部の専門職員が発掘調査・整理作業・報告書作成を行っています。

③ 市町教育委員会等の保護体制

県内市町教育委員会等には、約 120 人の埋蔵文化財専門職員が配置されており、市町事業、民間事業、県営農業基盤整備事業など、地域性が高く、受益者の範囲が限定されている事業を担当しています。市町教育委員会等は地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産である埋蔵文化財の状況を最も適切に把握していることから、埋蔵文化財の保護と開発事業の調整、発掘調査の迅速化のため、市町教育委員会等における調査体制を充実していく必要があります。

4 開発事業者側の原因による発掘調査の遅延と留意事項

教育委員会等は、開発事業の円滑な実施のため事業者に対して埋蔵文化財保護に関する措置について理解・協力を求めるとともに、調査体制の整備や発掘調査面積の変更が生じないよう綿密な分布調査や試掘・確認調査に努める必要があります。また、発掘調査を効率的に実施するための調査方法の改善にも取り組む必要があります。

一方、開発事業者は埋蔵文化財保護の趣旨について理解し、発掘調査の迅速な実施のため双方が緊密に連絡調整を行いながら、教育委員会等に協力することが望まれます。また、法の手続き等を熟知するとともに、開発計画に支障が生じないような条件整備が必要です。

以下、最近の事例から開発事業者の原因によって、発掘調査の円滑な実施ができなかった場合を例示します。

事例	遅延等の原因	事業者の留意事項
事例1	埋蔵文化財包蔵地の有無を教育委員会等に照会することを怠った。	計画段階で、教育委員会等に埋蔵文化財包蔵地の有無について問い合わせる必要がある。
事例2	開発事業計画の連絡・調整時期が遅れたため、発掘調査計画立案に支障があった。	事業計画は予算措置が行われていない段階にあっても、速やかな連絡調整が必要である。

事例	遅延等の原因	事業者の留意事項
事例3	工事計画に発掘調査期間が確保されていない場合があった。	あらかじめ工事工程の中に発掘調査期間を算入する等の措置が必要である。
事例4	文化財保護法に基づく手続きが行われていないか、不備があった。	国の機関等以外にあっては、工事着手の60日前までに届出が必要である。 国の機関等にあっては、取扱い方針を踏まえた事業の基本計画が策定された時期に通知を行うことが適切である。
事例5	事業計画が変更になったにもかかわらず、連絡・協議がなかったことから、調査面積が増加するなど発掘調査計画に支障があった。	事業計画の変更があった場合は、速やかに連絡調整が必要である。
事例6	発掘調査実施前、用地取得、物件移転、耕作権の放棄、保安林解除、農地転用、道路占有許可、埋設管移設等の事業者で行うべき条件整備が行われていない場合があり、発掘調査計画の策定が困難となった。あるいは、調査地周辺住民からの抗議により、発掘調査が中断した。	現地の状況について、条件整備するとともに逐一連絡調整が必要である。
事例7	発掘調査地への進入路等が確保されていないため重機等の機械が使用できず、調査期間が長期化した。	発掘調査地及び周辺地域のアクセスについて、事前に整備しておく必要がある。

5 埋蔵文化財調査の区分

埋蔵文化財に関する調査は実施の段階により、分布調査、試掘調査、確認調査、本発掘調査、出土品整理・報告書作成に区分されるのが一般的です。

6 取扱いの区分

周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発事業を行う場合には、当該地の市町教育委員会等に文化財保護法第93条の届出または、第94条の通知を提出することとなります。これに対し、県教育長等から「発掘調査」・「工事立会」・「慎重工事」の指示事項が通知・勧告されます。

事業者は「発掘調査」・「工事立会」の指示の場合には、工事の実施に先立ち、速やかにその対応を行わなくてはなりません。また、教育委員会等は事業者との事前の調整を基に、可能な限り迅速・効率的な計画によって、調査等を実施することとします。

発掘調査	土木工事等の実施に先立ち実施する記録保存のための本発掘調査
工事立会	工事の施工中に、教育委員会等の埋蔵文化財専門職員が立ち会い、埋蔵文化財が確認された場合は、必要な記録及びその他の措置を講ずる
慎重工事	工事による掘削が遺構等を損壊しない場合等、発掘調査及び工事立会の必要がない場合で、事業者が埋蔵文化財包蔵地において工事を行うものであることを認識の上、慎重に工事を実施し、埋蔵文化財を発見した場合は、直ちに工事を一時中止し、当該教育委員会等に連絡するよう求める

7 「記録保存」のための発掘調査と調査費用の原因者負担

開発事業との調整の結果、現状のまま保存できない埋蔵文化財については、最低限度の措置として可能な限り発掘調査等を行い、その調査記録を失われる埋蔵文化財の代わりに残すことを、通常「記録保存」と呼んでいます。記録保存のための調査は、本来の文化財保護の立場で行われるものでなく、開発事業という外因によってやむなく採る対応であることから、必要な経費は調査原因となった開発事業者が負担するべきであるという考え方に基づいて行われています（通常「原因者負担」と呼んでいます。）。

法第93条における「埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。」ことを根拠に調査の費用負担について事業者の協力を求めています。

このほか、文化庁（旧文化財保護委員会）と国土交通省（旧建設省）、西日本高速道路株式会社（旧日本道路公団）ほか、UR都市機構（旧日本住宅公団）等との間で、原因者負担等を明記した覚書等が結ばれています。この中では、発掘調査経費とともに出土品の整理及び報告書作成に係る経費についても原因者が負担することになっています。

ただし、開発事業の中には、個人住宅建設や個人農地整備などの個人負担分など発掘調査等の経費負担を求めることが困難な場合が多いことから、それらの事業については、教育委員会等が経費負担を行っています。

埋蔵文化財調査の流れ

調査の種別	内 容	状 況
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">予備調査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">発掘調査</div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 連絡調整 </div> <p>事業者は、事業地内の埋蔵文化財包蔵地の有無について、教育委員会等に照会を行う。 存在する場合には、取扱い等についての調整・協議を行う。</p>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 分布調査 </div> <p>地表面における遺物の散布状況や古墳等の遺存地形を踏査することによって、埋蔵文化財の有無を把握する調査。 地形の観察と地質・地形の形成過程を踏まえて、地形図・空中写真・地籍図・絵図等の資料を総合的に活用することが必要となる。 ただ、分布調査には制限が多く、この調査だけで遺跡の有無や範囲を簡単に把握することは困難な場合がある。</p>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 試掘調査 </div> <p>分布調査による表面観察で埋蔵文化財の有無を十分に確認できない場合に実施する、部分的な発掘調査。</p>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 確認調査 </div> <p>埋蔵文化財の範囲・性格・内容等の概要を把握するために行う、部分的な発掘調査。 現状保存を計る際にはその判断のための基礎資料となる。</p>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 本発掘調査 </div> <p>事業等により埋蔵文化財が損壊あるいは影響を受ける範囲について、記録保存のために行う発掘調査。図面・写真等により詳細な記録を取るとともに、出土品の取上げを行う。</p>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 出土品整理・報告書作成 </div> <p>発掘調査によって出土した遺物を整理するとともに、理化学的な保存処理や資料の取りまとめを行う。 こうした一連の調査成果を公とするため、発掘調査報告書を刊行する。</p>	

8 開発事業に関する埋蔵文化財取扱いの手続き

埋蔵文化財にかかわる基本的な取扱いの流れは次のとおりです。

(1) 埋蔵文化財の有無に関する照会

- ① 開発行為が計画された場合、事業者は可能な限り早い時期に開発事業予定区域内における埋蔵文化財等の所在状況やその取扱いについて、【第1号様式】により開発事業予定地の市町教育委員会等に対して照会・協議する。ただし、事業のうち、国・県等の実施にかかるもの（県教育委員会が発掘調査を分担する事業）の場合、事業者は、事前に兵庫県立考古博物館と協議する必要がある。

(2) 照会に対する回答と取扱い

- ① 市町教育委員会等は【第2号様式】により、照会者に埋蔵文化財の所在状況の回答を行う。
- ② 双方の協議が整い、事業予定区域内の埋蔵文化財の有無を確認するための分布調査及び試掘調査を行う必要がある場合には、事業者は当該教育委員会等に対して調査の依頼を行い、教育委員会等はこれに基づいて分布調査及び試掘調査を実施する。
- ③ 事業者は、分布調査等の実施に必要な開発事業地周辺の詳細な図面等を提供するとともに、現地踏査のための条件整備等に協力する。

(3) 分布調査及び試掘調査の実施と取扱い

- ① 市町教育委員会等は分布調査及び試掘調査の結果について、調査依頼を行った開発事業者に対して【第3号様式】により、公文書によって回答を行うとともに、県教育委員会に対しても【第4号様式】により、回答文書の写しを添付のうえ報告する。
- ② 調査により新たに埋蔵文化財包蔵地が発見された場合、市町教育委員会等は【第5号様式-1】により県教育委員会に報告するとともに、事業者は必要があれば【第7号様式-2】により県教育委員会に届出又は通知を行う。
- ③ 教育委員会等は事業予定地内に遺跡が確認された場合、先ず遺跡を現状保存するために事業者と協議を行う。なお、市町教育委員会等の実施した発掘調査で重要な遺跡については、県教育委員会がこの協議に加わる。

(4) 確認調査の実施と取扱い

- ① 事業者は埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う場合、【第6号様式-2】により事前に兵庫県教育長等にその旨を届出又は通知する（法第93条〔国の機関等以外の者の場合〕）又は第94条〔国の機関等の場合〕）。届出又は通知には必要資料を添付し、2部を開発事業当該地の市町教育委員会等に提出する。
- ② 【第6号様式-2】の届出・通知を受けた市町教育委員会等は、既存のデータによる遺跡への影響を照合する。開発事業を県教育委員会が担当する場合も【第6号様式-1】により、県教育委員会に遺跡の取扱いを進達する。
- ③ 既存のデータが無い場合においては、遺跡の内容等を把握するための確認調査を実施する。市町教育委員会等の実施した確認調査については、【第4号様式】による確認調査結果報告とともに、【第6号様式-2】を県教育委員会に進達する。

(5) 埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の実施

- ① 【第6号様式-2】による事前の届出又は通知に対し、県教育長から発掘調査実施の指示があった場合、本発掘調査を行うこととなる。発掘調査を担当するものが地方公共団体の者以外の者の場合、県教育長に法第92条による届出【第8号様式-2】又は第99条に基づく報告（地方公共団体の場合）【第9号様式】を行う。
- ② 政令指定都市及び中核市で行われる周知の埋蔵文化財包蔵地内における土木工事等に係る法第93条の届出は、政令指定都市及び中核市の教育長等に対して行う。

(6) 本発掘調査の実施

- ① 本発掘調査によって重要な遺跡が発見された場合、当該教育委員会等は遺跡の現状保存を図るため、発掘調査を一時中断し、事業者と事業計画の変更等について再協議を行う。なお、市町教育委員会等にあつては、県教育委員会の指導・助言を得るものとする。
- ② 市町教育委員会等は、現地における本発掘調査の終了後、【第14号様式-2】・【第15号様式】により県教育委員会に終了報告を行う。

(7) 工事中における遺跡の不時発見

- ① 遺跡が工事中等に不時発見された場合、事業者（土地の所有者または占有者）は【第7号様式-2】により法第96条（国の機関等以外）又は第97条（国の機関等）による届出又は通知を、県教育長あてに行う。
- ② 不時発見された遺跡の取扱い手順は、基本的に周知の埋蔵文化財包蔵地に関する場合と同様となる。
- ③ 政令指定都市及び中核市における法第96条は同市教育長等に提出し、同市教育委員会等が取扱いを行う。

(8) 出土品の取扱い

- ① 調査終了後、当該教育委員会等は速やかに【第12号様式】・【第13号様式】により、所轄警察署に埋蔵物発見届あるいは埋蔵文化財発見通知を提出する。
- ② 市町教育委員会等は遺失物法に定める公告期間の終了後、「兵庫県における出土品の取扱基準」に則り、出土品の活用を図るため【第19号様式】により、県教育委員会に譲与を申請する。

《手続きの種類と提出先等》

○開発事業者

① 土木工事等の開発事業を行う場合

No.	項目	手続	期限	提出部数	提出先	様式
1	埋蔵文化財等の所在の有無	照会	事業立案時	1部	当該市町教委等	第1号様式
2	分布調査依頼	依頼	調査前	1部	県又は市町教委等	—

② 周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合

No.	項目	手続	期限	提出部数	提出先	様式
1	法第94条（国の機関等）	通知	あらかじめ	2部	市町教委等	第6号様式
2	法第93条（国の機関等以外のもの）	届出	60日前	2部	市町教委等	第6号様式
3	調査依頼（確認調査・本発掘調査）	依頼	調査前	1部	県・市町教委等	—

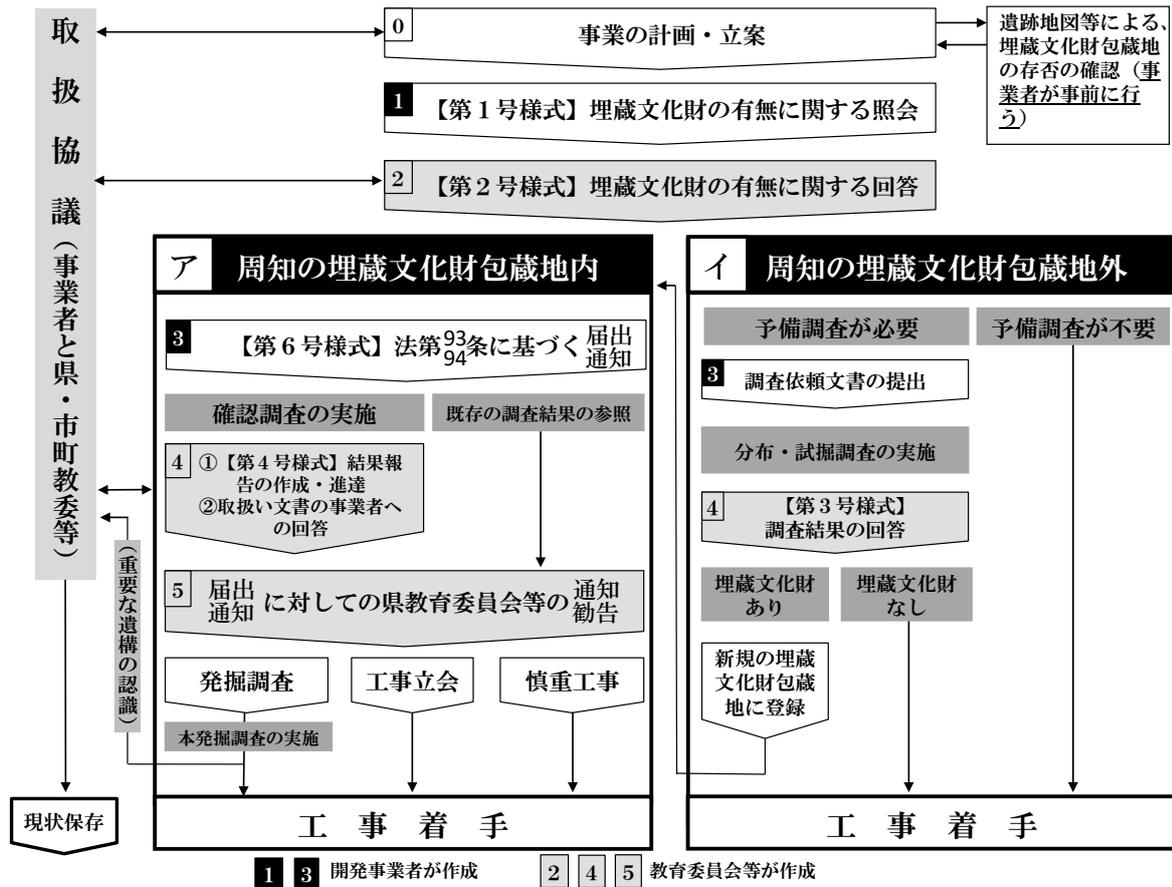
③ 工事中等に遺跡を発見した場合

No.	項目	手続	期限	提出部数	提出先	様式
1	法第97条（国の機関等）	通知	速やかに	2部	市町教委等	第7号様式
2	法第96条（国の機関等以外のもの）	届出	速やかに	2部	市町教委等	第7号様式
3	調査依頼（確認、本調査）	依頼	調査前	1部	県・市町教委等	—

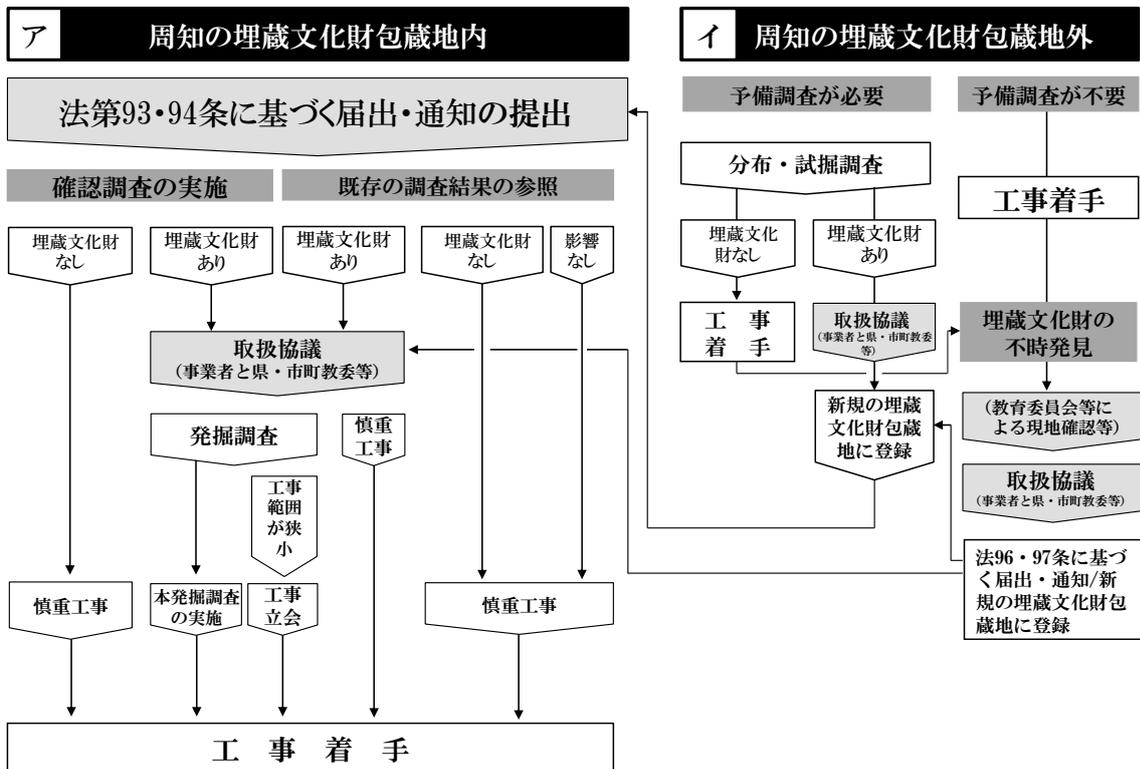
○発掘調査担当

No.	項目	手続	期限	提出部数	提出先	様式
1	埋蔵文化財包蔵地所在状況	回答	照会后、速やかに	1部	事業者	第2号様式
2	分布・試掘・確認調査結果	回答 報告	調査終了後、 速やかに	1部	事業者 県教委	第3号様式 第4号様式
3	埋蔵文化財包蔵地の発見等	報告	発見等後、速 やかに	1部	県教委	第5号様式
4	調査体制・調査期間・経費積算 ・協定書	回答	調査依頼後、 速やかに	1部	事業者	—
5	法第92条第1項 (地方公共団体以外のもの)	届出	30日前	2部	市町教委等	第8号様式
6	法第99条（地方公共団体）	報告	調査開始後、 速やかに	1部	県・市町教委等	第9号様式
7	本発掘調査終了	報告	調査終了後	1部	県教委	第14号様式

1. 開発事業者と教育委員会等による埋蔵文化財にかかる事務手続きフロー



2. 開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いフロー



記入上の注意

(1) 文化財保護法第93条・第94条の提出について

	用語・項目	説明
基本的事項	表題の「埋蔵文化財発掘」とは	「遺跡の発掘調査」の意味ではなく、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内において、土木工事等によって「土地を掘削する」ことをさす。
	複数の周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する場合	遺跡ごとに届出・通知文書を作成する。
	工事が複数年度にわたる場合	原則として工事等の開始前に1度提出頂き、次年度以降の提出は不要。
	作成書類の規格等	書類の管理上の問題から、A4版、両面コピーで作成する。
	93条の届出年月日	市町教育委員会等の担当窓口へ提出した日付とする。
	択一式の記入箇所	該当するいずれかを漏れなく○で囲む。 遺跡の種類、遺跡の名称、員数は、当該市町教育委員会等に確認する。
各記入項目	記入必要箇所	「別記2」の太線内を漏れなく記入する（上下の細線欄は記入しない）
	1 所在地	工事実施場所の住所等を地番まで記入する。
	2 面積	工事の施工対象面積あるいは、敷地面積を記入する。
	3 土地所有者	登記簿上の所有者を記入する。 所有者が複数の場合は、代表者氏名の他○名とする。
	4 遺跡の種類等	「遺跡の種類」・「遺跡の名称」・「員数」・「遺跡の現状」・「遺跡の時代」の各項目については、市町教育委員会等に事前に確認する。 「遺跡の現状」には、地目ではなく現在の土地利用形態を記入する。
	5 工事の目的等	「工事の概要」は、「○○建設工事」のように工事の内容を簡潔且つ、具体的に記入する。
	6 工事主体者	工事の施主のことであり、基本的に「届出者」と同じにする。（コンサルタント会社名等は避ける）
	7 施工責任者	工事請負者が決定している場合、その氏名（会社名）・住所を記入する。 なお、未定の場合は「未定」とする。
	8 着手時期	現在予定している時期を記入する。なお、未定の場合は「未定」とする。
	9 終了時期	
10 参考事項	事前の工事予定（解体等）など参考になる事項があれば、記入する。	

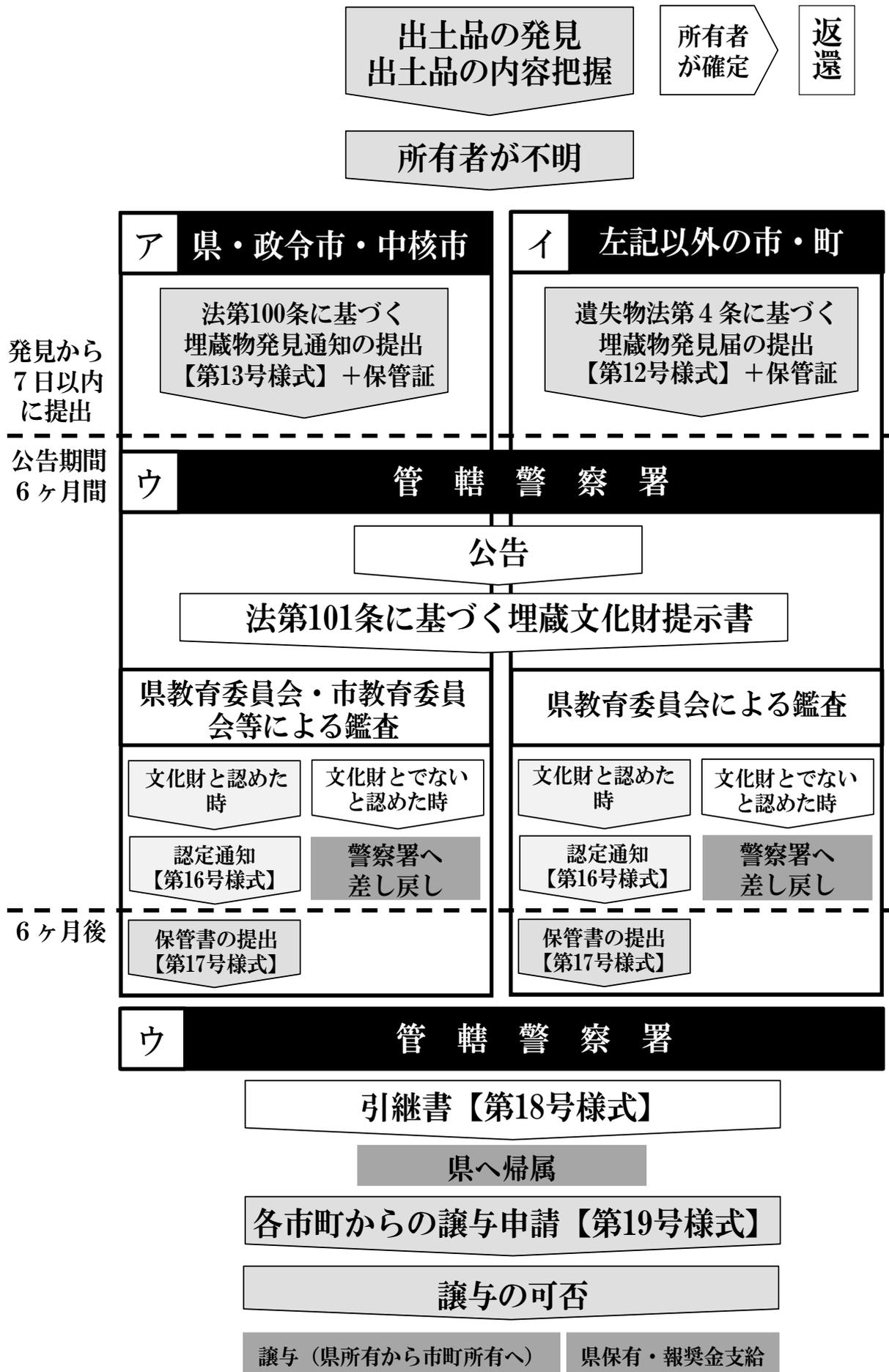
(2) 文化財保護法第92条・第99条の提出について

	用語・項目	説明
基本的事項	発掘調査の届出・報告	遺跡ごとに提出する。
	同一遺跡でも地点・調査期間が異なる場合	別の届出・通知とする。
	調査が多年次に渡る場合	年度ごとに当該年度の調査内容で届出・通知を行う。
	承諾書（第10号様式）	発掘調査予定地の土地所有者が記入する。 土地所有者（占有者）に説明の上、出土品に関する権利放棄を併記する。
	発掘調査承諾書（第11号様式）	発掘担当者が発掘掘査の主体機関以外の者の場合、添付が必要となる。
	添付の図面	調査対象範囲・調査予定箇所及び開発事業にあつては工事範囲を色分けにより明示し、それぞれ凡例を付ける。
	試掘・確認調査の場合	法第92条及び第99条に基づく届出・報告は要しない。 但し、【第4号様式】により、兵庫県教育委員会に調査結果を報告する。
各記入項目	記入必要箇所	太線内を漏れなく記入する。（上下の細線欄は記入の必要なし）
	記入項目 「1～3、7、8、10」	上記、第6号様式-2の説明に準拠する。
	4 調査の目的 調査の契機	a～dの該当項目を○で囲む。 「a 学術研究」は（ ）内に目的を明記する。
	第8号様式-2の備考	「○○建設工事」のように工事の内容を簡潔且つ、具体的に記入する。
	第9号様式の「土木工事等の届出等」	該当項目を○で囲む。 「有」の場合は、文書番号を記す。
	5 調査主体者	実施機関について記入する。 第8号様式-2の場合、大学・調査団等の名称とその所在地を記す。 第9号様式の場合、市町教育委員会等名とその所在地を記す。
	6 発掘担当者	直接現地で発掘調査を担当する者について記す。
	第8号様式-2の場合 第9号様式の場合	「発掘調査担当承諾書（第11号様式）」に記した者と同一とすること。 市町教育委員会等の埋蔵文化財専門職員とすること。
9 出土品処理	本発掘調査終了後における遺物の保管・取扱いについて、具体的に記す。	

(3) 文化財保護法第96条・第97条の提出について

	用語・項目	説明
各記入項目	記入必要箇所	太線内を漏れなく記入する（上下の細線欄は記入しない）
	記入項目 「1～3、7」	上記、第6号様式-2の説明に準拠する。
	4 土地占有者	所有者以外に土地の占有者がある場合は、その氏名・住所を記入する。
	5 発見年月日	埋蔵文化財包蔵地を発見した年月日を記入する。
	6 発見の事情	該当項目を○で囲む。 「土木工事中」の（ ）には「○○作業中」等を補記する。
	8 現状の変更	「時期」には「工事に着手した年月日～工事終了予定日」を記入する。 「理由」には具体的な工事内容を記入する。
	9 出土品	発見された出土品の種類・形状・数量等を記入する。 内容については、市町教育委員会等に確認する。
	10 保護措置	発見した後にとつた保護のための行為を具体的に記入する。
	11 参考事項	市町教育委員会等に確認を行い、当該地の遺跡名を記入する。

出土品の取扱いフロー



様式編

【第1号様式】

(文書番号)
令和 年 月 日

当該市町教育長等 様

住 所
氏名等

埋蔵文化財の所在の有無について（照会）

下記のとおり、開発事業を計画しておりますので、区域内の埋蔵文化財の所在の有無について照会します。

記

- 1 開発事業計画の種類
- 2 開発予定地
- 3 開発予定面積
- 4 工事着手予定時期
令和 年 月 ～ 年 月
- 5 添付図面
 - (1) 位 置 図 (縮尺 1/25,000 または 1/50,000)
 - (2) 計 画 図 (工事計画図面)
 - (3) 現 況 写 真

(記入上の注意)

※ A4版で作成して下さい。

【第2号様式】

(文書番号)
令和 年 月 日

(照会者) 様

当該市町教育長等

埋蔵文化財の所在の有無について (回答)

令和 年 月 日付け (文書番号) で照会のあったことについて、下記のとおり回答します。

記

- 1 照会のあった所在地

- 2 周知の埋蔵文化財包蔵地等の所在の有無
 - a 有 (包蔵地名:)
 - b 無
- 3 保護に係る措置等

- 4 周知の埋蔵文化財包蔵地の位置図及び遺跡地名表

(回答上の注意)

- ※ 回答は文書で行うとともに、事業者に対し所在状況、保護の措置等を十分に説明し理解を得ること。
- ※ 事業予定地内に国指定文化財、地方公共団体指定文化財等が存在する場合は、指定文化財の種類、国・県・市町指定の別等についても回答すること。
- ※ 保護に係る措置等については、具体的な取扱い措置を記入すること。
(例：周知の埋蔵文化財包蔵地は所在しないが、念のため、〇〇調査を実施する必要がある。)
- ※ 包蔵地の位置図及び地名表については、出典を明示すること。
- ※ 回答様式が定められた照会文書は、この様式は用いないこと。

【第3号様式】

(文書番号)
令和 年 月 日

(照会者) 様

当該市町教育長等

[分布・試掘] 調査の結果報告について (回答)

下記のとおり、[分布・試掘] 調査を実施しましたので、結果を回答します。

記

1 所在地

2 調査面積 m^2

3 調査の目的

4 調査期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

5 取扱い

6 その他

【第4号様式】

(文書番号)
令和 年 月 日

兵庫県教育長様

当該市町教育長等

〔分布・試掘・確認〕調査の結果報告について（報告）

下記のとおり、〔分布・試掘・確認〕調査を実施しましたので、結果を報告します。

記

- 1 調査地の区分
 - a 周知の埋蔵文化財包蔵地（ 遺跡）
 - b 周知の埋蔵文化財包蔵地外
- 2 所在地
- 3 調査面積 m^2
- 4 調査の目的
- 5 調査主体者・調査担当者
- 6 調査期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（実働 日間）
- 7 遺構の有無
 - a 有（種類・時代の概要： ）
 - b 無
- 8 遺物の有無
 - a 有（種類・時代の概要： ）
 - b 無
- 9 取扱い
- 10 遺跡分布地図の追補訂正の要否
 - a 要（別紙第5号様式）
 - b 否
- 11 その他

（回答上の注意）

※確認調査結果報告は、文化財保護法に基づく土木工事等の届出等に添えて提出すること。

兵庫県教育長様

当該市町教育長等

周知の埋蔵文化財包蔵地の変更について（報告）

下記のとおり、周知の埋蔵文化財包蔵地の変更がありましたので報告します。

	市町名		
(ふりがな)			
1 遺跡の名称			
2 県地図番号		図幅名	
3 市町地図番号		図幅名	
4 変更	全域発見	一部範囲発見	一部範囲消滅 全域消滅
5 所在地			
6 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()		
7 遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()		
8 土地所有者	国 公 () 民		
9 現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
11 発見年月日	令和 年 月 日		
12 発見の事情	分布調査 試掘調査 確認調査 本発掘調査 その他 ()		
13 出土品	(種類・形状・数量)		
14 保管場所			
15 参考事項			

受 理	協 議	通 知	県地図修正	市町地図修正

添付資料（写真・図面等）

当該市町教育長等 様

兵庫県教育長

周知の埋蔵文化財包蔵地の決定について（通知）

令和 年 月 日付け（文書番号）で報告のありました下記の遺跡について、兵庫県遺跡地図に登録しましたので通知します。

なお、貴市町・教育委員会備え付けの遺跡分布地図を併せ訂正され、埋蔵文化財の保護等に遺漏のないようご配慮ください。

記

文書番号・報告日	遺跡の名称・所在地	変更理由	県地図番号	備考

兵庫県教育長様

当該市町教育長等

埋蔵文化財発掘〔届出・通知〕書の送付について（進達）

みだしのことについて、下記の者から文化財保護法〔第93条・第94条〕の規定により、発掘の〔届出・通知〕がありましたので進達します。

なお、当該事業については、下記4のとおり指導する所存でありますので、よろしくお願ひします。

記

- 1 〔届出・通知〕者
- 2 事業の実施場所
- 3 周知の埋蔵文化財包蔵地名
- 4 指導事項
 - 発掘調査（工事により破壊を受ける箇所について、記録保存のための本発掘調査を行う）
 - 工事立会（内容・理由）
 - 慎重工事（内容・理由）
 - その他（内容・理由）

【第6号様式-2】

(文書番号)
令和 年 月 日

兵庫県教育長様

住所
氏名等

埋蔵文化財発掘〔届出・通知〕について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のために発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）〔第93条・第94条〕の規定により、関係書類を添付し、下記のとおり〔届出・通知〕します。

教文第	号・令和	年	月	日	市町文書番号	令和	年	月	日
-----	------	---	---	---	--------	----	---	---	---

1	所在地									
2	面積									
3	土地所有者	氏名等：								
		住所：								
4	遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡（ ）								
	遺跡の名称							員数		
	遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他（ ）								
	遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他（ ）								
5	工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼店舗 その他建物 宅地造成 区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 水道・ガス・電気 農業基盤整備 農業関係 土砂採取 その他開発（ ）								
		工事の概要								
6	工事主体者	氏名等：								
		住所：								
7	施工責任者	氏名等：								
		住所：								
8	着手時期				9	終了時期				
10	参考事項									

指導事項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他（ ）
------	-----------------------

- 〔注意事項〕
- ① 太線内は届出・通知者が記入。
 - ② 指導事項欄は兵庫県教育委員会で記入
 - ③ 4. 5欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は（ ）内に記入

兵庫県教育長様

当該市町教育長等

遺跡発見の〔届出・通知〕書の送付について（進達）

みだしのことについて、下記の者から文化財保護法〔第96条・第97条〕の規定により、遺跡発見の〔届出・通知〕がありましたので進達します。

なお、当該事業については、下記4のとおり指導する所存でありますので、よろしくお願ひします。

記

1 〔届出・通知〕者

2 遺跡名

3 遺跡の所在地

4 指導事項

- 1 発掘調査（内容・理由）
- 2 工事立会（内容・理由）
- 3 慎重工事（内容・理由）
- 4 その他（内容・理由）

【第7号様式-2】

(文書番号)
令和 年 月 日

兵庫県教育長様

住所
氏名等

遺跡発見の〔届出・通知〕について

遺跡と認められるものを発見しましたので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)〔第96条・第97条〕の規定により、関係書類を添付し、下記のとおり〔届出・通知〕します。

記

教文第	号・令和	年	月	日	市町文書番号	令和	年	月	日
-----	------	---	---	---	--------	----	---	---	---

1 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()
遺跡の時代	
2 所在地	
3 土地所有者	氏名等： 住所：
4 土地占有者	氏名等： 住所：
5 発見年月日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
6 発見の事情	土木工事中 () 分布調査 試掘調査 その他 ()
7 遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()
8 現状の変更	氏名等： 住所：
9 出土品	(種類・形状・数量)
10 保護措置	
11 参考事項	

指導事項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他 ()
------	------------------------

- 〔注意事項〕
- ① 太線内は届出・通知者が記入。
 - ② 指導事項欄は兵庫県教育委員会で記入
 - ③ 1. 6・7欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入

兵庫県教育長様

当該市町教育長等

埋蔵文化財発掘調査届出書の送付について（進達）

みだしのことについて、下記の者から文化財保護法第92条の規定により、発掘調査届出書が提出されましたので進達します。

記

- 1 届出者
- 2 調査担当者
- 3 埋蔵文化財包蔵地名
- 4 調査の目的（開発に伴う場合は、土木工事等の届出等の種別、進達番号等を記入すること）
- 5 調査期間
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 6 その他

【第8号様式-2】

(文書番号)
令和 年 月 日

兵庫県教育長様

住所
氏名等

埋蔵文化財発掘調査の届出について

埋蔵文化財包蔵地について発掘調査を実施したいので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第92条の規定により、関係書類を添付し、下記のとおり届出ます。

記

市町文書番号	
教文第 号・令和 年 月 日	令和 年 月 日

1 所在地			
2 調査面積			
土地所有者	氏名等		
3 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()		
遺跡の名称		員数	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()		
4 調査の目的	a 学術研究 () b 遺跡整備 () c 自然崩壊		
調査の契機	d 開発事業に伴う <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼店舗 その他建物 宅地造成 区画整備 公園造成 ゴルフ場 観光開発 水道・ガス・電気 農業基盤整備 農業関係 土砂採取 その他開発 () </div>		
	備考:		
5 調査主体者	氏名等: 住所:		
6 発掘担当者	氏名等: 住所:		
7 着手時期		8 終了時期	
9 参考事項			

指示事項	
------	--

- [注意事項] ① 太線内は届出・通知者が記入。
 ② 3・4欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入

【第9号様式】

(文書番号)
令和 年 月 日

兵庫県教育長様

当該市町教育長等

埋蔵文化財発掘調査通知書の送付について(報告)

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第99条の規定により、埋蔵文化財について発掘調査に着手しましたので、関係書類を添付し、下記のとおり報告します。

記

市町文書番号	
教文第 号・令和 年 月 日	・令和 年 月 日

1 所在地			
2 調査面積			
土地所有者	氏名等		
3 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()		
遺跡の名称		員数	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()		
4 調査の目的	a 学術研究 () b 遺跡整備 () c 自然崩壊		
調査の契機	d 開発事業に伴う <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼店舗 その他建物 宅地造成 区画整備 公園造成 ゴルフ場 観光開発 水道・ガス・電気 農業基盤整備 農業関係 土砂採取 その他開発 ()</td> </tr> </table>		道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼店舗 その他建物 宅地造成 区画整備 公園造成 ゴルフ場 観光開発 水道・ガス・電気 農業基盤整備 農業関係 土砂採取 その他開発 ()
道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼店舗 その他建物 宅地造成 区画整備 公園造成 ゴルフ場 観光開発 水道・ガス・電気 農業基盤整備 農業関係 土砂採取 その他開発 ()			
土木工事等の届出等	有 法第93条 法第94条 法第96条 法第97条 無 文書進達番号(令和 年 月 日付け 号)		
5 調査主体者	氏名等: 住所:		
6 発掘担当者	氏名等: 住所:		
7 着手時期		8 終了時期	
9 出土品処理			
10 参考事項			

- [注意事項] ① 太線内は届出・通知者が記入。
② 3・4欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入

教育長等 様

住 所
氏 名

発掘調査承諾書

下記所有地の発掘調査を承諾します。

なお、発掘調査による出土品について、その権利を放棄し、活用については貴殿に一任します。

記

- 1 発掘調査予定地の所在地
- 2 発掘調査地の予定面積

[注意事項] ① 発掘調査承諾書には、埋蔵物発見の権利放棄を記すことが望ましい。
② 発掘調査の実施により影響を及ぼすおそれのある作物、地上物等がある場合は相互の了解事項を記した書面を残すことが望ましい。

教育長等 様

住 所
氏 名（発掘調査担当者）

発掘調査担当承諾書

下記の発掘調査について、調査担当者となることを承諾します。

記

- 1 発掘調査予定地の所在地

- 2 埋蔵文化財包蔵地名（遺跡名）

- 3 発掘調査地の予定面積

- 4 期 間
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

[注意事項] ① 文化財保護法第92条第1項の届出及び第99条の2第1項の報告のうち、発掘調査主体者以外の者が調査を担当する場合は、経歴書を添付し提出すること。

警察署長 様

住 所
氏 名

埋 蔵 物 発 見 届

このたび、つぎのとおり埋蔵物を発見いたしましたので、保管証を添えてお届けいたします。

記

- 1 発見者の住所、氏名、生年月日
- 2 発見した場所、遺跡名
- 3 発見した土地の所有者の住所及び氏名
- 4 発見した年月日

令和 年 月 日

- 5 発見した埋蔵物の名称、数量

埋蔵物の名称	数 量

- 6 発見した理由

【第12号様式-2】

埋 蔵 物 保 管 証

1 埋蔵物の名称及び数量

埋 蔵 物 の 名 称	数 量

2 発見の場所及び年月日

令和 年 月 日

3 発掘者及び発掘担当者

4 保管の場所

5 保管の方法

6 保管責任者

以上により埋蔵物を（保管責任者名）の負担において、責任をもって保管いたします。

令和 年 月 日

住所
氏名

警察署長 様

警察署長 様

住所
氏名

埋 蔵 文 化 財 発 見 通 知

このたび、下記のとおり埋蔵文化財を発見しましたので、保管証を添えて通知します。
なお、出土遺物は整理の都合上、混交を防ぐため別添保管証記載の場所に収蔵しておりますので、ご了承願います。

記

- 1 発見者の住所、氏名及び生年月日
- 2 発見した場所及び遺跡名
- 3 発見した土地の所有者の住所及び氏名
- 4 発見した年月日

令和 年 月 日

- 5 発見した埋蔵文化財の名称、数量

埋蔵文化財の名称	数 量

- 6 発見した理由

兵庫県教育長 様

当該市町教育長等

埋蔵文化財発掘調査終了報告書の送付について（進達）

みだしのことについて、下記の者から文化財保護法第92条の規定により、発掘調査終了報告書が提出されましたので進達します。

記

1 報告者

2 調査担当者

3 文化財保護法第92条に基づく届出書の進達番号・年月日

4 埋蔵文化財包蔵地名

5 取扱い

保 存 ・ 一部保存 ・ 記録保存 ・ その他 ()

6 遺跡分布地図の追補訂正の要否

有 (別紙第5号様式) ・ 無

7 その他

【第14号様式-2】

(文書番号)
令和 年 月 日

兵庫県教育長 様

提出者

埋蔵文化財発掘調査終了報告書の提出について

文化財保護法第92条の規定により、令和 年 月 日付けで届け出ました下記遺跡の発掘調査が終了しましたので、別紙報告書を添え提出します。

記

- 1 遺跡の名称
- 2 所在地
- 3 県教育委員会の現地立会年月日

令和 年 月 日

[注意事項] ① 終了報告は、当該市町教育委員会等を経由すること。

【第15号様式】

(文書番号)
令和 年 月 日

兵庫県教育長 様

埋蔵文化財発掘調査終了報告の提出について

文化財保護法第99条の規定により、令和 年 月 日付け(文書番号)で報告しました下記遺跡の発掘調査が終了しましたので、報告します。

記

1 遺跡の名称

2 所在地

3 取扱い

現状保存 ・ 一部保存 ・ 記録保存 ・ その他 ()

4 県教育委員会の現地立会・協議の有無

有(令和 年 月 日) ・ 無

5 遺跡分布地図追補訂正の要否

有(別紙第5号様式) ・ 無

6 その他

埋蔵文化財発掘調査終了報告

		作成機関名				
(ふりがな) 遺跡名称		分布地図番号	県 ()	市町 ()		
種 類						
時 代	旧・縄・弥・古・飛・奈・平・鎌・室・戦・江・明・大・昭・不明					
(ふりがな) 所 在 地						
調 査 主 体						
調 査 担 当 者						
調 査 原 因						
調 査 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (実働 日間)					
取 扱 い	現状保存・一部保存・記録保存・その他 ()					
経 費	千円	負担者				
調 査 面 積						
調 査 概 要	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項	
位 置	図幅		北緯	° ' "	東経	° ' "
調 査 届 出 等	令和 年 月 日 第 号					
埋蔵物発見届	令和 年 月 日 兵庫県 警察署長あて提出					
遺跡地図変更	要 ・ 否					
備 考						

警察署長 様

兵庫県教育長

埋蔵物の文化財認定について（通知）

令和 年 月 日付けで提出された下記物件は、鑑査の結果、文化財と認定しましたので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第102条の規定により通知します。

記

発見者			
土地所有者			
発見年月日	令和	年	月 日
発見の場所			
物件の名称	数 量		

【第16号様式-2】

(文書番号)
令和 年 月 日

届出者(発見者・土地所有者) 様

兵庫県教育長

埋蔵物の文化財認定について(通知)

令和 年 月 日付けで提出の埋蔵物発見届出書(警察署)にかかる物件は、文化財と認定しましたので通知します。

この物件の取扱いについては、別途指示のあるまで保管について注意されるよう配慮願います。また、公告日から6ヶ月が経過した後は、文化財保護法第105条の規定により、所有者が判明しないものとして、当該文化財の所有権は県に帰属しますのでご了知下さい。

なお、このことについては、別紙のとおり所管の警察署長あてに通知していますので、念のため申し添えます。

【第17号様式】

埋蔵文化財保管証

- 1 埋蔵文化財の名称及び数量

- 2 発見の場所及び年月日

- 3 発掘主体及び発掘担当者

- 4 保管の場所

- 5 保管の方法

- 6 保管責任者の氏名、住所

以上により埋蔵文化財を _____ の負担において、貴教育委員会より指示があるまで、当分の間、責任をもって保管します。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

保管者 住所
氏名

兵庫県教育長 様

【第18号様式】

埋蔵文化財引継書

1 埋蔵文化財の名称及び数量

2 発見の場所及び年月日

3 発見者の住所及び氏名

4 埋蔵文化財認定年月日

5 埋蔵文化財の県帰属年月日

以上のとおり引き継ぎいたします。

令和 年 月 日

引継者 警察署長

引受者 兵庫県教育委員会
文化財課長

【第19号様式】

(文書番号)
令和 年 月 日

兵庫県教育長 様

住所
氏名

[譲 与 ・ 譲 渡] 申 請 書

財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和39年3月31日条例29号）第6条の規により、下記1の出土文化財を下記2によって〔譲与・譲渡〕を受けたいので申請します。

記

1 [譲与・譲渡]申請出土品

- (1) 品目及び数量
- (2) 発見者の氏名・住所
- (3) 発見の場所・遺跡名、発見の年月日
- (4) 発見された土地の所有者の氏名・住所
- (5) 文化財として認定された年月日

2 [譲与・譲渡]申請の理由・譲与後の取扱い

- (1) [譲与・譲渡]申請の理由
- (2) [譲与・譲渡]後に保管する場所・施設及び保管方法
- (3) 保管責任者となるべき者の氏名・役職・連絡先
- (4) その他参考となるべき事項

※ 添付書類

- 1 埋蔵物の文化財認定について（通知）【16号様式-2】の写し
- 2 発見の場所、発見の状況の概要を示す資料
- 3 地方公共団体による譲与の申請の場合は、発見者等が地方公共団体に対する譲与を了承していることを証する書面
- 4 地方公共団体以外による譲与・譲渡の申請の場合で、発見者等が保存・活用のための施設等を有しないときは、譲与後にそれらの施設等を有する者に寄託する等により適切な保存・活用が確保されているものであることを証する書面（別添様式参照）

【別添様式】

(文 書 番 号)
令和 年 月 日

出土品の保存・活用についての了解書

発見者
発見地の土地所有者
譲与後当該出土品の寄託等を受けて
保存・活用する者

下記1の出土品を下記2のとおり（ ）に[寄託・譲与]し、保存・活用を行うことを了解します。

1 出土品の名称等

- (1) 出土品の名称

- (2) 発見地

- (3) 発見年月日

2 保存・活用の方法

- (1) 寄託等を受けて保存・活用を行う者の氏名・住所[機関の名称・代表者名・所在地]

- (2) 保存・活用を行う施設の名称・所在地、規模・構造等の概要

- (3) 保存・活用等の概要

兵庫県教育長 様

当該市町教育長等

出土品の保管・管理に係る状況について（報告）

みだしのことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 出土品の名称・内容・数量
区分A： 点（収蔵品目録を添付のこと）
B： 箱
- 2 出土遺跡・所在地
- 3 発見年月日
- 4 発見者の氏名・住所
- 5 発見された土地の所有者の氏名・住所
- 6 保管・管理場所
- 7 保管・管理の状況
- 8 報告書への記載状況
- 9 その他
 - (1) 埋蔵物発見届（埋蔵文化財発見通知）年月日
 - (2) 届出（通知）警察署
 - (3) 警察署長提出年月日
 - (4) 文化財認定年月日
 - (5) 出土文化財の権利放棄同意書の有無

【第21号様式】

(文書番号)
令和 年 月 日

兵庫県教育長 様

当該市町教育長等

出土品の保管・管理を要しない等の措置に係る状況について（報告）

みだしのことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 対象出土品の種類・性格・数量（具体的に記入すること）
- 2 出土遺跡・所在地
- 3 出土文化財譲与年月日
- 4 実施年月日
- 5 実施場所
- 6 実施方法
- 7 実施理由

資料編

I 文化芸術基本法、文化財保護法、遺失物法等関係法令

1 文化芸術基本法（抄）

平成 13 年 12 月 7 日法律第 148 号
[改正] 令和元年 6 月 7 日法律第 26 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条～第 6 条）

第 2 章 文化芸術推進基本計画等（第 7 条・第 7 条の 2）

第 3 章 文化芸術に関する基本的施策（第 8 条～第 35 条）

第 4 章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第 36 条・37 条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自身が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

- 第 2 条** 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。
- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
 - 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
 - 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
 - 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
 - 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
 - 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
 - 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、

学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第5条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

第3章 文化芸術に関する基本的施策

（文化財等の保存及び活用）

第13条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第26条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮等）

第28条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第29条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究等）

第29条の2 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（関係機関等の連携等）

第32条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

（政策形成への民意の反映等）

第34条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

（地方公共団体の施策）

第35条 地方公共団体は、第8条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

2 文化財保護法（抄）

昭和25年5月30日 法律第214号
[改正] 令和2年6月10日 法律第41号

- 第1章 総 則（第1条～第4条）
- 第2章 削 除
- 第3章 有形文化財（第27条～第70条）
- 第4章 無形文化財（第71条～第77条）
- 第5章 民俗文化財（第78条～第91条）
- 第6章 埋蔵文化財（第92条～第108条）
- 第7章 史跡名勝天然記念物（第109条～第133条の4）
- 第8章 重要文化的景観（第134条～第141条）
- 第9章 伝統的建造物群保存地区（第142条～第146条）
- 第10章 文化財の保存技術の保護（第147条～第152条）
- 第11章 文化審議会への諮問（第153条）
- 第12章 補 則（第154条～第192条）
- 第13章 罰 則（第193条～第203条）
- 附 則

第1章 総 則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 1 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
 - 2 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
 - 3 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
 - 4 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
 - 5 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
 - 6 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
- 2 この法律の規定（第27条から第29条まで、第37条、第55条第1項第4号、第153条第1項第1号、第165条、第171条及び附則第3条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
- 3 この法律の規定（第109条、第110条、第112条、第122条、第131条第1項第4号、第153条第1項第7号及び第8号、第165条並びに第171条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第6章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第92条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第94条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第95条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第96条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第92条第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3月を超えることができない。
- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。
- 4 第2項の命令は、第1項の届出があつた日から起算して1月以内になしなければならない。
- 5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、1回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して6月を超えることとなつてはならない。
- 6 第2項及び前項の期間を計算する場合においては、第1項の届出があつた日から起算して第2項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

- 7 文化庁長官は、第1項の届出がなされなかつた場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第2項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第97条 国の機関等が前条第1項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第92条第1項又は第99条第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合には、第94条第5項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第98条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。
- 3 第1項の場合には、第39条(同条第3項において準用する第32条の2第5項の規定を含む。)及び第41条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第99条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第1項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

- 2 前項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、教育委員会は、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、関係各省各庁の長その他の国の機関と協議しなければならない。
- 3 地方公共団体は、第1項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 4 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 5 国は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還又は通知等)

第100条 第98条第1項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法(平成18年法律第73号)第4条第1項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

- 2 前項の規定は、前条第1項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。
- 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第7条第1項の規定による公告をしなければならない。

(提出)

第101条 遺失物法第4条第1項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会(当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第102条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めるときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないとき、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第103条 第100条第1項に規定する文化財又は同条第2項若しくは前条第2項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

第104条 第100条第1項に規定する文化財又は第102条第2項に規定する文化財(国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の2分の1に相当する額の報償金を支給する。

- 2 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(都道府県帰属及び報償金)

第105条 第100条第2項に規定する文化財又は第102条第2項に規定する文化財(前条第1項に規定するものを除く。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

- 2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。
- 3 第1項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。
- 4 前項の規定による報償金の額については、第41条第3項の規定を準用する。
- 5 前項において準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

第106条 政府は、第104条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第104条に規定する報償金の額から控除するものとする。
- 3 政府は、第104条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第107条 都道府県の教育委員会は、第105条第1項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第105条に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

第108条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第7章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第109条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。
- 3 前2項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第1項又は第2項の規定による指定は、第3項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第3項の規定による通知が到達し

た時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

- 6 文部科学大臣は、第1項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第110条 前条第1項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第133条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行ったときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第1項の規定による仮指定には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第111条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第109条第1項若しくは第2項の規定による指定又は前条第1項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第112条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

- 2 第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第109条第1項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から2年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第110条第1項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第1項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第109条第3項から第5項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第113条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第119条第2項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第1項の規定による指定には、第109条第4項及び第5項の規定を準用する。

第114条 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第3項並びに第109条第4項及び第5項の規定を準用する。

第115条 第113条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第133条の2項1項を除く。）及び第187条第1項第3号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第116条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第117条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第41条第3項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第118条 管理団体が行う管理には、第30条、第31条第1項及び第33条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第56条第3項の規定を準用する。
(所有者による管理及び復旧)

第119条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第192条の2第1項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第187条第1項第3号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第31条第3項の規定を準用する。

第120条 所有者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条、第33条並びに第115条第1項及び第2項（同条第2項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第56条第1項の規定を、管理責任者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条第3項、第33条、第47条第4項及び第115条第2項の規定を準用する。
(管理に関する命令又は勧告)

第121条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。
(復旧に関する命令又は勧告)

第122条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。
- 3 前2項の場合には、第37条第3項及び第4項の規定を準用する。
(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第123条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 1 管理団体、所有者又は管理責任者が前2条の規定による命令に従わないとき。
- 2 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。
- 2 前項の場合には、第38条第2項及び第39条から第41条までの規定を準用する。
(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第124条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第118条及び第120条で準用する第35条第1項の規定により補助金を交付し、又は第121条第2項で準用する第36条第2項、第122条第3項で準用する第37条第3項若しくは前条第2項で準用する第40条第1項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第42条の規定を準用する。
(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項

の規定を準用する。

- 4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。
- 5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。
- 7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第126条 前条第1項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第184条第1項又は第184条の2第1項の規定により前条第1項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第127条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第125条第1項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第128条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第1項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第125条第7項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第129条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の場合には、第35条第2項及び第3項並びに第42条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第129条の2 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 1 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
 - 2 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
 - 3 計画期間
 - 4 その他文部科学省令で定める事項
- 3 前項第2号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。
- 4 文化庁長官は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 1 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 2 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 3 第183条の2第1項に規定する文化財保存活用大綱又は第183条の5第1項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
 - 4 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝

天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。
(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第 129 条の 3 前条第 4 項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

- 2 前条第 4 項及び第 5 項の規定は、前項の認定について準用する。
(現状変更等の許可の特例)

第 129 条の 4 第 129 条の 2 第 3 項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第 4 項の認定（前条第 1 項の変更の認定を含む。以下この章及び第 153 条第 2 項第 23 号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第 125 条第 1 項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第 129 条の 5 文化庁長官は、第 129 条の 2 第 4 項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第 1 項及び第 129 条の 7 において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第 129 条の 6 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第 129 条の 2 第 4 項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第 129 条の 7 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第 130 条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第 131 条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 1 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
 - 2 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
 - 3 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
 - 4 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は指定によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第 1 項の規定により立ち入り、調査する場合には、第 55 条第 2 項の規定を、前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

(登録記念物)

第 132 条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物（第 110 条第 1 項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。）以外の記念物（第 182 条第 2 項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。）のうち、その文化財としての

価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

- 2 前項の規定による登録には、第 57 条第 2 項及び第 3 項、第 109 条第 3 項から第 5 項まで並びに第 111 条第 1 項の規定を準用する。

第 133 条 前条の規定により登録された記念物（以下「登録記念物」という。）については、第 59 条第 1 項から第 5 項まで、第 64 条、第 68 条、第 111 条第 2 項及び第 3 項並びに第 113 条から第 120 条までの規定を準用する。この場合において、第 59 条第 1 項中「第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第 109 条第 1 項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき（第 110 条第 1 項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が行つたときを含む。）」と、同条第 4 項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から 2 週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第 5 項中「抹消には、前条第 2 項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第 113 条第 1 項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第 118 条及び第 120 条中「第 30 条、第 31 条第 1 項」とあるのは「第 31 条第 1 項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第 31 条第 1 項中「並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づき文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第 118 条中「第 35 条及び第 47 条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第 56 条第 3 項」とあるのは「第 47 条第 4 項」と、第 120 条中「第 35 条及び第 47 条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第 56 条第 1 項」とあるのは「第 47 条第 4 項」と読み替えるものとする。

（登録記念物保存活用計画の認定）

第 133 条の 2 登録記念物の管理団体（前条において準用する第 133 条第 1 項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。）又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、登録記念物の保存及び活用に関する計画（以下「登録記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 登録記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 当該登録記念物の名称及び所在地
- 2 当該登録記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 3 計画期間
- 4 その他文部科学省令で定める事項

- 3 前項第 2 号に掲げる事項には、当該登録記念物の現状変更に関する事項を記載することができる。

- 4 文化庁長官は、第 1 項の規定による認定の申請があつた場合において、その登録記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 1 当該登録記念物保存活用計画の実施が当該登録記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 2 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 3 第 183 条の 2 第 1 項に規定する文化財保存活用大綱又は第 183 条の 5 第 1 項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
- 4 当該登録記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が登録記念物の現状変更を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

（現状変更の届出の特例）

第 133 条の 3 前条第 3 項に規定する事項が記載された登録記念物保存活用計画が同条第 4 項の認定（次条において準用する第 67 条の 3 第 1 項の変更の認定を含む。第 153 条第 2 項第 24 号において同じ。）を受けた場合において、当該登録記念物の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第 133 条において準用する第 64 条第 1 項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

（準用）

第 133 条の 4 登録記念物保存活用計画については、第 67 条の 3 及び第 67 条の 5 から第 67 条の 7 までの規定を準用する。この

場合において、第67条の3第1項中「前条第4項」とあるのは「第133条の2第4項」と、同条第2項中「前条第4項及び第5項」とあるのは「第133条の2第4項及び第5項」と、第67条の5中「第67条の2第4項」とあるのは「第133条の2第4項」と、第67条の6第1項中「第67条の2第4項各号」とあるのは「第133条の2第4項各号」と読み替えるものとする。

第11章 文化審議会への諮問

第153条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

- 1 国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解除
 - 2 登録有形文化財の登録及びその登録の抹消（第59条第1項又は第2項の規定による登録の抹消を除く。）
 - 3 重要無形文化財の指定及びその指定の解除
 - 4 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
 - 5 重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
 - 6 登録有形民俗文化財の登録及びその登録の抹消（第90条第3項で準用する第59条第1項又は第2項の規定による登録の抹消を除く。）
 - 7 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
 - 8 史跡名勝天然記念物の仮指定の解除
 - 9 登録記念物の登録及びその登録の抹消（第133条で準用する第59条第1項又は第2項の規定による登録の抹消を除く。）
 - 10 重要文化的景観の選定及びその選定の解除
 - 11 重要伝統的建造物群保存地区の選定及びその選定の解除
 - 12 選定保存技術の選定及びその選定の解除
 - 13 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除
- 2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。
- 1 重要文化財の管理又は国宝の修理に関する命令
 - 2 文化庁長官による国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行
 - 3 重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
 - 4 重要文化財の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
 - 5 国による重要文化財の買取り
 - 6 重要文化財保存活用計画の第53条の2第4項の認定
 - 7 登録有形文化財保存活用計画の第67条の2第4項の認定
 - 8 重要無形文化財保存活用計画の第76条の2第3項の認定
 - 9 重要無形文化財以外の無形文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものを選択
 - 10 重要有形民俗文化財の管理に関する命令
 - 11 重要有形民俗文化財の買取り
 - 12 重要有形民俗文化財保存活用計画の第85条の2第4項の認定
 - 13 重要無形民俗文化財保存活用計画の第89条の2第3項の認定（第89条の3において準用する第76条の3第1項の変更の認定を含む。）
 - 14 登録有形民俗文化財保存活用計画の第90条の2第4項の認定
 - 15 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものを選択
 - 16 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長
 - 17 文化庁長官による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行
 - 18 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令
 - 19 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行
 - 20 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
 - 21 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
 - 22 史跡名勝天然記念物の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令
 - 23 史跡名勝天然記念物保存活用計画の第129条の2第4項の認定
 - 24 登録記念物保存活用計画の第133条の2第4項の認定

- 25 重要文化的景観の管理に関する命令
- 26 第183条の3第1項に規定する文化財保存活用地域計画の同条第5項の認定（第183条の4第1項の変更の認定を含む。）
- 27 第184条第1項の政令（同項第2号に掲げる事務に係るものに限る。）又は第184条第2第1項の政令（第184条第1項第2号に掲げる事務に係るものに限る）の制定又は改廃の立案

第12章 補則

第1節 聴聞、意見の聴取及び不服申立て

（聴聞の特例）

第154条 文化庁長官（第184条第1項の規定により文化庁長官の権限に属する事務を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）は、次に掲げる処分を行おうとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 1 第45条第1項又は第128条第1項の規定による制限、禁止又は命令で特定の者に対して行われるもの
 - 2 第51条第5項（第51条の2（第85条において準用する場合を含む。）、第84条第2項及び第85条において準用する場合を含む。）の規定による公開の中止命令
 - 3 第92条第2項の規定による発掘の禁止又は中止命令
 - 4 第96条第2項の規定による同項の調査のための停止命令若しくは禁止命令又は同条第5項の規定によるこれらの命令の期間の延長
 - 5 第125条第7項（第128条第3項において準用する場合を含む。）の規定による原状回復の命令
- 2 文化庁長官（第184条第1項又は第184条の2第1項の規定により文化庁長官の権限に属する事務を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会。次条において同じ。）は、前項の聴聞又は第43条第4項（第125条第3項において準用する場合を含む。）若しくは第53条第4項の規定による許可の取消しに係る聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の10日前までに、行政手続法第15条第1項の規定による通知をし、かつ、当該処分の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
- 3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（意見の聴取）

第155条 文化庁長官は、次に掲げる措置を行おうとするときは、関係者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

- 1 第38条第1項又は第123条第1項の規定による修理若しくは復旧又は措置の施行
 - 2 第55条第1項又は第131条第1項の規定による立入調査又は調査のため必要な措置の施行
 - 3 第98条第1項の規定による発掘の施行
- 2 文化庁長官は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、その期日の10日前までに、同項各号に掲げる措置を行おうとする理由、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を当該関係者に通告し、かつ、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。
- 3 第1項の意見の聴取においては、当該関係者又はその代理人は、自己又は本人のために意見を述べ、又は釈明し、かつ、証拠を提出することができる。
- 4 当該関係者又はその代理人が正当な理由がなく第1項の意見の聴取に応じなかつたときは、文化庁長官は、当該意見の聴取を行わないで同項各号に掲げる措置をすることができる。

（審査請求の手続における意見の聴取）

第156条 第1号に掲げる処分若しくはその不作為又は第2号に掲げる処分についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、当該審査請求がされた日（同法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から30日以内に、審査請求人及び参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、審理員（同法第11条第2項に規定する審理員をいい、審査庁（同法第9条第1項に規定する審査庁をいう。以下この条において同じ。）が都道府県又は市町村の教育委員会である場合にあつては、審査庁とする。次項及び次条において同じ。）が公開による意見の聴取をした後でなければ、してはならない。

- 1 第43条第1項又は第125条第1項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可又は不許可
 - 2 第113条第1項（第133条において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体その他の法人の指定
- 2 審理員は、前項の意見の聴取の期日及び場所をその期日の10日前までに全ての審理関係人（行政不服審査法第28条に規定する審理関係人をいい、審査庁が都道府県又は市町村の教育委員会である場合にあつては、審査請求人及び参加人とする。）に

通告し、かつ、事案の要旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

- 3 第1項に規定する審査請求については、行政不服審査法第31条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第2項から第5項まで（同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定を準用する。

（参加）

第157条 審査請求人又は異議申立人、参加人及び代理人のほか、当該処分について利害関係を有する者で前条第1項の意見の聴取に参加して意見を述べようとするものは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該意見の聴取を行う者にその旨を申し出で、その許可を受けなければならない。

（証拠の提示等）

第158条 第156条第1項の意見の聴取においては、審査請求人、参加人及び前条の規定により意見の聴取に参加した者又はこれらの者の代理人に対して、当該事案について、証拠を提示し、かつ、意見を述べる機会を与えなければならない。

（裁決前の協議等）

第159条 鉱業又は採石業との調整に関する事実に係る審査請求に対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、あらかじめ公害等調整委員会に協議した後にしなければならない。

- 2 関係各行政機関の長は、審査請求に係る事案について意見を述べることができる。

（手続）

第160条 第156条から前条まで及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査請求及び異議申立てに関する手続は、文部科学省令で定める。

（不服申立てと訴訟との関係）

第161条 削除〔平成26年6月法律69号〕

第3節 地方公共団体及び教育委員会

（地方公共団体の事務）

第182条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
- 3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

（地方債についての配慮）

第183条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

（文化財保存活用大綱）

第183条の2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。

- 2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

（文化財保存活用地域計画の認定）

第183条の3 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第192条の6第1項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 1 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
 - 2 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
 - 3 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
 - 4 計画期間
 - 5 その他文部科学省令で定める事項

- 3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会（第183条の9第1項に規定する協議会が組織されている場合にあつては、地方文化財保護審議会及び当該協議会。第183条の5第2項において同じ。）の意見を聴かななければならない。

- 4 文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 5 条第 1 項に規定する歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 5 文化庁長官は、第 1 項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 1 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 2 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 3 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。
- 6 文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 7 文化庁長官は、第 5 項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。
- 8 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

（認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更）

第 183 条の 4 前条第 5 項の認定を受けた市町村（以下この節及び第 192 条の 6 第 2 項において「認定市町村」という。）の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

- 2 前条第 3 項から第 8 項までの規定は、前項の認定について準用する。

（文化財の登録の提案）

第 183 条の 5 認定市町村の教育委員会は、第 183 条の 3 第 5 項の認定（前条第 1 項の変更の認定を含む。第 183 条の 7 第 1 項及び第 2 項において同じ。）を受けた文化財保存活用地域計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下この節及び第 192 条の 6 において「認定文化財保存活用地域計画」という。）の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第 57 条第 1 項、第 90 条第 1 項又は第 132 条第 1 項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

- 2 認定市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をしようとするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣は、第 1 項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第 57 条第 1 項、第 90 条第 1 項又は第 132 条第 1 項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした認定市町村の教育委員会に通知しなければならない。

（認定文化財保存活用地域計画の実施状況に関する報告の徴収）

第 183 条の 6 文化庁長官は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第 183 条の 7 文化庁長官は、認定文化財保存活用地域計画が第 183 条の 3 第 5 項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた市町村の教育委員会に通知しなければならない。
- 3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公表するよう努めなければならない。

（市町村への助言等）

第 183 条の 8 都道府県の教育委員会は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすることができる。

- 2 国は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするように努めなければならない。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、国、都道府県及び市町村は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
- 4 市町村の長及び教育委員会は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

(協議会)

第 183 条の 9 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

1 当該市町村

2 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県

3 第 192 条の 2 第 1 項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体

4 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第 184 条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

1 第 35 条第 3 項（第 36 条第 3 項（第 83 条、第 121 条第 2 項（第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。）及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。））、第 37 条第 4 項（第 83 条及び第 122 条第 3 項で準用する場合を含む。））、第 46 条の 2 第 2 項、第 74 条第 2 項、第 77 条第 2 項（第 91 条で準用する場合を含む。））、第 83 条、第 87 条第 2 項、第 118 条、第 120 条、第 129 条第 2 項、第 172 条第 5 項及び第 174 条第 3 項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督

2 第 43 条又は第 125 条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

3 第 51 条第 5 項（第 51 条の 2（第 85 条で準用する場合を含む。））、第 84 条第 2 項及び第 85 条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令

4 第 53 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

5 第 54 条（第 86 条及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。））、第 55 条、第 130 条（第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。）又は第 131 条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

6 第 92 条第 1 項（第 93 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第 92 条第 2 項の規定による指示及び命令、第 93 条第 2 項の規定による指示、第 94 条第 1 項の規定による通知の受理、同条第 2 項の規定による通知、同条第 3 項の規定による協議、同条第 4 項の規定による勧告、第 96 条第 1 項の規定による届出の受理、同条第 2 項又は第 7 項の規定による命令、同条第 3 項の規定による意見の聴取、同条第 5 項又は第 7 項の規定による期間の延長、同条第 8 項の規定による指示、第 97 条第 1 項の規定による通知の受理、同条第 2 項の規定による通知、同条第 3 項の規定による協議並びに同条第 4 項の規定による勧告

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第 5 号に掲げる第 55 条又は第 131 条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。

3 都道府県又は市の教育委員会が、第 1 項の規定により、同項第 6 号に掲げる事務のうち第 94 条第 1 項から第 4 項まで又は第 97 条第 1 項から第 4 項までの規定によるものを行う場合には、第 94 条第 5 項又は第 97 条第 5 項の規定は適用しない。

4 都道府県又は市の教育委員会が第 1 項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第 2 条第 8 項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

1 第 1 項第 2 号に掲げる第 43 条又は第 125 条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第 43 条第 5 項又は第 125 条第 5 項

2 第 1 項第 5 号に掲げる第 55 条又は第 131 条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第 55 条第 3 項又は第 131 条第 2 項

3 第 1 項第 6 号に掲げる第 96 条第 2 項の規定による命令 同条第 9 項

5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6 前項の規定による補償額については、第 41 条第 3 項の規定を準用する。

7 前項において準用する第 41 条第 3 項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

8 都道府県又は市の教育委員会が第 1 項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

(認定市町村の教育委員会が処理する事務)

第 184 条の 2 前条第 1 項第 2 号、第 4 号又は第 5 号に掲げる文化庁長官の権限に属する事務であつて認定市町村の区域内に係るものの全部又は一部は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、当該認定市町村の教育委員会が行うこととすることができる。

2 前項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を行う場合には、前条第 2 項、第 4 項（第 3 号に係る部分を除く。）及び第 5 項から第 8 項までの規定を準用する。

3 第 1 項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を開始する日以前になされた当該事務に係る許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は許可の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、同日以後においては、当該認定市町村の教育委員会のした処分等の行為又は当該認定市町村の教育委員会に対して行つた申請等の行為とみなす。

4 認定文化財保存活用地域計画の計画期間の終了その他の事情により認定市町村の教育委員会が第 1 項に規定する事務を終了する日以前になされた当該事務に係る処分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、その終了後に当該事務を行うこととなる者のした処分等の行為又は当該者に対して行つた申請等の行為とみなす。

(出品された重要文化財等の管理)

第 185 条 文化庁長官は、政令で定めるところにより、第 48 条（第 85 条で準用する場合を含む。）の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を、都道府県又は指定都市等の教育委員会が行うこととすることができる。

2 前項の規定により、都道府県又は指定都市等の教育委員会が同項の管理の事務を行う場合には、都道府県又は指定都市等の教育委員会は、その職員のうちから、当該重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

(修理等の施行の委託)

第 186 条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第 38 条第 1 項又は第 170 条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第 98 条第 1 項の規定による発掘の施行及び第 123 条第 1 項又は第 170 条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第 38 条第 1 項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第 39 条の規定を、第 98 条第 1 項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第 3 項で準用する第 39 条の規定を、第 123 条第 1 項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第 2 項で準用する第 39 条の規定を準用する。

(重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)

第 187 条 都道府県又は指定都市の教育委員会は、次の各号に掲げる者の求めに応じ、当該各号に定める管理、修理又は復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

- 1 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者 当該重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理
 - 2 重要有形民俗文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者（第 80 条において準用する第 31 条第 2 項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者をいう。） 当該重要有形民俗文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理
 - 3 史跡名勝天然記念物の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者 当該史跡名勝天然記念物の管理（管理団体がある場合を除く。）又は復旧
- 2 都道府県又は指定都市の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第 39 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

(書類等の経由)

第 188 条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会（当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。）を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受領したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勸告、指示その他の処分の告知は、都道府県

の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

第 189 条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

(地方文化財保護審議会)

第 190 条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

- 2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。
- 3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。
- 4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(文化財保護指導委員)

第 191 条 都道府県及び市町村の教育委員会（当該都道府県及び市町村が特定地方公共団体である場合には、当該特定地方公共団体）に、文化財保護指導委員を置くことができる。

- 2 文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。
- 3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。

(事務の区分)

第 192 条 第 110 条第 1 項及び第 2 項、第 112 条第 1 項並びに第 110 条第 3 項及び第 112 条第 4 項において準用する第 109 条第 3 項及び第 4 項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務とする。

第 4 節 文化財保存活用支援団体

(文化財保存活用支援団体の指定)

第 192 条の 2 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体（以下この節において「支援団体」という。）として指定することができる。

- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。
- 4 市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(支援団体の業務)

第 192 条の 3 支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。
- 2 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 3 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。
- 4 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。
- 5 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。

(監督等)

第 192 条の 4 市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 市町村の教育委員会は、支援団体が前項の規定による命令に違反したときは、第 192 条の 2 第 1 項の規定による指定を取り消すことができる。
- 4 市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第 192 条の 5 国及び関係地方公共団体は、支援団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(文化財保存活用地域計画の作成の提案等)

第 192 条の 6 支援団体は、市町村の教育委員会に対し、文化財保存活用地域計画の作成又は認定文化財保存活用地域計画の変更をすることを提案することができる。

2 支援団体は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第 57 条第 1 項、第 90 条第 1 項又は第 132 条第 1 項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、当該文化財について第 183 条の 5 第 1 項の規定による提案をするよう要請することができる。

第 13 章 罰 則

第 193 条 第 44 条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けずに重要文化財を輸出した者は、5 年以下の懲役若しくは禁錮又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 194 条 第 82 条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けずに重要有形民俗文化財を輸出した者は、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 195 条 重要文化財を損壊し、毀損し、又は隠匿した者は、5 年以下の懲役若しくは禁錮又は 100 万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該重要文化財の所有者であるときは、2 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第 196 条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保有に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5 年以下の懲役若しくは禁錮又は 100 万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、2 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第 197 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

1 第 43 条又は第 125 条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県若しくは指定都市等の教育委員会の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

2 第 96 条第 2 項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

第 198 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

1 第 39 条第 3 項 (第 186 条第 2 項において準用する場合を含む。) において準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

2 第 98 条第 3 項 (第 186 条第 2 項において準用する場合を含む。) において準用する第 39 条第 3 項において準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

3 第 123 条第 2 項 (第 186 条第 2 項において準用する場合を含む。) において準用する第 39 条第 3 項において準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第 199 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第 193 条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第 200 条 第 39 条第 1 項 (第 47 条第 3 項 (第 83 条で準用する場合を含む。))、第 123 条第 2 項、第 186 条第 2 項又は第 187 条第 2 項で準用する場合を含む。)、第 49 条 (第 85 条で準用する場合を含む。)) 又は第 185 条第 2 項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、30 万円以下の過料に処する。

第 201 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の過料に処する。

1 正当な理由がなく、第 36 条第 1 項 (第 83 条及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。)) 又は第 37 条第 1 項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

2 正当な理由がなく、第 121 条第 1 項 (第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。)) 又は第 122 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

3 正当な理由がなく、第 137 条第 2 項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかつた者

第202条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- 1 正当な理由がなくて、第45条第1項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者
- 2 第46条（第83条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第46条第5項（第83条において準用する場合を含む。）に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第46条第1項（第83条において準用する場合を含む。）の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者
- 3 第48条第4項（第51条第3項（第85条において準用する場合を含む。）及び第85条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第51条第5項（第51条の2（第85条において準用する場合を含む。））、第84条第2項及び第85条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかった者
- 4 第53条第1項、第3項又は第4項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県若しくは指定都市等の教育委員会の公開の停止の命令に従わなかった者
- 5 第53条の6（第85条の4（第174条の2第1項において準用する場合を含む。）及び第174条の2第1項において準用する場合を含む。））、第54条（第86条及び第172条第5項において準用する場合を含む。））、第55条、第67条の5（第90条の4及び第133条の4において準用する場合を含む。））、第68条（第90条第3項及び第133条において準用する場合を含む。））、第76条の4（第89条の3において準用する場合を含む。））、第129条の5（第174条の2第1項において準用する場合を含む。））、第130条（第172条第5項において準用する場合を含む。））、第131条又は第140条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 6 第92条第2項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかった者
- 7 正当な理由がなくて、第128条第1項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第203条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- 1 第28条第5項、第29条第4項（第79条第2項において準用する場合を含む。））、第56条第2項（第86条において準用する場合を含む。）又は第59条第6項若しくは第69条（これらの規定を第90条第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかった者
- 2 第31条第3項（第60条第4項（第90条第3項において準用する場合を含む。））、第80条及び第119条第2項（第133条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。））、第32条（第60条第4項（第90条第3項において準用する場合を含む。））、第80条及び第120条（第133条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。））、第33条（第80条、第118条及び第120条（これらの規定を第133条において準用する場合を含む。））並びに第172条第5項において準用する場合を含む。））、第34条（第80条及び第172条第5項において準用する場合を含む。））、第43条の2第1項、第53条の4若しくは第53条の5（これらの規定を第174条の2第1項において準用する場合を含む。））、第61条若しくは第62条（これらの規定を第90条第3項において準用する場合を含む。））、第64条第1項（第90条第3項及び第133条において準用する場合を含む。））、第65条第1項（第90条第3項において準用する場合を含む。））、第67条の4、第73条、第81条第1項、第84条第1項本文、第85条の3（第174条の2第1項において準用する場合を含む。））、第90条の3、第92条第1項、第96条第1項、第115条第2項（第120条、第133条及び第172条第5項において準用する場合を含む。））、第127条第1項、第129条の4（第174条の2第1項において準用する場合を含む。））、第133条の3、第136条又は第139条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 3 第32条の2第5項（第34条の3第2項（第83条において準用する場合を含む。））、第60条第4項及び第63条第2項（これらの規定を第90条第3項において準用する場合を含む。））並びに第80条において準用する場合を含む。）又は第115条第4項（第133条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

附 則

（施行期日）

第1条 この法律施行の期日は、公布の日から起算して3月を超えない期間内において、政令で定める。

（関係法令の廃止）

第2条 左に掲げる法律、勅令及び政令は、廃止する。

国宝保存法（昭和4年法律第17号）

重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）

史跡名勝天然記念物保存法（大正8年法律第44号）

国宝保存法施行令（昭和4年勅令第210号）

史跡名勝天然記念物保存法施行令（大正8年勅令第499号）
国宝保存会官制（昭和4年勅令第211号）
重要美術品等調査審議会令（昭和24年政令第251号）
史跡名勝天然記念物調査会令（昭和24年政令第252号）
（法令廃止に伴う経過規定）

第3条 この法律施行前に行つた国宝保存法第1条の規定による国宝の指定（同法第11条第1項の規定により解除された場合を除く。）は、第27条第1項の規定による重要文化財の指定とみなし、同法第3条又は第4条の規定による許可は、第43条又は第44条の規定による許可とみなす。

2 この法律施行前の国宝の滅失又はき損並びにこの法律施行前に行つた国宝保存法第7条第1項の規定による命令及び同法第15条前段の規定により交付した補助金については、同法第7条から第10条まで、第15条後段及び第24条の規定は、なおその効力を有する。この場合において同法第9条第2項中「主務大臣」とあるのは、「文化財保護委員会」と読み替えるものとする。

3 この法律施行前にした行為の処罰については、国宝保存法は、第6条及び第23条の規定を除くほか、なおその効力を有する。

4 この法律施行の際現に国宝保存法第1条の規定による国宝を所有している者は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、この法律施行後3箇月以内に委員会に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、委員会は、当該所有者に第28条に規定する重要文化財の指定書を交付しなければならない。

6 第4項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5000円以下の過料に処する。

7 この法律施行の際現に国宝保存法第1条の規定による国宝で国の所有に属するものを管理する各省各庁の長は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、この法律施行後3箇月以内に委員会に通知しなければならない。ただし、委員会規則で定める場合は、この限りでない。

8 前項の規定による通知があつたときは、委員会は、当該各省各庁の長に第28条に規定する重要文化財の指定書を交付するものとする。

第4条 この法律施行の際現に重要美術品等の保存に関する法律第2条第1項の規定により認定されている物件については、同法は当分の間、なおその効力を有する。この場合において、同法の施行に関する事務は、文化庁長官が行うものとし、同法中「国宝」とあるのは、「文化財保護法ノ規定ニ依ル重要文化財」と、「主務大臣」とあるのは、「文化庁長官」と、「当該物件ヲ国宝保存法第1条ノ規定ニ依リテ国宝トシテ指定シ又ハ前条」とあるのは、「前条」と読み替えるものとする。

2 文化審議会は、当分の間、文化庁長官の諮問に応じて重要美術品等の保存に関する法律第2条第1項の規定による認定の取消しに関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を文化庁長官に建議する。

3 重要美術品等の保存に関する法律の施行に関しては、当分の間、第188条の規定を準用する。

第5条 この法律施行前に行つた史跡名勝天然記念物保存法第1条第1項の規定による指定（解除された場合を除く。）は、第109条第1項の規定による指定、同法第1条第2項の規定による仮指定（解除された場合を除く。）は、第110条第1項の規定による仮指定とみなし、同法第3条の規定による許可は、第125条第1項の規定による許可とみなす。

2 この法律施行前に行つた史跡名勝天然記念物保存法第4条第1項の規定による命令又は処分については、同法第4条及び史跡名勝天然記念物保存法施行令第4条の規定は、なおその効力を有する。この場合において同令第4条中「文部大臣」とあるのは、「文化財保護委員会」と読み替えるものとする。

3 この法律施行前にした行為の処罰については、史跡名勝天然記念物保存法は、なおその効力を有する。

（従前の国立博物館）

第6条 法律（これに基づく命令を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、従前の国立博物館及びその職員（美術研究所及びこれに所属する職員を除く。）は、この法律に基づく国立博物館及びその職員となり、従前の国立博物館附置の美術研究所及びこれに所属する職員は、この法律に基づく研究所及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 この法律に基づく東京国立文化財研究所は、従前の国立博物館附置の美術研究所の所掌した調査研究と同一のものについては、「美術研究所」の名称を用いることができる。

（国の無利子貸付け等）

第7条 国は、当分の間、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、第35条第1項の規定により国がその経費について補助することができる重要文化財の管理で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和62年法律第86号）第2条第1項第2号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、5年（2年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第1項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で

定める。

- 4 国は、第1項の規定により重要文化財の所有者又は管理団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である重要文化財の管理について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 5 重要文化財の所有者又は管理団体が、第1項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第2項及び第3項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。
- 6 国が第1項の規定により無利子貸付金の貸付けを行う場合においては、第35条第2項中「交付する」とあるのは「貸し付ける」と、「補助の」とあるのは「貸付けの」と、「管理又は修理」とあるのは「管理」と、同条第3項中「交付する」とあるのは「貸し付ける」と、「管理又は修理」とあるのは「管理」として、これらの規定を適用する。

3 文化財保護法施行令（抄）

（昭和50年9月9日政令第267号）

最終改正：平成31年3月30日政令第129号

内閣は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条の3第1項、第80条の2及び第83条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）並びに文化財保護法の一部を改正する法律（昭和50年法律第49号）附則第10項の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第94条第1項の政令で定める法人）

第1条 文化財保護法（以下「法」という。）第94条第1項の政令で定める法人は、港務局、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構、土地開発公社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本電信電話株式会社、日本放送協会、日本郵便株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第5条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第5号に掲げる事務（法第92条第1項の規定による届出の受理及び法第94条第1項又は第97条第1項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

五 法第92条第1項の規定による届出の受理、同条第2項の規定による指示及び命令、法第94条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議、同条第4項の規定による勧告、法第97条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議並びに同条第4項の規定による勧告

2 法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出の受理、法第93条第2項の規定による指示、法第96条第1項の規定による届出の受理、同条第2項又は第7項の規定による命令、同条第3項の規定による意見の聴取、同条第5項又は第7項の規定による期間の延長及び同条第8項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出の受理及び法第96条第1項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

9 第1項本文、第2項本文、第3項及び第4項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員

会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

4 文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部改正について（抄）

平成 12 年 3 月 10 日 庁保伝 14 号
各都道府県教育委員会あて 文化庁次長通知

平成 11 年 7 月 16 日に公布された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成 11 年法律第 87 号。以下「地方分権一括法」という。）及び平成 12 年 2 月 16 日に公布された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部省関係政令の整備等に関する政令」（平成 12 年政令第 42 号）により、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）及び文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号。以下「令」という。）の一部改正が行われ、平成 12 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

今回の法及び令の改正は地方分権推進計画（平成 10 年 5 月 29 日閣議決定）に基づいたものであり、国と地方公共団体との役割分担の在り方の見直しや、機関委任事務の廃止、地方公共団体に対する関与の見直しなどを主な内容としています。主要な改正点は次のとおりです。

○ 法関係

- 1 埋蔵物が文化財であるかどうかの鑑査等の事務を都道府県又は指定都市若しくは中核市の教育委員会が行うこととしたこと（法第 60 条から第 62 条まで）。
- 2 所有者不明の出土文化財の所有権の帰属先を原則として都道府県としたこと（法第 63 条の 2）。
- 3 文化庁長官の権限に属する事務（土地の発掘及び遺跡の発見に関する事務を含む。）を、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができることとしたこと（法第 99 条第 1 項）。
- 6 聴聞、不服申立て等に関する規定を整理したこと（法第 85 条から第 85 条の 8 まで）。

○ 令関係

- 1 法第 99 条第 1 項の規定により委譲する事務の範囲及びその委譲先を定めたこと（令第 5 条）。

この改正については、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律における文部省関係法律の改正について」（平成 11 年 8 月 11 日付文教地第 203 号文部事務次官通知）及び「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部省関係政令の整備等に関する政令について」（平成 12 年 2 月 23 日付文教地第 249 号文部省教育助成局長通知）をもって既にその概要を通知したところですが、改正内容の詳細は下記のとおりですので、十分にご了知の上、適切な事務処理をお願い申し上げます。また、市町村の教育委員会等に対して周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるようご配慮願います。

なお、今回の法及び令の改正に伴う関係省令の改正については別途通知する予定ですので、あらかじめご承知おき願います。また、関係告示等の取扱いは別紙 1 のとおりとなります。

記

第 2 埋蔵文化財関係

1. 土地の発掘及び遺跡の発見に関する事務

土地の発掘及び遺跡の発見に関する事務（法第 57 条から第 57 条の 3 まで、第 57 条の 5 及び第 57 条の 6）は、次のとおり、都道府県又は指定都市の教育委員会が、それぞれ自治事務として行うこととしたこと（法第 99 条第 1 項第 6 号並びに令第 5 条第 1 項第五号及び第 2 項）。

○ 埋蔵文化財に関する資料の提出については、別途依頼する予定である。

(1) 調査のための発掘

埋蔵文化財の調査のための発掘に関しての届出の受理、指示及び命令（法第 57 条）は、都道府県の教育委員会が行う（法第 99 条第 1 項第 6 号及び令第 5 条第 1 項第五号）。

○ 発掘の禁止又は中止命令（法第 57 条第 2 項）を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない（法第 85 条）（第 8 2. 参照）。

(2) 土木工事等のための発掘

国の機関等以外の者が行う土木工事等のための発掘に関しての届出の受理及び指示（法第 57 条の 2）は、都道府県（指定都市の区域内における土地の発掘については、当該指定都市）の教育委員会が行う（法第 99 条第

1 項第 6 号及び令第 5 条第 2 項)。

○ 土木工事等のための発掘の届出に関し、「当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施」を指示することができることを法律上明記した(法第 57 条の 2 第 2 項)。

(3) 国の機関等が行う土木工事等のための発掘

国の機関等が行う土木工事等のための発掘に関しての通知の受理、協議を求めるべき旨の通知、協議及び勧告(法第 57 条の 3)は、都道府県の教育委員会が行う(法第 99 条第 1 項第 6 号及び令第 5 条第 1 項第五号)。

○ 都道府県の教育委員会がこれらの事務を行う場合には、法第 57 条の 3 第 5 項の規定を適用しない(法第 99 条第 3 項)ことから、これらの通知等は文部大臣を通じないで行うこととなる。

(4) 遺跡の発見

国の機関等以外の者による遺跡の発見に関しての届出の受理、命令、意見の聴取、期間の延長及び指示(法第 57 条の 5)は、都道府県(指定都市の区域内における遺跡の発見については、当該指定都市)の教育委員会が行う(法第 99 条第 1 項第 6 号及び令第 5 条第 2 項)。

○ 法第 57 条の 5 第 2 項の規定による命令を都道府県又は指定都市の教育委員会が行った場合には、当該事務が自治事務であることから、同条第 9 項の規定にかかわらず、当該都道府県又は指定都市の教育委員会が補償の額を決定して通常生ずべき損失を補償し、また、当該補償額に不服のある者による増額の請求の訴えは、当該事務を行った都道府県又は指定都市を被告とすることとなる(法第 99 条第 4 項から第 7 項まで)(第 8 4. 参照)。

○ 遺跡の現状を変更する行為の停止命令若しくは禁止命令(法第 57 条の 5 第 2 項及び第 7 項)又はこれらの命令の期間の延長(同条第 5 項及び第 7 項)をしようとするときは、聴聞を行わなければならない(法第 85 条)(第 8 2. 参照)。

(5) 国の機関等による遺跡の発見

国の機関等による遺跡の発見に関しての通知の受理、協議を求めるべき旨の通知、協議及び勧告(法第 57 条の 6)は、都道府県の教育委員会が行う(法第 99 条第 1 項第 6 号及び令第 5 条第 1 項第五号)。

○ 都道府県の教育委員会がこれらの事務を行う場合には、法第 57 条の 6 第 5 項の規定は適用しない(法第 99 条第 3 項)ことから、これらの通知等は文部大臣を通じないで行うこととなる。

2. 文化庁長官による事務の処理

我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、都道府県又は指定都市の教育委員会が行うこととした文化庁長官の権限に属する事務(届出の受理及び通知の受理を除く。)を自ら行うことを妨げないこととしたこと(令第 5 条第 1 項ただし書及び第 2 項ただし書)。

○ 文化庁長官が自らこれらの事務を行う場合には、書面により、当該事務を行うこととされている都道府県又は指定都市の教育委員会に通知する(新地方自治法第 250 条の 6)。

3. 出土文化財に関する事務

警察署長から提出された物件の受領(法第 60 条)、当該物件の鑑査並びに通知及び差戻し(法第 61 条)並びに警察署長への引渡し(法第 62 条)は、次のとおり、都道府県又は指定都市若しくは中核市の教育委員会が自治事務として行うこととしたこと(法第 60 条から第 62 条まで)。

(1) 埋蔵物として差し出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、当該物件を都道府県(当該物件の発見された土地が指定都市又は中核市の区域内に存する場合は、当該指定都市又は中核市)の教育委員会に提出する(法第 60 条)。

(2) 警察署長から提出された物件が文化財であるかどうかについての鑑査、物件を文化財と認めた場合の警察署長への通知及び文化財でないとした場合の警察署長への物件の差戻しは、当該物件の提出を受けた都道府県又は指定都市若しくは中核市の教育委員会が行う(法第 61 条)。

(3) 都道府県若しくは指定都市若しくは中核市による発掘調査により発見された文化財(法第 59 条第 2 項)又は都道府県若しくは指定都市若しくは中核市の教育委員会の鑑査を経た文化財(法第 61 条第 2 項)の所有者から警察署長に返還の請求があったときは、当該文化財の警察署長への引渡しは、当該発掘調査又は鑑査を行った都道府県又は指定都市若しくは中核市の教育委員会が行う(法第 62 条)。

○ 文化庁長官による発掘調査により発見された文化財(法第 59 条第 1 項)については、従来どおり、文化庁長官が引渡しを行う。

4. 所有者不明の出土文化財の所有権の帰属

所有者が判明しない出土文化財の所有権は、次のとおり、国又は都道府県に帰属することとしたこと(法第 63

条及び第 63 条の 2)。

(1) 文化庁長官による発掘調査により発見された文化財(法第 59 条第 1 項)又は国立博物館、国立文化財研究所、国立大学その他の国の機関による発掘調査により発見された文化財で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する(法第 63 条第 1 項前段)。この場合においては、文化庁長官は、土地の所有者にその旨を通知し、かつ、当該文化財の価格の 2 分の 1 に相当する額の報償金を支給する(法第 63 条第 1 項後段)。ただし、報償金の支給にかえて、当該文化財を譲与することができる(法第 64 条)。

○ 国立博物館及び国立文化財研究所については、独立行政法人化後も引き続き、その発見した文化財で所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属することとなる(独立行政法人国立博物館法(平成 11 年法律第 178 号)附則第 9 条及び独立行政法人文化財研究所法(平成 11 年法律第 179 号)附則第 8 条による改正後の法第 63 条第 1 項 1)。

(2) 都道府県若しくは指定都市若しくは中核市による発掘調査により発見された文化財(法第 59 条第 2 項)又は都道府県若しくは指定都市若しくは中核市の教育委員会の鑑査を経た文化財(法第 61 条第 2 項)(上記(1)で国庫に帰属するものを除く。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する(法第 63 条の 2 第 1 項前段)。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及び土地の所有者にその旨を通知し、その価格に相当する額の報償金を支給する(法第 63 条の 2 第 1 項後段)。ただし、報償金の支給にかえて、当該文化財を譲与することができる(法第 64 条の 2)(下記 5. 参照)。

○ 報償金の額は当該都道府県の教育委員会が決定し(法第 63 条の 2 第 3 項)、報償金の額に不服のある者による増額請求の訴えは当該都道府県を被告とすることとなる(法第 63 条の 2 第 4 項において準用する法第 41 条第 3 項及び法第 63 条の 2 第 5 項)。

5. 都道府県帰属の出土文化財の譲与

都道府県の教育委員会は、当該都道府県に帰属した出土文化財の保有のため又はその効用から見て当該都道府県が報償金を支給して保有する必要がある場合を除いて、発見者又は土地の所有者に、その者が受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内で譲与することができることとしたこと(法第 64 条の 2)。

○ 都道府県に帰属した出土文化財は、都道府県の物品(地方自治法第 239 条)となるものであり、都道府県の財産を発見者又は土地所有者以外の第三者に譲与又は譲渡することについては、地方自治法第 237 条第 2 項の規定による条例又は議会の議決の定めるところによる。

6. 出土文化財の帰属及び報償金の支給に関する経過措置

出土文化財の帰属及び報償金の支給について、次のとおり、経過措置を設けたこと(地方分権一括法附則第 58 条及び第 59 条)。

(1) 地方分権一括法の施行の日(平成 12 年 4 月 1 日。以下「施行日」という。)前に発見された文化財で、警察署長に差し出されてから公告後 6 か月満了までの期間中であるため施行日の時点で所有者が判明していないものの所有権は、所有者が判明しないまま公告後 6 か月を経過したときに、文化庁長官又は国の機関による発掘調査により発見されたものについては国庫に帰属し、その他のものについては都道府県に帰属する(地方分権一括法附則第 58 条、遺失物法(明治 32 年法律第 87 号)第 13 条及び民法(明治 29 年法律第 89 号)第 241 条)。

○ この場合の通知及び報償金の支給については、国庫に帰属した文化財については文化庁長官が、都道府県に帰属したものについては当該都道府県の教育委員会が行う。

(2) 旧法第 63 条第 1 項の規定により国庫に帰属した文化財のうち、施行日に現に地方公共団体において保管しているものの所有権は、国が保有し物品管理官又は分任物品管理官が管理しているもので、地方公共団体に貸し付けているものを除き、当該文化財を保管している地方公共団体に帰属する(ただし、施行日の前日(平成 12 年 3 月 31 日)までに当該地方公共団体から別段の申出があった場合は帰属しない)こととした(地方分権一括法附則第 59 条)。

○ この経過措置により、施行日において「現に地方公共団体において保管しているもの」及びその所有権の帰属の取扱いはい下のようなになる。

① 都道府県又は市町村が、国庫に帰属した出土文化財そのものを保管している場合には、その所有権は当該都道府県又は市町村に帰属する。

② ①の場合を除き、都道府県又は市町村による発掘調査(旧法第 98 条の 2 等)により発見された出土文化財で国庫に帰属したものの所有権は、それぞれ当該都道府県又は市町村に帰属する。

③ ①の場合を除き、都道府県若しくは市町村の設立に係る埋蔵文化財の調査を目的とする法人又は都道府県若しくは市町村が主体となって組織した調査会その他の発掘調査組織による発掘調査により発見された

出土文化財で国庫に帰属したものの所有権は、それぞれ当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県又は市町村に帰属する。

④ ①から③までにより都道府県又は市町村に帰属したものの以外出土文化財は、引き続き国庫に帰属する。

○ 地方公共団体が地方分権一括法附則第 59 条ただし書の規定による申出を行う場合の手続については、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律附則第 59 条ただし書の規定に基づき地方公共団体からの別段の申出の手続を定める省令」（平成 11 年文部省令第 33 号）において定められている。

7. その他の規定整備

地方公共団体による発掘の施行の規定（旧法第 98 条の 2）を文化庁長官による発掘の施行の規定（法第 58 条）の次に移動したこと（法第 58 条の 2）。その他所要の規定の整備を行ったこと（法第 57 条の 6、第 59 条及び第 64 条）。

第 6 罰則関係

機関委任事務の廃止に伴い、法第 99 条第 1 項及び令第 5 条の規定により都道府県又は市の教育委員会が文化庁長官の権限に属する事務を行う場合についても罰則の適用があることを明確にしたこと（法第 107 条の 3 及び第 110 条並びに令第 5 条第 7 項）。

第 8 その他の事項

2. 聴聞及び意見聴取

機関委任事務の廃止に伴い、次に掲げる事務を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、（1）及び（2）については聴聞を、（3）については意見の聴取を行わなければならないことを明示したこと（法第 85 条及び第 85 条の 2）。

（1）発掘調査の禁止又は中止命令（法第 57 条第 2 項）

（2）遺跡の現状を変更する行為の停止命令若しくは禁止命令（法第 57 条の 5 第 2 項及び第 7 項）又はこれらの命令の期間の延長（法第 57 条の 5 第 5 項及び第 7 項）

（3）重要文化財又は史跡名勝天然記念物の立入調査又は調査のため必要な措置の施行（法第 55 条第 1 項又は第 83 条第 1 項）

3. 不服申立て

（1）機関委任事務の廃止に伴い、都道府県又は市の教育委員会が法第 99 条第 1 項の規定によってした処分その他公権力の行使に当たる行為（以下「処分等」という。）のうち法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとしたこと（法第 99 条第 8 項）。

○ 都道府県又は市の教育委員会が法第 99 条第 1 項の規定によってした処分等であっても、自治事務に係るものについては、文化庁長官に対する審査請求をすることはできず、当該処分等をした都道府県又は市の教育委員会に対する異議申立てのみをすることができる。

（2）次に掲げる不服申立て（審査請求又は異議申立て）に関する手続は、文化庁長官に対する異議申立てだけでなく、文化庁長官又は都道府県若しくは市の教育委員会に対する不服申立て全般について適用されるよう規定を整備したこと（法第 85 条の 3 から第 85 条の 8 まで）。

① 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可又は不許可の処分についての不服申立てに係る意見の聴取（法第 85 条の 3 から第 85 条の 5 まで）

② 鉱業又は採石業との調整に関する事案に係る不服申立てに関する公害等調整委員会との協議（法第 85 条の 6 第 1 項）及び不服申立てに係る事案についての関係各行政機関の長の意見陳述（法第 85 条の 6 第 2 項）

③ 手続の省令委任（法第 85 条の 7）及び取消訴訟との関係（法第 85 条の 8）

4. 損失補償

機関委任事務の廃止に伴い、都道府県又は市の教育委員会が法第 99 条第 1 項の規定によってした次に掲げる事務により損失を受けた者に対しては、当該事務が自治事務である場合には、当該都道府県または市が、その通常生ずべき損失を補償することとしたこと（法第 99 条第 4 項から第 7 項まで）。

（1）重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可（法第 43 条又は第 80 条）

（2）重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状等の立入調査又は調査のため必要な措置の施行（法第 55 条又は第 83 条）

（3）遺跡発見の場合の現状を変更する行為の停止命令又は禁止命令（法第 57 条の 5 第 2 項）

上記事務のうち、（1）及び（2）は法定受託事務とし、（3）は自治事務としたため（令第 7 条）、都道府県又は市の教育委員会が当該事務を行った場合、（1）及び（2）については国が、（3）については都道府県

または市が損失補償を行うこととなる。

5. 関与の見直し等

- (1) 都道府県の教育委員会が、所有者（管理団体がある場合には、管理団体）又は管理責任者の求めに応じて重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導をする場合に必要とされていた文化庁長官の承認を廃したこと（法第102条第1項）。
- (2) 機関委任事務の廃止に伴い、都道府県又は指定都市若しくは中核市の教育委員会に対する文化庁長官の指揮監督を廃したこと（旧法第104条第1項）。
- (3) 機関委任事務の廃止に伴い、旧法第99条から第101条までの規定による事務を処理するために要する経費の国庫負担の制度を廃したこと（旧法第104条第2項）。
 - 従来交付されていた文化財保護事務費交付金は、平成11年度限りで廃止されることとなるが、これに替わる一般財源措置として、地方交付税交付金による普通交付税措置が取られる予定である。

(別紙1)

(3) 埋蔵文化財関係

- 「埋蔵文化財の取扱について」（昭和26年9月25日文委保第71号文化財保護委員会事務局長通達）
- 「埋蔵文化財の鑑査等の事務の委任について」（昭和46年9月1日庁保管第182号文化庁次長通達）
- 「埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について」（昭和53年9月25日庁保記第29号文化庁長官通知）
- 「埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について」（昭和56年2月7日庁保記第11号文化庁長官通知）
- 「埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について」（平成3年3月18日庁保記第56号文化庁長官通知）
- 「埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について」（平成5年11月19日庁保記第74号文化庁長官通知）
- 「地方公共団体が文化財保護法第98条の2第1項に基づく発掘調査を行う際の文化庁長官への通知について」（平成8年9月5日庁保記第123号文化庁次長通知）
- 「埋蔵文化財の鑑査等の事務の委任について」（平成8年9月2日庁保記第98号文化庁次長通達）

5 埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則

昭和29年6月29日 文化財保護委員会規則第5号

[改正]平成31年3月29日 文部科学省令第7号

(発掘調査の場合の届出書の記載事項及び添附書類)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第92条第1項の規定による届出の書面には、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘予定地の所在及び地番
- 二 発掘予定地の面積
- 三 発掘予定地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 四 発掘調査の目的
- 五 発掘調査の主体となる者の氏名及び住所（国若しくは地方公共団体の機関又は法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 六 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 七 発掘着手の時期
- 八 発掘終了の予定時期
- 九 出土品の処置に関する希望
- 十 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 発掘予定地及びその付近の地図（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの）
- 二 発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 三 発掘予定地の所有者の承諾書
- 四 発掘予定地につき権原に基づく占有者があるときは、その承諾書
- 五 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鈹等地表に近い部分に存する鈹物につき鈹業権

が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書

(土木工事等による発掘の場合の届出書の記載事項及び添付書類)

第2条 法第93条第1項で準用する法第92条第1項の規定による発掘届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
 - 二 土木工事等をしようとする土地の面積
 - 三 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
 - 四 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
 - 五 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
 - 六 当該土木工事等の主体となる者(当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者)の氏名及び住所(法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)
 - 七 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
 - 八 当該土木工事等の着手の予定時期
 - 九 当該土木工事等の終了の予定時期
 - 十 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面を添えなければならない。

(事前の届出を要しない場合等)

第3条 法第92条第1項ただし書(法第93条第1項で準用する場合を含む。)の文部省令の定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該発掘に関し、法第125条第1項の規定により現状変更等の許可の申請をした場合
 - 二 非常災害その他特別の事由により緊急に発掘を行う必要がある場合
- 2 前項第2号に掲げる場合においては、当該発掘を行つた者は、発掘終了後遅滞なく、法第92条第1項の規定により届出をすべき場合にあつては第1条第1項各号に掲げる事項を文化庁長官(法第184条第1項第6号及び文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号。以下「令」という。))第5条第1項第5号の規定により法第92条第1項の規定による届出の受理を都道府県の教育委員会(当該都道府県が法第53条の8第1項に規定する特定地方公共団体(以下この項において単に「特定地方公共団体」という。))が行う場合には、当該都道府県の教育委員会)に、法第93条第1項で準用する法第92条第1項の規定により届出をすべき場合にあつては前条第1項各号に掲げる事項を文化庁長官(法第184条第1項第6号及び令第5条第2項の規定により法第93条第1項で準用する法第92条第1項の規定による届出の受理を都道府県又は指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。))の教育委員会(当該都道府県又は指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事又は指定都市の長。以下この項において同じ。))が行う場合には、当該都道府県又は指定都市の教育委員会)に届け出なければならない。

(遺跡発見の場合の届出書の記載事項及び添付書類)

第4条 法第96条第1項の規定による届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 遺跡の種類
 - 二 遺跡の所在及び地番
 - 三 遺跡の所在する土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 四 遺跡の所在する土地の占有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 五 遺跡の発見年月日
 - 六 遺跡を発見するに至つた事情
 - 七 遺跡の現状
 - 八 遺跡の現状を変更する必要があるときは、その時期及び理由
 - 九 出土品のあるときは、その種類、形状及び数量
 - 十 遺跡の保護のため執つた、又は執ろうとする措置
 - 十一 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面を添えなければならない。

6 遺失物法(抄)

(平成 18 年 6 月 15 日法律第 73 号)
遺失物法(明治 32 年法律第 87 号)の全部を改正する。

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 拾得者の義務及び警察署長等の措置
 - 第 1 節 拾得者の義務(第 4 条)
 - 第 2 節 警察署長等の措置(第 5 条—第 12 条)
 - 第 3 節 施設における拾得の場合の特則(第 13 条—第 26 条)
- 第 3 章 費用及び報労金(第 27 条—第 34 条)
- 第 4 章 物件の帰属(第 35 条—第 37 条)
- 第 5 章 雑則(第 38 条—第 40 条)
- 第 6 章 罰則(第 41 条—第 44 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この法律は、遺失物、埋蔵物その他の占有を離れた物の拾得及び返還に係る手続その他その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この法律において「物件」とは、遺失物及び埋蔵物並びに準遺失物(誤って占有した他人の物、他人の置き去った物及び逸走した家畜をいう。次条において同じ。)をいう。

2 この法律において「拾得」とは、物件の占有を始めること(埋蔵物及び他人の置き去った物にあつては、これを発見すること)をいう。

3 この法律において「拾得者」とは、物件の拾得をした者をいう。

4 この法律において「遺失者」とは、物件の占有をしていた者(他に所有者その他の当該物件の回復の請求権を有する者があるときは、その者を含む。)をいう。

5 この法律において「施設」とは、建築物その他の施設(車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。)であつて、その管理に当たる者が常駐するものをいう。

6 この法律において「施設占有者」とは、施設の占有者をいう。

(準遺失物に関する民法の規定の準用)

第 3 条 準遺失物については、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 240 条の規定を準用する。この場合において、同条中「これを拾得した」とあるのは、「同法第 2 条第 2 項に規定する拾得をした」と読み替えるものとする。

第 2 章 拾得者の義務及び警察署長等の措置

第 1 節 拾得者の義務

第 4 条 拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

2 施設において物件(埋蔵物を除く。第 3 節において同じ。)の拾得をした拾得者(当該施設の施設占有者を除く。)は、前項の規定にかかわらず、速やかに、当該物件を当該施設の施設占有者に交付しなければならない。

3 前 2 項の規定は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)第 35 条第 2 項に規定する犬又は猫に該当する物件について同項の規定による引取りの求めを行った拾得者については、適用しない。

第 2 節 警察署長等の措置

(書面の交付)

第 5 条 警察署長は、前条第 1 項の規定による提出(以下この節において単に「提出」という。)を受けたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、拾得者に対し、提出を受けたことを証する書面を交付するものとする。

(遺失者への返還)

第 6 条 警察署長は、提出を受けた物件を遺失者に返還するものとする。

(公告等)

第7条 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 1 物件の種類及び特徴
- 2 物件の拾得の日時及び場所
- 2 前項の規定による公告（以下この節において単に「公告」という。）は、同項各号に掲げる事項を当該警察署の掲示場に掲示してする。
- 3 警察署長は、第1項各号に掲げる事項を記載した書面を当該警察署に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 4 警察署長は、公告をした後においても、物件の遺失者が判明した場合を除き、公告の日から3箇月間（埋蔵物にあっては、6箇月間）は、前2項に定める措置を継続しなければならない。
- 5 警察署長は、提出を受けた物件が公告をする前に刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定により押収されたときは、第1項の規定にかかわらず、公告をしないことができる。この場合において、警察署長は、当該物件の還付を受けたときは、公告をしなければならない。

(警察本部長による通報及び公表)

第8条 警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、当該都道府県警察の警察署長が公告をした物件が貴重な物件として国家公安委員会規則で定めるものであるときは、次に掲げる事項を他の警察本部長に通報するものとする。

- 1 前条第1項各号に掲げる事項
- 2 公告の日付
- 3 公告に係る警察署の名称及び所在地
- 2 警察本部長は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該都道府県警察の警察署長が公告をした物件及び他の警察本部長から前項の規定による通報を受けた物件に関する情報を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第4章 物件の帰属

(所有権を取得することができない物件)

第35条 次の各号に掲げる物のいずれかに該当する物件については、民法第240条若しくは第241条の規定又は第32条第1項の規定にかかわらず、所有権を取得することができない。

- 1 法令の規定によりその所持が禁止されている物（法令の規定による許可その他の処分により所持することができる物であって政令で定めるものを除く。）
- 2 個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証する文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）
- 3 個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録
- 4 遺失者又はその関係者と認められる個人の住所又は連絡先が記録された文書、図画又は電磁的記録
- 5 個人情報データベース等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人情報データベース等をいう。）が記録された文書、図画又は電磁的記録（広く一般に流通している文書、図画及び電磁的記録を除く。）

(拾得者等の所有権の喪失)

第36条 民法第240条若しくは第241条の規定又は第32条第1項の規定により物件の所有権を取得した者は、当該取得の日から2箇月以内に当該物件を警察署長又は特例施設占有者から引き取らないときは、その所有権を失う。

(都道府県への所有権の帰属等)

第37条 物件（第35条第2号から第5号までに掲げる文書、図画又は電磁的記録に該当する物件を除く。）について、すべての遺失者がある権利を放棄した場合又は第7条第1項（第18条において準用する場合を含む。）の規定による公告をした後3箇月以内（埋蔵物にあっては、6箇月以内。次項において同じ。）に遺失者が判明しない場合において、民法第240条若しくは第241条の規定又は第32条第1項の規定により所有権を取得する者がいないとき（その者のすべてが前条の規定によりその所有権を失ったときを含む。）は、当該物件の所有権は、次の各号に掲げる当該物件を保管する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に帰属する。

- 1 警察署長 当該警察署の属する都道府県（第35条第1号に掲げる物に該当する物件にあっては、国）
- 2 特例施設占有者 当該特例施設占有者

- 2 警察署長は、第4条第1項又は第13条第1項の規定による提出を受けた物件のうち、第35条第2号から第5号までに掲げる文書、図画又は電磁的記録に該当するものについて、すべての遺失者がその有する権利を放棄したとき又は第7条第1項の規定による公告をした後3箇月以内に遺失者が判明しないときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、速やかにこれを廃棄しなければならない。
- 3 特例施設占有者は、保管物件のうち、第35条第2号から第5号までに掲げる文書、図画又は電磁的記録に該当するものについて、すべての遺失者がその有する権利を放棄したとき又は第18条において準用する第7条第1項の規定による公告をした後3箇月以内に遺失者が判明しないときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、速やかにこれを廃棄しなければならない。

附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の遺失物法の規定及び次条の規定による改正後の民法第240条の規定は、この法律の施行前に拾得をされた物件又は改正前の遺失物法（以下「旧法」という。）第10条第2項の管守者が同項の規定による交付を受け、若しくは同項の占有者が同項の規定による差出しを受けた物件であつて、この法律の施行の際現に旧法第1条第1項又は第11条第1項（これらの規定を旧法第12条及び第13条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により警察署長に差し出されていないものについても適用する。

- 2 この法律の施行の際現に旧法第1条第1項又は第11条第1項の規定により警察署長に差し出されている物件については、なお従前の例による。

附則（平成24年9月5日法律第79号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成27年9月9日法律第65号）

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

7 地方自治法（抄）

(昭和22年4月17日法律第67号)

最終改正：令和2年3月31日法律第5号

第1編 総則

第二条 地方公共団体は、法人とする。

- 2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。
- 3 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第5項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。
- 4 市町村は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。
- 5 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第2項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。
- 8 この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。
- 9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。
 - 一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

- 二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

8 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（昭和31年6月30日法律第162号）

最終改正：令和2年3月31日号外法律第11号

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

十四 文化財の保護に関すること。

（職務権限の特例）

第23条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

二 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

三 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

II 埋蔵文化財の取扱いに関する文化庁通知・通達等

1 公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について

平成9年8月7日 庁保記第183号
文化庁次長から各都道府県教育委員会教育長あて 通知

埋蔵文化財の保護を図りつつ、開発事業を円滑に進めるためには、開発関係部局と文化財保護担当部局との連絡調整を緊密に行うことが必要であります。このため、これまで、昭和56年7月24日付け庁保記第17号、昭和60年12月20日付け庁保記第102号、平成5年11月19日付け庁保記第75号及び平成8年10月1日付け庁保記第75号で通知してきたところであり、これらの通知を踏まえ、貴教育委員会及び貴管下各市町村（特別区を含む。以下同じ。）教育委員会並びに関係機関の御努力により、逐次必要な措置が講じられているところであります。

しかしながら、この点については、「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」（平成9年4月4日公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議策定）及び「文教施設における公共工事コスト縮減対策について」（平成9年4月22日付け文指第144号文部事務次官通知）において、公共工事に係る埋蔵文化財の取扱い等に関し、公共工事担当部局と文化財保護担当部局との連絡調整システムの整備を行うよう求められているところであり、公共工事担当部局と文化財保護担当部局との連絡調整について、なお一層の改善を図る必要があると考えられます。

については、貴教育委員会におかれては、下記の事項に御留意の上、公共工事に伴う埋蔵文化財の取扱い等に係る公共工事担当部局と文化財保護担当部局との連絡調整体制を早急に整備されるようお願いします。

おって、上記の「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」及び「文教施設における公共工事コスト縮減対策について」においては、その実施状況のフォローアップを行い、公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議に報告することとなっていますので御承知をお願いします。

なお、本通知については、公共工事担当省庁と協議済みのものであり、文化庁では、併せて、各都道府県知事宛に、各都道府県の公共工事担当部局が教育委員会へ協力するよう依頼するとともに、公共工事担当省庁に対して、関係地方支分部局等の公共工事担当部局が教育委員会へ協力するよう依頼していることを申し添えます。

記

1 国、都道府県等の行う公共工事に係る埋蔵文化財の取扱いに関する連絡調整体制

公共工事に係る埋蔵文化財の適切な取扱いのためには、公共工事担当部局と文化財保護担当部局との連絡調整を一層緊密にする必要がある。

このため、各都道府県教育委員会は、別図を参考にして、国、公団、都道府県、都道府県の公社が発注する公共工事に伴う埋蔵文化財の取扱いに関し、教育委員会とこれらの公共工事担当部局との定期的な連絡調整の場を設け、以下のような措置を講ずること。

(1) 事業計画等の情報交換

教育委員会は、公共工事担当部局に対し、埋蔵文化財に関する情報提供を行うとともに、公共工事担当部局の今後の事業計画について情報収集を行い、当面の予定のみならず、計画の初期段階にあるものも含め、できる限り長期間にわたっての事業の計画を把握するよう努めること。

(2) 埋蔵文化財の取扱い等に関する協議

教育委員会は、把握した事業予定地のうち、必要なものについては、できる限り速やかに現地踏査、試掘調査、確認調査により埋蔵文化財包蔵地の有無及びその内容を確認し、その結果を公共工事担当部局に示すこと。

事業予定地に埋蔵文化財包蔵地の存在が確認された場合は、当該埋蔵文化財の保存の要否、発掘調査を要する場合の発掘調査範囲、期間や経費の見積もり等を含め、その取扱いについて協議を行うこと。

(3) 次年度調査体制等に関する調整

公共工事担当部局の事業実施計画を踏まえ、発掘調査を実施する日程・体制について調整を行うこと。

2 市町村の行う公共工事に係る埋蔵文化財の取扱いに関する連絡調整体制

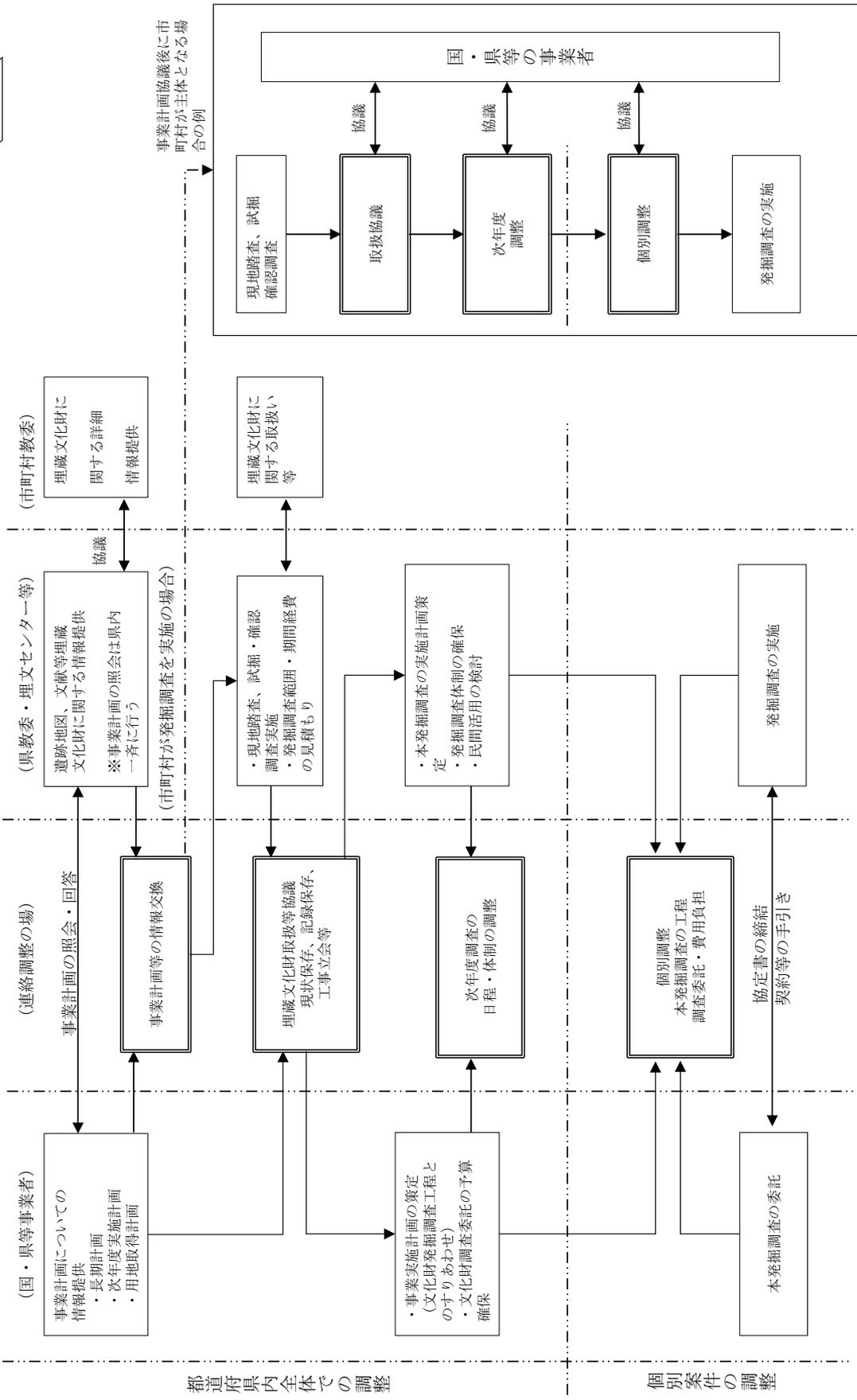
各都道府県教育委員会は、市町村が発注する公共工事に伴う埋蔵文化財の取扱いに関し、1に準じて、各市町村教育委員会が当該市町村の公共工事担当部局との連絡調整体制を整備し、その取扱いを適切に行うよう指導すること。

3 その他

(1) 連絡調整のスケジュールについては、各都道府県の実状に応じて適宜定めるが、次年度の埋蔵文化財調査の円滑な実施に支障を生じないよう配慮すること。

(2) 連絡調整の場においては、発掘調査に伴い出土した文化財の展示等、発掘調査の成果を活用することについても、積極的に検討を行うこと。

都道府県における連絡調整の進め方の例



注1 本調査の進行に伴い、工程の見直し、埋蔵文化財の再検討の必要により、再度調整を要する必要がある。
 注2 市町村教育委員会が調査を担当する事案については、都道府県教育委員会と市町村教育委員会が協議の上、市町村教育委員会が国、県等の事業者と調整を行う。

2 出土品の取扱いについて

平成9年8月13日 庁保記第182号
文化庁次長から各都道府県教育委員会教育長あて 通知

発掘調査等による出土品に関しては、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第63条第1項の規定により国庫に帰属した出土品について、「出土文化財取扱要領」（昭和55年2月21日付け文化庁長官裁定）により、出土品のうち国で保有するものの選択基準、法第64条第1項又は第3項の規定に基づく出土品の譲与と譲与後の取扱い、国で保有しているものの貸付け等について定め、これに即して「出土文化財の取扱いについて」の通知（昭和55年2月21日付け庁保記第12号。文化庁次長から各都道府県教育委員会教育長あて通知）により、国が保有した出土品及び譲与された出土品の取扱いについて指導を行ってきたところであります。

しかしながら、近年、出土品は、開発事業等に伴う発掘調査事業量の増大に比例して増加し続けており、既に収蔵されているものを含めて、その取扱いは文化財保護行政上の大きな課題とされております。

このため、当庁では、出土品の取扱いの在り方について、「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」において検討を行ってきたところでありますが、平成9年2月の同委員会報告「出土品の取扱いについて」（以下「報告書」という。）を踏まえ、出土品全体の取扱いに関し、別紙のとおり「出土品の取扱いに関する指針」（平成9年8月13日文化庁長官裁定。以下「指針」という。）を定めました。

については、出土品の取扱いに関しては、今後、この「指針」に従い、下記により行うこととしますので、貴教育委員会におかれては、出土品の適切な保存・活用に必要な措置を講ずるとともに、貴管下の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会その他の関係機関に対し、このことを御伝達の上、出土品の具体的な取扱いに関する指導・調整等につき遺漏のないよう御配慮ください。

なお、この通知により昭和55年2月21日付け庁保記第12号の通知は廃止することとしますので、御承知おきください。

記

1 出土品の取扱いに関する基本的な考え方（「指針」1関係）

出土品の文化財としての取扱いについては、次に掲げる基本的な考え方により 具体的な措置を執ることとされたい。

- (ア) 出土品については、一定の基準に基づき、将来にわたり文化財として保存を要し、活用の可能性のあるものと、それ以外のものとの区分し、その区分に応じて保管・管理その他の取扱いを行うこと。
- (イ) 上記(ア)の区分により保存・活用の必要性・可能性があるとされた出土品については、その文化財としての重要性・活用の状況等に応じて、適切な方法で保管・管理を行うこと。
- (ウ) 出土品の活用については、専用施設における展示・公開等の従来の方法にとらわれず、広範な方途により積極的に行うこと。
- (エ) 法第63条第1項の規定により、国庫に帰属した出土品は、法第64条の規定により、その保存のため又は効用からみて国において保存・活用を行う必要がある場合は国が保有し、それ以外の場合は地方公共団体等に譲与すること。
- (オ) 国で保有した出土品については、その活用のために必要があるときは、地方公共団体等に対して貸し付けることができること。

各都道府県教育委員会においては、この基本的な考え方に従い、以下の各項目について、各地域の歴史的特性等に応じた具体的な基準を定めること等により、出土品の適切な保存・活用を進めることができるよう措置されたい。

2 保存・活用の必要性・可能性のある出土品等の区分（「指針」2関係）

(1) 区分に関する基準

将来にわたり保存・活用を図る必要性・可能性のある出土品とそれ以外のものとの区分については、一定の基準に即して行う必要がある。

したがって、各都道府県教育委員会においては、次に示す諸要素を総合的に勘案し、かつ、各地域の歴史的特性や関連の学問分野等に係る要素を加えて、区分に関する具体的な基準を定めることとされたい。

- ① 種類：出土品の種類・性格による分類の要素
- ② 時代：出土品が製作され、又は埋蔵された時代の要素
- ③ 地域：出土品が出土した場所、地方又は歴史的・文化的区域の要素
- ④ 遺跡の種類・性格：出土した遺跡の種類・性格の要素
- ⑤ 遺跡の重要度：出土した遺跡の重要度の要素
- ⑥ 出土状況：出土の状況、特に遺構との関係に関する要素
- ⑦ 規格性の有無：出土品が型作り等による規格品・大量生産品であるか否かの要素
- ⑧ 出土量：同種・同型・同質の出土品の出土量の要素
- ⑨ 残存度・遺存状況：出土品の残存・保存の程度の要素

- ⑩ 文化財としての重要性：出土品自体が有している文化財としての性格・重要度の内容・高低の要素
- ⑪ 移動・保管の可能性：出土品の大きさ・形状・重さ、それによる移動・保管の可能性の要素
- ⑫ 活用の可能性：出土品の将来的な活用の可能性の有無・程度に関する要素

この基準に策定に際しては、前期「報告書」の第2章、2、(2)中の「選択についての標準・方針の要素・視点となる事項」を参照されたい。

なお、この基準については、策定後もその妥当性・有効性について随時検討し、学術的な進歩、社会的認識の変化等に従って、最適なものとなるよう改善していくことが望ましい。

(2) 区分の対象等

出土品の区分は、現在収蔵・保管が行われているもの及び今後発掘調査等により出土するものを対象とし、発掘調査の段階、出土品の整理事業の段階、それ以降の段階等において随時行うことが望ましい。

3 出土品の保管・管理等（「指針」3関係）

(1) 保管・管理に関する基本的な考え方及び方法

(ア) 基本的な考え方

将来にわたり適切に出土品の保存・活用を図り、かつ、保管スペースを効率的に利用していくためには、出土品について、その種類・形状・形態、材質・遺存状況、文化財としての重要性、発掘調査報告書・記録等への記載の有無、整理済み・未整理の別、活用の状況・可能性等の諸要素を総合的に勘案して区分し、その区分に応じて保管・管理の態様をいくつかの種類・段階に分け、適切かつ合理的に保管・管理を行うことが必要である。

このような出土品の区分とそれに対応した保管・管理の在り方としては、次のようなものが考えられる。

① 文化財としての価値が高く、展示・公開等による活用の機会が多いと考えられるもの

種類・形状・形態や活用の頻度を考慮し、一般の収蔵庫等とは別の展示・収蔵施設において保管・管理を行うことが考えられる。また、材質・遺存状況において脆弱なもの、特別の保存措置を要するものについては、適切な収納・保管設備、空気調節などの環境調整のための設備の整った施設において保管・管理を行う。

② 文化財としての価値、活用の頻度等において①の区分に次ぐもの

保存及び、検索・取出しの便と保管スペースの節約を考慮しつつ、収蔵箱に入れ収蔵棚に整理する等、適切な方法で保管・管理を行う。発掘調査報告書に記載されたものとそれ以外のもの、完形品とそれ以外のもの、展示・公開や研究資料としての活用の可能性の大小等の観点で、更に数区分に分けることも考えられる。

③ 文化財としての価値、活用の可能性・頻度が比較的低いもの

必要があれば取出しが可能な状態で、保管スペースを可能な限り効率的に利用できる方法で収納する。

この場合、出土品の保管・管理は、必ずしも同一遺跡から出土した出土品を同一の地方公共団体等で一か所に一括して保管するという考え方にとらわれる必要はなく、適切かつ合理的な保管・管理の観点から柔軟に対応することが望ましい。

各都道府県教育委員会においては、上記の基本的な考え方に即し、出土品の適切かつ合理的な取扱いについて、管下の教育委員会等に対する指導等を含め、配慮されたい。

(イ) 適切な保管・管理のための記録の整備・管理

出土品の保管・管理を行う地方公共団体等においては、出土品の適切な管理や活用のため、その名称・内容・数量・発見時期・出土遺跡名、発掘調査報告書への記載状況、保管の主体・場所等に関する記録を作成し、管理する必要がある。

各都道府県教育委員会においては、この趣旨に沿って、出土品の適切な保管・管理について管下の市町村教育委員会その他出土品の保管・管理を行う機関等に対する指導等を含め、配慮するとともに、管下における出土品の保管・管理状況についての的確に把握しておくこととされたい。

なお、地方公共団体等へ譲与された出土文化財については、従来、その滅失、き損、所有者又は所在場所の変更について、都道府県教育委員会を経由して文化庁へ報告することとされていたが、この制度は廃止することとした。

(2) 保管・管理のための施設・体制の整備等

出土品について適切かつ合理的な保管・管理を行っていくためには、地方公共団体等における必要な施設の充実と専門的知識を有する職員による体制の整備を進める必要がある。

出土品の保管・管理施設としては、従来、各地方公共団体において、埋蔵文化財収蔵庫、歴史民俗資料館、埋蔵文化財調査センター、出土文化財管理センター等が設置されてきているが、当庁では、現在、出土品の保管・管理と展示等の活用のための「埋蔵文化財センター」の建設に対し国庫補助を行っているので、これを活用する等により、今後ともその充実に努めることとされたい。

(3) 出土品の廃棄その他の措置と配慮事項

将来にわたり保存・活用を図る必要性・可能性がないとされた出土品については、発掘調査現場から持ち帰らず、あるいは埋納、投棄などにより廃棄することができることとなるが、これらの措置は、発掘調査の段階、出土品の整理作業の段階、それ以降の段階等において、発掘調査主体、法第 64 条第 1 項又は第 3 項の規定による譲与を受けた地方公共団体等が行うこととなる。

これらの措置を執ることについては、後記 4 による広範な活用の方途を検討した上で、なおかつその可能性のない場合に限る等、慎重な配慮が必要であり、特に地方公共団体以外の者による廃棄等は、関係地方公共団体の教育委員会による指導の下に行われる必要があるため、各都道府県教育委員会においてはこの旨留意の上、適切に措置されたい。

また、廃棄その他の措置を執る場合は、後日、無用の誤解・混乱を生ずることのないよう、対象の出土品の種類・性格・数量等に応じて、何を、どこにおいて、どのような措置を執ったかの概要に関する記録・資料を作成し、保管しておくことが必要である。

各都道府県教育委員会においては、出土品の廃棄その他の措置を執った管下の市町村教育委員会等から上記の記録・資料の提出を受ける等により、管下における取扱いの状況を把握するとともに、出土品の適切な取扱いの確保のため、必要に応じて適宜指導することとされたい。

なお、地方公共団体等による出土品の廃棄は、発見者による当該出土品に係る遺失物法（明治 32 年法律第 87 号）第 13 条で準用する同法第 1 条の規定による警察署長への差出し（都道府県、指定都市又は中核市の教育委員会の発見に係る出土品については、法第 98 条の 3 第 1 項で準用する同法第 59 条第 1 項の規定による通知）の時から、法第 64 条第 1 項又は第 3 項の規定による地方公共団体等への譲与が行われるまでの間は、行うことができないので留意されたい。

4 出土品の活用（「指針」4 関係）

（1）活用に関する基本的な考え方

出土品については、埋蔵文化財の保護や発掘調査に対する国民の理解と協力を促進するためにも、国民が様々な機会に種々の方法でこれにふれることができるよう、従来行われている方法による活用を拡充するとともに、出土品の種類・性格に応じた新たな方法を開発し、積極的にその広範な活用を図る必要がある。

このような出土品の活用方法の改善・充実については、出土品の保管・管理を行う地方公共団体等が、次に示す例を参考として、それぞれ有効かつ適切な方途を検討し、実施することが望まれる。

したがって、各都道府県教育委員会においては、出土品の積極的な活用について、出土品の保管・管理を行う管下の市町村教育委員会等に対する指導を含め、配慮されたい。

（ア）博物館等の展示専用施設における活用の改善・充実

博物館や歴史民俗資料館等の展示専用施設における展示については、発掘調査組織と博物館等との連絡・協力関係を強化し、発掘調査の成果を地域に広く公開するため、最新の調査成果を反映した常設展示の更新や速報的な展示の企画等を積極的に進めること。

また、展示の方法としても、出土品の種類によっては、見るだけでなく直接触れることができるようにする等の工夫も必要である。

（イ）学校教育における活用の充実

出土品は、子ども達が直接、見て、触れながら、地域の歴史や文化を学ぶことができる貴重な資料であるため、これを学校教育における「生きた教材」として、一層積極的に活用すること。

この場合、地方公共団体においては、出土品の提供や資料の作成・提供、埋蔵文化財担当専門職員による説明等の協力を行うことも必要である。

（ウ）地域の住民に対する活用の工夫

市町村役場や公民館等の住民に身近な公共施設における出土品の展示や地域の行事への出品、発掘調査の現地説明会における活用等、地域の住民が直接出土品にふれることができる機会を設けること。

（エ）民間施設を利用した活用

公的な展示専用施設に限らず、例えば発掘調査の原因となった開発事業により建設された施設での展示等、展示専用施設でない民間の施設を有効に利用した活用も積極的に進めること。

（オ）他の地方公共団体等との連携

出土した地域や地方公共団体内に限らず、相互交換・貸借により、国内の他の地域における展示・公開あるいは研究資料としての活用を図ること。

なお、我が国の多様な文化と歴史に対する理解を深める上から、外国における展示・公開等も有益であると考えられる。

（カ）学術的な活用の推進

出土品は、文化財としての活用のほか歴史学・考古学等の研究資料としての活用の可能性を有するものであり、その研究資料としての活用は、学術の進歩・発展にとっても有効なものであるため、大学、研究機関等における研

究活動等における出土品の活用を今後一層拡充すること。

そのためには、各地方公共団体において、大学・研究機関・関係学界との間で、出土品に関する情報提供等のための恒常的な連携・連絡の方途を確保し、出土品を研究資料として提供する等の仕組みを構築することが望ましい。

なお、活用に伴って出土品の交換、譲与、貸出し等を行う場合は、出土品の保管・管理を行う地方公共団体等において、その種類、数量等必要な事項を記録し、適正な取扱いを確保するよう配慮されたい。

(2) 展示・公開のための施設・体制の整備等

出土品の展示・公開等その積極的な活用の推進のため、地方公共団体、特に市町村においては、必要な施設の設置や既存の施設の充実・改善及び専門職員の配置等による体制の整備を図る必要がある。

また、埋蔵文化財の発掘調査、出土品の収蔵・保管等の拠点となる施設の設置・整備に際しては、発掘調査の成果を住民に還元できるよう、出土品の展示等の活用のための機能にも十分配慮することが必要である。

前記3、(2)の「埋蔵文化財センター」は、このような施設としても有効なものであるため、これを活用されたい。

また、出土品の広範な活用のため、その保管・管理や活用状況について、広報誌・コンピューター利用の情報ネットワークなどを活用して情報発信を図ることについても配慮されたい。

5 出土品の整理の促進

上記のような出土品の区分、適切かつ合理的な保管・管理その他の取扱いを適正に行うためには、出土品の整理を行い、その内容等が的確に把握されていることが必要である。

各都道府県教育委員会においては、発掘調査が出土品の整理を経て報告書の作成をもって完了するものであることを十分認識し、現在未整理のまま収蔵されているものを含めて出土品の整理を促進すること、及び出土品の整理作業のための体制や施設の整備・充実を図ることについて、管下の市町村教育委員会その他の発掘調査を行う機関に対する指導を含め、配慮されたい。

6 出土品の国保有（「指針」5関係）

従来から、保存のため又は効用からみて国において保存・活用を行う必要がある出土品は、国が保有することとしてきたところである。

出土品の国保有については、これまで出土地の関係地方公共団体の協力を得て進めてきたところであるが、今後とも、全国的視野に立って協力するとともに、管下の市町村教育委員会の協力方につき配慮されたい。

なお、国で保有する出土品の選択基準は、従来どおりである。

7 出土品の地方公共団体等への譲与（「指針」6、7関係）

(1) 地方公共団体等への譲与の促進

従前から、国庫に帰属した出土品のうち国で保有することとしたもの以外のものについては、その発見者又は発見された土地の所有者（以下「発見者等」という。）が当該出土品に係る法第63条第1項の規定による報奨金の支給を受ける権利及び法第64条第1項の規定による譲与を受ける権利を主張していない場合、原則として、法第64条第3項の規定により 出土地を管轄する地方公共団体に譲与することとしている。

出土品の保存・活用は、各地方公共団体が、その管轄する区域内において発見された出土品の譲与を受け、その責任において行うことが最も適切であるので、各都道府県教育委員会においては、この趣旨に沿い、法第64条第3項の規定による譲与の申請手続きを進めるよう、管下の市町村教育委員会に対する指導を含め、配慮されたい。

地方公共団体への譲与について、当該出土品の発見者等が法第63条第1項の規定による報奨金の支給を受ける権利及び法第64条第1項の規定による譲与を受ける権利を主張していない場合に限ったのは、発見者等との間の無用な混乱を避けるためである。したがって、地方公共団体が出土品の譲与を受けようとする場合は、あらかじめ当該出土品の発見者等と連絡をとり、その了承を得ておくことが必要である。

また、工事等に伴う発掘調査その他の場合で、発見者等が企業、個人、法人格を有しない遺跡調査会等出土品の保存・活用を行うに適さないと考えられる者である場合には、調査に関する法第57条第1項の規定による届出又は工事の事業者との間の発掘調査に係る委託契約等の段階で、出土品について、発見者等としての権利を放棄する旨を確認する等、前記の取扱いを円滑にする措置について配慮することが望ましい。

(2) 発見者等への譲与

上記(1)による国保有又は法第64条第3項の規定による地方公共団体への譲与を行うことができない場合については、法第64条第1項の規定により発見者等に譲与することとなる。

なお、地方公共団体以外の組織が行った発掘調査による出土品について、当該組織が自ら譲与を受けることを希望する場合は、当該組織が法人格を有する場合に限り、出土地を管轄する地方公共団体が譲与を受けた上で、適切な保存・活用が確保されることを確認の上当該組織に貸与又は再譲与を行う等の措置を執ることとし、その後の保管・管理等についても当該地方公共団体の教育委員会が指導等を行うことが適切であると考えられるので、この趣旨に沿って指導されたい。

(3) 譲与の手続

法第64条第1項又は第3項の規定による出土品の譲与は、別紙様式1の「出土品譲与申請書」の提出に基づき行うこととしているので、譲与を希望する者に対し、手続きについての指導等に配慮されたい。

8 国が保有している出土品の貸付け（「指針」8関係）

国が保有している出土品については、従来から、その出土地等の適切な施設において保管・展示等を行うため、貸付けを行ってきたところであるが、今後も、地方公共団体、博物館、歴史民俗博物館、大学その他当該出土品の保存・活用を行うに適した者から借り受けたい旨の申し出があった場合は、次の事項を確認した上、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和22年法律第229号）の定めるところにより、当該出土品を貸し付けることとしている。

- ①借受けの目的が当該出土品の保存・活用にとって適切であること
- ②当該出土品の保管・展示等を適切に行うための施設・設備が整備されていること
- ③貸付けの期間中、当該出土品が適切な知識・技能を有する者により取り扱われること

貸付けは、別紙様式2の「物品（国保有出土品）借受け申請書」の提出に基づき行うこととしているので、各都道府県教育委員会においては、借受けを希望する者等に対し、その手続き及び、当該出土品の貸付け期間中の取扱い等についての指導に配慮されたい。

(別紙)

出土品の取扱いに関する指針

平成9年8月13日 文化庁長官裁定

(出土品の取扱いの基本方針)

1 出土品の取扱いについては、次の基本方針に従い、適切に措置するものとする。

- (ア) 出土品については、一定の基準に基づき、将来にわたり文化財として保存を要し、活用の可能性のあるものとそれ以外のものとに区分し、その区分に応じて取り扱うこと。
- (イ) 保存・活用の必要性・可能性があるとされた出土品については、その文化財としての重要性、活用の状況等に応じて、適切な方法で保管・管理を行うこと。
- (ウ) 出土品の活用については、広範な方途により積極的に行うこと。
- (エ) 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第63条第1項の規定により国庫に帰属した出土品は、法第64条の規定により、出土品の保存のため又は効用からみて国において保存・活用を行う必要がある場合は国が保有し、それ以外の場合は地方公共団体等に譲与すること。
- (オ) 国で保有した出土品については、その活用のために必要であるときは、地方公共団体等に対して貸し付けることができること。

(保存・活用の必要性・可能性のある出土品等の区分)

2 将来にわたり保存・活用の必要性・可能性のある出土品とそれ以外のものとの区分は、その種類、性格その他の要素を勘案して各都道府県教育委員会が定める基準に基づき、行うものとする。

(出土品の保管・管理等)

3 出土品のうち前項の規定により将来にわたり保存・活用の必要性・可能性があるとされたものについては、その種類、性格、活用の状況等を総合的に勘案して、文化財としての価値が高く活用の機会が多いもの、文化財としての価値・活用の可能性が比較的低いもの等に区分し、それぞれの区分に応じた適切な方法により、適切な施設において保管し、管理するものとする。

保存・活用の必要性・可能性がないとされた出土品については、廃棄その他の措置を執ることができるものとする。

(出土品の活用)

4 出土品の活用については、博物館における展示・公開等のほか、学校教育における教材としての利用、住民に身近な施設における展示、研究活動における学術的な資料としての利用等広範な方途により積極的に行うものとする。

(国で保有する出土品の選択基準)

5 国庫に帰属した出土品のうち、次のいずれかに該当し、製作技術に優れ、類例に乏しく代表的であり、学術上又は芸術上極めて価値の高いものは、国が保有するものとする。

- (ア) 石器、骨角器等旧石器時代に属するもの
- (イ) 土器、土製品、石器、骨角器等縄文時代に属するもの
- (ウ) 土器、青銅器、鉄器、石器、木製品等弥生時代に属するもの
- (エ) 鏡、武器、武具、馬具、装身具、埴輪、石製品、土器等古墳時代に属するもの
- (オ) 瓦、貨幣、印章、仏像、経筒、骨壺、墓誌、陶磁器、木簡等歴史時代に属するもの

(譲与)

- 6 出土品のうち前項に該当し国が保有したものの以外のもので、その発見者又は発見された土地の所有者（以下「発見者等」という。）が当該出土文化財に係る法第 63 条第 1 項の規定による報奨金の支給又は法第 64 条第 1 項の規定による譲与を受ける権利を主張していないものは、法第 64 条第 3 項の規定により、その出土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、譲与するものとする。
- 7 出土品のうち前 2 項に規定する取扱いにより国が保有し、又は地方公共団体に譲与したものの以外のもものは、法第 64 条第 1 項の規定により発見者等に譲与するものとする。
（国が保有した出土品の貸付け）
- 8 国が保有した出土品について、地方公共団体、博物館、歴史民俗資料館、大学その他当該出土品の保存・活用を行うに適した者から貸付けを受けたい旨の申出があった場合は、次の事項を確認した上、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和 22 年法律第 229 号）の定めるところにより、当該出土品を貸し付けることができるものとする。
 - (ア) 貸付けを受ける目的が当該出土品の保存・活用にとって適切であること
 - (イ) 当該出土品の保管・展示等を適切に行うための施設・設備が整備されていること
 - (ウ) 貸付けの期間中、当該出土品が、適切な知識・技能を有する者により取り扱われること（附則）
- 9 出土文化財取扱要領（昭和 55 年 2 月 21 日文化庁長官裁定）は、廃止する。

3 埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について

平成10年9月29日 庁保記第75号
文化庁次長から各都道府県教育委員会教育長あて 通知

標記のことについては、これまで数次にわたり通知したところであり、貴教育委員会、貴管内各市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会及び関係機関の御努力により、逐次必要な措置が講じられ、各地方公共団体における埋蔵文化財行政の改善・充実が図られてきているところであります。

しかしながら、この数年来、平成6年7月の規制緩和に関する閣議決定、平成7年11月の総務庁による勧告等において、埋蔵文化財の保護と開発事業との適切な調整、発掘調査の迅速化、発掘調査に係る費用負担の明確化等が指摘されるなど、埋蔵文化財の保護と発掘調査に関する施策の一層の充実と適切な実施が求められています。

また、当庁では、平成6年度から「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に係る調査研究委員会」を設け、埋蔵文化財行政に関する基本的な事項について順次調査研究を行っており、平成9年度においては、埋蔵文化財の把握と周知、開発事業に伴う発掘調査の取扱い等についての調査研究を行い、平成10年6月、その報告を受けたところであります。

これらの状況を踏まえ、貴教育委員会におかれては、特に下記の事項に留意の上、埋蔵文化財行政の改善・充実に努めるようお願いします。また、管内の市町村教育委員会に対しこの趣旨の周知が図られるようお願いいたします。

なお、埋蔵文化財に関する重要な事項については、今後とも、速やかに当庁と連絡を取り、適切に対処するようお願いいたします。

本通知により、昭和56年7月24日付け庁保記第17号、昭和60年12月20日付け庁保記第102号、平成5年11月19日付け庁保記第75号の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」及び平成8年10月1日付けの庁保記第75号の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」の各通知は廃止します。

記

1 基本的事項

(1) 埋蔵文化財保護の基本的な考え方

埋蔵文化財は、国民共通の財産であると同時に、それぞれの地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であり、その地域の歴史・文化環境を形作る重要な要素であることから、基本的には各地域で保存・活用その他の措置を講ずるという理念に基づいて諸施策を進めること。

(2) 埋蔵文化財保護に関する諸施策の推進

埋蔵文化財の保護に当たっては、市町村、都道府県、国それぞれの観点から保護を要する重要な遺跡の条例や法律による史跡指定等の推進、埋蔵文化財行政に係る体制の整備・充実、発掘調査体制・方法の改善等に積極的に取り組むこと。

(3) 開発事業者等への対応の基本

埋蔵文化財に関する開発事業との調整や発掘調査その他の措置に関しては、事業者その他関係者に対し埋蔵文化財保護の趣旨を十分説明し、その理解と協力を基本として進めること。

(4) 関係部局との連携

埋蔵文化財の保護行政は、各地方公共団体における開発担当部局等、教育委員会以外の関係部局との連絡・協調の下に進めること。

(5) 客観化・標準化の推進

埋蔵文化財の保護に関する行政は、保護の対象が地下に埋もれているための確に把握することが困難であり、また、その内容や所在状況がきわめて多様であるため必ずしも定量的な基準に即して行うことに適しない面があるものの、その施策について国民の理解と協力を得るために、可能な限り客観的・標準的な基準を設け、それに即して進めること。

(6) 広報活動等の推進

埋蔵文化財の保護とそのために講ずる諸措置に関しては、発掘調査成果の公開や文化財保護施策に係る広報活動等に積極的に取り組むことにより、埋蔵文化財行政について広く国民の理解を得、その協力によって進めること。

2 埋蔵文化財行政の組織・体制のあり方とその整備・充実について

埋蔵文化財の保護上必要な開発事業との調整、発掘調査等を円滑に進めるには、それらを的確に執行するための体制が必要である。埋蔵文化財保護の体制については、各地方公共団体において、今後とも更に以下の各事項に留意の上、その整備・充実に努められたい。

(1) 地方公共団体における体制の整備・充実

各地方公共団体においては、埋蔵文化財の保護を図るため、史跡の指定等による積極的な保護及びその整備活用、埋蔵文化財包蔵地の把握と周知、開発事業との調整及び発掘調査の実施、発掘調査成果の公開等の広報活動等の多岐

にわたる行政を進めることが求められる。

このため、適切な対応能力を備えた十分な数の専門の職員を確保し、それぞれの担当部署への適切な配置に努めるとともに、常時その能力の向上を図る必要がある。

また、専門職員の資質・技能の向上のため、地方公共団体の設置する発掘調査組織等との適切な人事交流を図るとともに、自らの職員、管内あるいは関係の地方公共団体職員を対象とする研修の実施、奈良国立文化財研究所その他が行う研修への職員の派遣などに努める必要がある。

さらに、埋蔵文化財の保護については、人的な体制とともに発掘調査、出土品の管理や活用等の活動の拠点となる施設の整備・充実も必要であることから、今後とも埋蔵文化財センターの建設等を進める必要がある。

(2) 市町村の役割及び体制の整備・充実

埋蔵文化財は地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であることから、地域の埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村が重要な役割を果たすことが必要である。このため、埋蔵文化財担当専門職員を配置していない市町村においては、少なくとも埋蔵文化財保護の基本的行政に支障がないよう専門職員の配置を促進することとし、既に専門職員を配置している市町村においても、適切な埋蔵文化財保護行政の執行と経常的な発掘調査の円滑な実施のため、適正な体制の整備・充実を図る必要がある。

なお、小規模な市町村の場合、一定の地域内に所在する複数の市町村が共同して広域の発掘調査組織を設けることも有益である。このような場合には、広域調査組織の設立、運営に当たっての関係市町村間の理解と合意の確保、各関係市町村教育委員会と広域調査組織との連携、職員の採用形態等について十分配慮し、その運営が円滑に行われるよう留意すること。

(3) 都道府県の役割及び体制の整備・充実

都道府県は、大規模な、あるいは複数の市町村にまたがる埋蔵文化財の保護及びこれらに係る開発事業との調整・発掘調査を行い、重要な遺跡の保存・活用等を推進するとともに、管内の市町村における埋蔵文化財保護行政に関する指導・援助及び連絡調整を行うことが求められる。

特に、埋蔵文化財保護の具体的な内容が市町村ごとに大きな差を生ずることを避け、行政の客観化・標準化を進めるためには、各都道府県教育委員会において、保護の基本となる方針や標準を定め、それを基に管内の市町村を指導することが望ましい。

また、体制の未整備な市町村に係る事業に関して、当面の措置として、発掘調査の緊急性等を踏まえ、自ら発掘調査を実施する等の措置を執り、管内における埋蔵文化財行政に不均衡が生じないように配慮されたい。

このため、各都道府県においては、開発事業との調整や発掘調査等に当たる体制の整備に努めるとともに、保護の基本となる方針や標準を策定し、管内の市町村への指導・援助及び連絡調整を適切に行うための一層の体制の整備・充実を努める必要がある。

なお、市町村と都道府県との役割分担について、従来の区分では適切な対応が困難な場合には、都道府県と市町村で調整の上、区分の在り方を見直すなど、開発事業の内容等と埋蔵文化財行政側の体制の状況に応じた柔軟な対応を行うことにより、発掘調査等の円滑な実施を図ることとされたい。

(4) 地方公共団体間の専門職員の相互派遣

(2)、(3)で掲げた各市町村及び都道府県の基本的な役割を踏まえつつも、増大する開発事業との円滑な調整を図り、埋蔵文化財の適切な保護を図るためには、各市町村及び都道府県が相互に協力して臨むことが必要である。

各地方公共団体の対応能力を超えるような発掘調査事業の臨時的、急激な増加等に対応して円滑な事業の推進を図るためには、都道府県相互間、都道府県と市町村の間あるいは市町村相互間で専門職員を外向・派遣する等の相互支援を行うことが望ましい。

このため、次の各事項に留意の上、適切な措置を講ずることとされたい。

- ① 都道府県教育委員会においては、管内の市町村における発掘調査事業の動向とこれに対する対応能力等の状況を的確に把握するとともに、体制が不十分な市町村への専門職員の外向・派遣、市町村間の専門職員の外向・派遣の調整等に努める必要があること。
- ② 地方ブロック毎の連絡会議等で、各都道府県における発掘調査事業の動向等について情報交換を行い、近隣都道府県間の専門職員の外向・派遣等による相互支援について、検討を進めること。
- ③ 当庁では、これまで大規模な災害復旧に対応する場合等に都道府県の範囲を超える全国規模の専門職員の派遣等について協力要請を行ってきたが、今後も必要に応じて同様の措置を執ることとしたいので引き続き配慮願いたいこと。

(5) 発掘調査を業務とする財団その他の組織・機関のあり方

地方公共団体が設置している発掘調査のための組織・機関は、発掘調査を円滑に進めるために十分な職員体制と調査のための基本的な機材等を整えるとともに、財政的な基盤を確保する必要がある。

また、各教育委員会は、こうした調査組織・機関による発掘調査であっても、調査に関する指導は教育委員会が行うものであるから、これらの組織・機関との連絡を密にすることが必要である。

(6) 民間調査関係組織の適切かつ効果的な導入

発掘調査への民間調査組織の導入については、地方公共団体における埋蔵文化財保護体制の整備を前提として、導入の形態、導入する範囲等についての明確な方針の下に行う必要がある。この場合、次のような原則によるのが適切である。

(ア) 発掘調査に関連する各種の業務について

排土・測量・写真撮影等の発掘調査に関連しこれを支援する業務については、発掘調査の効率的な実施のために有効な場合は、民間の調査支援機関の効果的な導入を図ること。

(イ) 発掘調査について

発掘調査についての民間調査組織の導入については、本来当該発掘調査を実施すべき地方公共団体等が一定程度の発掘調査体制を有している場合であって、その発掘調査体制では発掘調査が著しく遅延している場合又は短期的な発掘調査事業の急増により現在の体制では調査の遅延等の事態が生ずることが予想され、他の地方公共団体からの専門職員の派遣その他の支援によっても対応することができない場合に限り、次の要件の下に行うこと。なお、発掘調査への民間調査組織の導入を行うことは、そのことにより地方公共団体の発掘調査体制の整備が遅滞することのないよう十分留意すること。

- ① 導入しようとする発掘調査組織は、発掘調査について十分な資質を有する担当職員を備えており、埋蔵文化財の発掘調査を適正に実施する能力を有するものであること。
- ② 民間の発掘調査組織の導入は、発掘調査を実施する地方公共団体等の発掘調査体制に組み込む形態で行うものとし、発掘調査組織の選択、発掘調査の実施の管理等は、当該地方公共団体が責任をもって行うこと。

3 開発事業との調整について

埋蔵文化財の保護と開発事業の調整は、事業者の理解と協力の上に成り立つものであることを踏まえ、次の各事項に留意の上、遺漏のないよう措置されたい。

なお、公共事業の実施と埋蔵文化財の保護に係る調整については、平成9年8月7日付け庁保記第183号「公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について」により通知したところであり、連絡調整体制の整備等による一層の連携強化により努めていただきたい。

(1) 関係部局との連携体制の確保による計画の早期把握

各地方公共団体における開発事業等に対して指導等の行政を相当する部局との間の連携を強化し、各部局に関係する開発事業計画の早期把握と適切な事前調整に努めること。

(2) 事業者との調整

事業者との間で開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整を行うに当たっては、次の各事項に留意する必要がある。

- ① 事業計画が把握された場合は、速やかに事業者との具体的な調整を開始すること。また、埋蔵文化財に係る調整は、当該事業に係る他の行政上の指導や手続きと並行して迅速に行うこと。
- ② 事業者との事前協議に当たっては、事業の計画や実情について十分了知するとともに、埋蔵文化財の保護についてよく説明して理解を得よう努めること。
- ③ 埋蔵文化財の範囲や性格等の把握が十分でない場合は、速やかに後述の試掘・確認調査等を行い、これを的確に把握した上で事業計画との調整を行うこととし、調整後に調整内容の変更等の事態を生じないように努めること。
- ④ 調整により本発掘調査が必要となった場合は、その範囲・調査期間・経費等を提示し、十分に説明し理解を得ること。
- ⑤ 事業者との調整の経過等については、逐次記録し、調整の結果は協定書等にまとめること。

(3) 発掘調査の円滑・迅速化

開発事業との調整の結果行われる記録保存のための発掘調査については、効率的に進めるため、次の各事項に留意する必要がある。

- ① 試掘・確認調査を積極的に活用し、その結果に基づき調査区の適切な設定や遺跡の性格等に応じた調査体制の編成等に配慮すること。
- ② 作業の各段階において土木機械・測量機器を積極的に導入するなどして、その円滑かつ迅速な実施に努めること。
- ③ 事業者との連絡を密にし、調査の行程や進行に支障のない限り工事が並行して実施できるように工夫すること。

4 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知について

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲を的確に把握し、これに基づき保護の対象となる周知の埋蔵文化財包蔵地を定め、これを資料化して国民への周知の徹底を図ることは、埋蔵文化財の保護上必要な基本的な重要事項である。周知の埋蔵文化財包蔵地は、法律によって等しく国民に保護を求めるものであるから、その範囲は可能な限り正確に、かつ、各地方公共団体間で著しい不均衡のないものとして把握され、適切な方法で定められ、客観的な資料として国民に提示されなければならない。

このため、都道府県教育委員会においては、平成10年6月の埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会による報告「埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて」（以下「報告書」という。）の第1章、2を参照の上、次の各事項に留意の上、必要な措置を講ずることとされたい。

(1) 埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲

何を埋蔵文化財とするかについては、次の1)に示す原則に則しつつ、かつ2)に示す要素を総合的に勘案するとともに、地域における遺跡の時代・種類・所在状況や地域的特性等を十分考慮して、各都道府県教育委員会において、一定の基準を定めることが望ましい。

なお、埋蔵文化財とする範囲は、今後の発掘調査の進展による新たな発見や調査事例の蓄積、研究の進展により変化する性格のものであるので、上記の基準は適宜合理的に見直すことが必要と考えられる。

1) 埋蔵文化財として扱う範囲に関する原則

- ① おおむね中世までに属する遺跡は、原則として対象とすること。
- ② 近世に属する遺跡については、地域において必要なものを対象とすることができること。
- ③ 近現代の遺跡については、地域において特に重要なものを対象とすることができること。

2) 埋蔵文化財として扱う範囲の基準の要素

遺跡の時代・種類を主たる要素とし、遺跡の所在する地域の歴史的な特性、文献・絵図・民俗資料その他の資料との補完関係、遺跡の遺存状況、遺跡から得られる情報量等を副次的要素とすること。

(2) 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地としての決定

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握は、地域に密着して埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村教育委員会が行うこと。

ただし、現在それを実施するための体制の整っていない市町村や埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握や資料の整備が不十分な市町村については、当面、都道府県教育委員会が自ら分布調査等を実施すること、又は市町村教育委員会が分布調査等を実施するよう指導し、必要な助言や援助を行うことが望ましい。

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲は、これまでに行われた諸調査の成果に加え、今後、埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握を目的として行う分布調査、試掘・確認調査その他の調査の結果によつて的確に把握し、常時新たな情報に基づいて内容の更新と高精度化を図ること。なお、これまで所在のみが把握され必ずしも範囲が明確に把握されていなかった埋蔵文化財包蔵地については、早急に所要の調査等を行い、順次範囲を把握すること。

上記によって把握された埋蔵文化財包蔵地については、都道府県教育委員会が、関係市町村の教育委員会との間でその所在・範囲についての調整を行い、周知の埋蔵文化財包蔵地として決定すること。

(3) 周知の埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の資料化と周知の徹底

上記(2)により都道府県教育委員会が決定した周知の埋蔵文化財包蔵地については、都道府県及び市町村において、「遺跡地図」、「遺跡台帳」等の資料に登載し、それぞれの地方公共団体の担当部局等に常備し閲覧可能にする等による周知の徹底を図ること。また、必要に応じて、関係資料の配布等の措置を講ずること。

この資料については、都道府県と市町村が内容として共通のものを保有することとともに、常時最新の所在・範囲の状況を表示できるよう、加除訂正が可能な基本原図を用いることや、コンピュータを用いた情報のデータベース化等、機能的な方法を工夫すること。

なお、資料への表示としては、埋蔵文化財包蔵地の区域は、原則として、その範囲を実線で明確に示すこと。また、遺跡が完全に滅失した地域の表示や遺跡の重要性に応じた表示など、表示方法を工夫することも開発事業者側、文化財保護行政側の双方にとって有効なことと考えられる。

5 試掘・確認調査について

周知の埋蔵文化財包蔵地の適切な範囲の決定、開発事業と埋蔵文化財の取扱いの調整、あるいはその調整の結果必要となった記録保存のための発掘調査の範囲及び調査に要する期間・経費等の算定のためには、あらかじめ当該埋蔵文化財の範囲・性格・内容、遺構・遺物の密度、遺構面の数と深さ等の状況を的確に把握しておくことが求められる。また、開発事業に対応して埋蔵文化財の所在地において盛土等を行うに際しても、後述の6(3)のとおり、一定の記録を残しておくことが求められる。

このため、各教育委員会においては、それぞれの目的に応じて必要な知見や情報を得るために、十分な分布調査や試掘調査（地表面の観察等からでは判断できない場合に行う埋蔵文化財の有無を確認するための部分的な発掘調査）、確認調

査（埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格・内容等の概要までを把握するための部分的な発掘調査）を行うことが必要である。

各地方公共団体においては、このような試掘・確認調査の重要性及び有効性を十分に認識し、これを埋蔵文化財の保護や開発事業との調整等の仕事の中に的確に位置づけ、その十分な実施を確保できる職員の配置等の体制整備を図るとともに、より効率的な試掘・確認調査のための方法の改良等に努める必要がある。

なお、開発事業が計画されている区域において改めて分布調査や試掘・確認調査を行う場合は、事業者その他の関係者の十分な理解を得ておくことが必要である。

6 開発事業に伴う記録保存のための発掘調査等について

(1) 記録保存のための発掘調査の要否等の判断

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業と埋蔵文化財の取扱いについての調整の結果、現状保存することができないこととされた遺跡については、記録保存のための発掘調査その他の措置を執ることとされているが、どのような取扱いにするかについては、第一にその工事区域が地下遺構の内容や状況等の観点で発掘調査を要する範囲に含まれるかどうか、第二に工事の内容が地下遺構に与える影響の観点で記録保存の措置を必要とする場合に当たるかどうかを判断して定める必要がある。

この2点についての基本的な考え方は別紙1及び別紙2のとおりであるので、各教育委員会においては、これを踏まえ、「報告書」の第3章及び第4章を参照の上、必要な措置を講ずることとされたい。

特に、別紙2の各項に示す事項の中には、実際に適用する上では地域的な特性や従前の取扱いとの関連において更に細目的な基準を必要とするものがあるので、それらについては各都道府県教育委員会において、各地方ブロックで策定された基準又は現在検討中の基準を踏まえる等により工事の種別ごとの取扱い及び数値の適用基準を定めることとされたい。

なお、この適用基準は、埋蔵文化財保護に関する理念の変化や技術的な進歩等に伴って変更されていく性格のものであるから、今後、適切に検討の上、見直しを図っていく必要がある。

(2) 記録保存のための発掘調査範囲の決定

個々の開発事業についてどのような措置を執るか、また、本発掘調査を行う場合の調査範囲については、上記(1)に基づき判断することになるが、試掘・確認調査等により遺跡の性格や内容等を十分に把握した上、専門的な知識及び経験を踏まえて適切に示すことが必要である。このため、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会の意見（試掘・確認調査等が市町村以外の調査機関によって行われた場合にあっては、その結果報告に基づく市町村教育委員会の意見）を聞き、調整の上決定することが適切である。

また、その決定内容については、事業者に対し十分に説明を行い、その理解を得ることが必要である。

(3) 盛土等とその留意事項

開発事業との調整に際しては、建築物等の工作物や盛土の下であっても遺跡等を比較的良好な状態で残すことができ、調査のための期間や経費を節減できる場合には、記録保存のための発掘調査を合理的な範囲にとどめ、盛土等の取扱いとすることを考慮することが必要である。

ただし、この場合も、このような取扱いは埋蔵文化財本来の保存方法として必ずしも適切ではないこと、盛土等の施行後は地形や地貌が大きく変化し周知の埋蔵文化財包蔵地であることを実態上把握しにくくなり、試掘・確認調査等を行うこともかなり困難になること等を認識し、盛土等の施工以前に、地下に残る埋蔵文化財の位置と範囲、遺跡の内容・性格等を記録しておく必要がある。そのために事前にその目的に即した試掘・確認調査を行うこと等が必要である。また、盛土等の処理に関する協議・調整、それに伴う踏査、試掘・確認調査及び工事の具体的な範囲・内容等の記録を適切に保管・管理する仕組みと体制を整備するとともに、将来、別の開発事業に際してその存在を見落とされるなどのことのないよう、関係事業者や土地所有者等に周知徹底する措置も必要である。

7 発掘調査の経費等について

(1) 発掘調査経費負担に関する理念・根拠

埋蔵文化財は、我が国の歴史を解明する上で重要な価値を有する貴重な国民共有の財産であり、可能な限り現状で保存することが望ましいものであるが、開発事業等が計画されたことによりこれを現状のまま保存することができなくなった場合、少なくとも、発掘調査によって当該埋蔵文化財の記録を保存することとし、この場合、当該埋蔵文化財の現状による保存を不可能とする原因となった開発事業等の事業者に対しその経費負担による記録保存のための調査の実施を求めることとしている。

このような開発事業等の事業者の経費負担による発掘調査の実施は、文化財保護法第57条の2第2項による指示等及び「埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について」（昭和56年2月7日付け庁保記第11号）による各都道府県教育委員会の指導に基づき行われているものである。

(2) 事業者負担を求める発掘調査経費の範囲等

開発事業等に伴う埋蔵文化財の発掘調査に関して開発事業等の事業者を経費の負担を求めるのは、発掘調査作業に

要する経費（機械器具の借損料、立入補償費等を含む。）、出土文化財の整理等に要する経費（応急的な保存処理のための費用を含む。）、報告書作成費等である。

なお、開発事業等の事業者負担を求め経費の積算に当たっては、当該開発事業に伴う埋蔵文化財の記録保存のために必要な範囲にとどめる等、その節減に努める必要がある。

(3) 発掘調査経費・期間の積算基礎の策定等

開発事業等に伴う発掘調査の経費及び期間については、各地方ブロックごとの標準的な積算基礎の策定が完了したところであるが、今後、標準的な積算基礎の具体的な事案への適用を進めるとともに、必要に応じ、より広範囲の事業に対応できる実用的な内容への補完・改訂等を検討することとされたい。

また、開発事業者と発掘調査経費について協議する際には、経費の具体的な積算根拠等について十分説明し、その理解を得る必要がある。

8 発掘調査成果の活用等による保護の推進

- (1) 埋蔵文化財の保護については広く国民の理解を求め、その協力によって進めることが肝要であることから、各地方公共団体及び関係の機関において、発掘調査現場の公開、調査成果のわかりやすい広報、出土品の展示、その他埋蔵文化財保護に関する事業の実施を積極的に進めることとされたい。なお、出土品については、平成9年8月13日付け庁保記第182号「出土品の取扱いについて」を踏まえ、その積極的な活用に努めることとされたい。
- (2) 発掘調査終了後は、可能な限り速やかに調査結果の客観的資料化を行い、発掘調査報告書の早期作成とその公表に努めることとされたい。

別紙1

発掘調査を要する範囲の基本的な考え方

- (1) 遺構の所在する場所によっては、遺構が単独の場合は個々の遺構のみを範囲とし、遺構が歴史的な意味あいを持つ群をなす場合はその群全体の範囲（外側の遺構を順次結んで囲まれる範囲）とすること。
また、ごく少数の遺構が互いに離れて存在する場合は、各遺構のみを範囲とするか、これらを含む区域全体を範囲とするかは、その遺跡の時代や歴史的意味・性格等を考慮して判断すること。
遺跡の中の空闲地については遺跡の時代や性格等を考慮し、広場等歴史的意味があると考えられる場合は、原則として遺構の範囲に含めること。祭祀遺物が分布する区域あるいは廃棄された遺物が集積する区域等のように、顕著な遺構がなくとも出土状況に意味のある遺物が所在する範囲は、遺構に含めること。
- (2) 遺物包含層のみの場合は、遺物の出土状況に基づいて、一定量の遺物がまとまって所在する区域を範囲とし、遺物が散漫に所在する区域は範囲から除外すること。ただし、出土状況の判定に当たっては、地域性や遺跡の時代・性格等を十分に考慮する必要があり、遺物の出土が散漫な区域であっても地域や時代性等の特性（例えば旧石器時代や縄文時代草創期等、本来遺物が多量に出土することの希な時代の場合）を考慮して範囲に含めるかどうかを判断すること。
- (3) 規格性のある区画や類似する構成・性格の遺構が連続しており一部の遺構の在り方から全体が推定できる場合（例えば田畑及び近世の都市・集落等を構成する道路・木樋・側溝等）は、地域性、遺構の残存状況（現在の市街地との重複等）、発掘調査で得られる情報の内容、考古学的情報以外の資料から得られる情報（古文書等の資料の有無）等の諸要素を総合的に勘案し、本発掘調査を要する範囲を判断すること。

別紙2

記録保存のための発掘調査その他の措置を行う場合の基本的な考え方

- (1) 工事前の発掘調査を要する場合の基本的な考え方
 - ① 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合は発掘調査を行うものとする。
 - ② 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合や、一時的な盛土や工作物の設置の場合であっても、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合は、発掘調査を行うものとする。
埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがあるかどうかは、埋蔵文化財の所在する地域ごとの地質・土壌条件、工事の規模等を勘案し、個々に判断せざるを得ないものであるが、同一地域の同規模の工事に対し、その判断に不均衡が生じることが適切ではないので、都道府県教育委員会において、具体的な工事の規模（盛土の厚さ等）や保護層（工事の施工に際して埋蔵文化財を保護するために設ける一定の厚さの土層、樹脂等による緩衝層）の要否とその程度についての適用基準を定めることが望ましいこと。
 - ③ 恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合は、発掘調査を行うものとする。これを事業の種類ごとに、工事の性質内容に即して、当該工作物の設置あるいは盛土の施工後であっても必要な場合は発掘調査が可能か否かの観点から具体的に示すと、次のとおりである。

○道路等 次に掲げるもの以外は、発掘調査の対象とすること。

- (ア) 一時的な工事用道路、道路の植樹帯、歩道等
- (イ) 高架・橋梁の橋脚を除く部分
- (ウ) 道路構造令に準拠していない農道、私道
- (エ) 道路の拡幅・改修の場合の既存道路部分

ただし、上記のものについても、都道府県教育委員会の定める適用基準により、施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

鉄道については、道路に準じて取り扱うこと。

○ダム・河川 ダムについては堤体及び貯水池、河川については堤防敷及び河川敷の内の低水路は発掘調査の対象とすること。

ただし、ダム貯水池のうちの常時満水位より高い区域と河川の高水敷については、都道府県教育委員会の定める適用基準により、施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

○恒久的な盛土・埋立 盛土・埋立については、その施工後の状況が、必要な場合は発掘調査が可能なものかどうか等の観点で、個々の事業に即し、発掘調査が必要か否かを定めることとすること。

ただし、都道府県教育委員会の定める適用基準により、あらかじめ盛土等の厚さの標準を定めておくことができるものとする。この場合、現在の掘削工法の限界、従前の例等から、盛土等の厚さの標準は2～3メートル程度が適当である。

なお、野球場・競技場・駐車場等についても、都道府県教育委員会の定める適用基準により、施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

○建築物については、規模・構造・耐用年数等において上記の工作物に比べ比較的簡易なものが多いため、原則として発掘調査の対象とはしないこと。

ただし、その規模・構造・耐用年数・将来の利用計画等の観点で、都道府県教育委員会の定める適用基準により、発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

(2) いわゆる「工事立会」、「慎重工事」を要する場合の基本的な考え方

発掘調査を要しない場合で、いわゆる「工事立会」、「慎重工事」の措置を必要とする場合とその内容は、次の基本的な考え方によること。

①対象地域が狭小で通常発掘調査が実施できない場合及び工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが現地で状況を確認する必要がある場合には、工事の実施中地方公共団体の専門職員が立ち会うものとする。

なお、その際、遺構が確認される等のことがあった場合はその記録を採る等適切な措置を講ずること。

②遺構の状況と工事の内容から、発掘調査、工事立会の必要がないと考えられる場合は、埋蔵文化財包蔵地において工事を行うものであることを認識の上慎重に施工し、遺構・遺物を発見した場合は地方公共団体と連絡をとるよう求めるものとする。

4 埋蔵文化財の発掘調査に関する事務の改善について

平成 12 年 11 月 17 日 庁保記第 236 号

文化庁長官から各都道府県教育委員会教育長あて 通知

今般、埋蔵文化財の一部の学術調査において、事実のねつ造という極めて重大な行為が行われたことが判明しました。これは埋蔵文化財の発掘調査に対する国民の信頼を著しく損なうものであり、誠に遺憾であります。

埋蔵文化財は、我が国と全国各地域の歴史や文化の成り立ちを理解する上で欠くことのできない国民共有の貴重な歴史的財産であるとともに、将来の文化の向上・発展の基礎をなすものであり、埋蔵文化財の発掘調査及び出土品の取扱いについては、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）に基づき、適正に行われる必要があります。

埋蔵文化財の発掘調査に関する事務及び出土品の取扱いについては、これまでもその適正化をお願いしてきたところですが、今回の経緯を受け、改めてその改善を図る必要があると考えられます。

については、平成 12 年 4 月から、法第 57 条第 1 項の規定による埋蔵文化財の発掘調査に関する届出に係る事務は、法第 99 条第 1 項第 6 号及び文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）第 5 条第 1 項第 5 号の規定により、原則として都道府県教育委員会が行うこととされたことを踏まえ、各都道府県教育委員会におかれては、下記の事項に十分留意の上、埋蔵文化財保護行政の適切な事務処理に当たっていただくようお願いします。

記

1 発掘調査の目的、調査体制等について

法第 57 条第 1 項の規定による発掘調査の届出を受理したときには、次の事項につき、適切であるかどうかについて確認することが必要であること。

(1) 発掘調査の目的等

発掘調査の目的が埋蔵文化財の保護の観点から適切なものであるとともに、当該調査の目的に照らして発掘調査の対象範囲、規模、調査体制、調査期間、調査方法等が適切なものであること。

(2) 調査主体及び発掘調査担当者

① 調査主体

調査主体となる個人又は組織が、次のすべての事項に該当する者であること。

ア 計画されている発掘調査全体を適切に行い、完了させることができ、かつ、発掘調査報告書を適切に作成できる専門的な能力を有している者であること

イ 発掘調査結果の評価・公表及び遺跡や出土品の保護・活用を適切に図ることができる者であること

ウ 過去に調査主体となった遺跡の発掘調査報告書を適切に作成している者であること

② 発掘調査担当者

発掘調査担当者が、次のすべての事項に該当する者であること。

ア 専門的知識・技術の面で、調査の対象となる遺跡について発掘調査を実施するのに十分な能力と経験を有し、発掘調査の現場の作業を掌握して発掘調査の全行程を適切に進行させることができるとともに、発掘調査報告書を適切に作成できる者であること

イ 過去に発掘調査担当者となった遺跡の発掘調査報告書を適切に作成している者であること

③ 複数の発掘調査に従事する調査主体・発掘調査担当者

複数の届出において、同一個人又は組織が、期間の重複する複数の発掘調査における調査主体又は発掘調査担当者として記載されている場合には、それぞれの発掘調査計画を対比した結果、それらすべての発掘調査が適切に遂行され得るものであること。

(3) 客観性を確保するための仕組み

発掘調査の目的・規模等にかんがみ、その必要性に応じて、発掘調査についての客観性を確保するための第三者による検証の仕組みが設けられていること。

また、その仕組みが、構成・規模・専門分野等の観点から適切なものであること。

2 必要な事項の指示について

受理した届出及び上記 1 により確認した内容によっては、法第 57 条第 2 項の規定により、次のような事項を指示することが必要であること。

なお、発掘調査が適切に行われていない等の事情が判明した場合などには、発掘調査開始後であっても指示を行うことが必要であること。

(1) 発掘調査計画の是正

発掘調査の対象範囲や規模に比べて調査体制が十分でないなど、届出に係る発掘調査の目的、対象範囲、規模、調査体制、調査期間、調査方法等の発掘調査計画が適切でない認められる場合は、その計画内容を是正して発掘調査を実

施すること。

(2) 客観性を確保するための仕組みの設置等

発掘調査の対象となる遺跡の性格・内容や重要性等の観点から必要であると認められる場合には、発掘調査の計画及びその実施、遺跡の保存・活用、出土品を含む遺跡の評価等についての客観性を確保するため、調査主体において、学識経験者や地方公共団体の専門職員等の第三者により構成される委員会を組織するなど、検証の仕組みを設けること。

(3) 発掘調査報告書等の提出

発掘調査が適切に実施されているかどうかを把握するため、発掘調査の結果については、その概要報告書を調査終了後すみやかに、また、調査の過程、調査方法、調査成果等を客観的に示した内容の発掘調査報告書を発掘調査の内容等に応じて定めた一定の期間内に提出すること。

発掘調査が複数の年次にわたり行われるためその進捗状況を把握する必要があると認める場合には、各年度終了後すみやかに当該年度における概要報告書を提出すること。

3 出土品の適切な取扱いについて

発掘調査による出土品については、次の事項について、適切な取扱いを確保することが必要であること。

(1) 遺失物法による手続

発掘調査による出土品については、調査主体に対して、遺失物法による埋蔵物としての警察署長への提出を適切に行う必要があることを徹底すること。

(2) 公的機関による一括保管

出土品の散逸を防ぎ、その確実な保護を行うため、可能な限り地方公共団体その他の公的機関が一括して保管できるようにすること。

(3) 出土品の貸出

都道府県に帰属した出土文化財を研究資料として貸し出す場合は、その種類・数量等必要な事項を記録するとともに、貸出者に預り証を提出させるなどの所要の手続を徹底すること。

4 事務に当たっての留意事項について

上記1から3までのほか、都道府県教育委員会において、埋蔵文化財の発掘調査に関する事務を行うに当たっては、次の事項について留意することが必要であること。

(1) 第三者からの意見聴取

上記1の確認及び2の指示にあたっては、遺跡の性格・内容、重要性や是正すべき計画内容等にかんがみ必要があると認める場合は、学識経験者・専門家等により構成される委員会を設けるなど、第三者の意見を聞く機会を設けるようにすること。

(2) 報告書・出土品の公開

提出を受けた発掘調査の概要報告書・発掘調査報告書や保管した出土品については、文化財として活用することや歴史学・考古学等の研究資料として活用することが望まれるものであり、埋蔵文化財センターや博物館などにおいて積極的に公開する必要があること。

5 地方公共団体が施行する発掘調査について

法第58条の2の規定により都道府県教育委員会が施行する埋蔵文化財の発掘調査についても、上記1から4までの趣旨を踏まえ、適宜改善を図る必要があること。

6 市町村教育委員会への周知

都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会に対しても、上記1から5までの内容について、周知を図る必要があること。

また、域内で行われている発掘調査が適切に行われているかどうかについて把握するため、市町村教育委員会と十分に連絡を取り合う必要があること。

Ⅲ 埋蔵文化財の手続きに関する文化庁通知・通達等

1 史跡名勝天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等の保護について

昭和 39 年 2 月 10 日 文委記第 14 号

文化財保護委員会事務局長から建設省官房長、農林省官房長、運輸省官房長、厚生省官房長、通商産業省官房長、北海道開発庁事務次官、首都圏整備委員会事務局長、近畿圏整備委員会本部次長、日本国有鉄道副総裁、日本住宅公団副総裁、水資源開発公団副総裁、首都高速道路公団理事長、阪神高速道路公団理事長、帝都高速度交通営団副総裁、東北開発株式会社副総裁、電源開発株式会社副総裁あて 依頼

最近における開発行爲等の公共事業の活発化にともない、史跡、名勝、天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等の保護については、まことに憂慮すべきものがあり、国会でも埋蔵文化財保護の立場からしばしばとりあげられ、当委員会としても従来から関係各方面に対して、その保護について協力方を要請してきたところであります。

については、今後とも、貴管下各種事業の計画立案にあたっては、文化財保護法の趣旨を尊重され、史跡、名勝、天然記念物及び埋蔵文化財包蔵地等の保護について、下記により格別の御理解と御協力をお願いします。

また、このことについては、貴管下の出先機関に対しても御連絡のうえ、関係各都道府県および市町村の教育委員会とつねに密接な連絡をとられるよう御指示願います。

なお、このことについて大蔵省主計局長あて別紙写し（1）のとおり依頼しましたので御了知ください。

おって、日本道路公団においては、下記の趣旨を諒とされ、先般それに基づく「埋蔵文化財発掘調査要領」を別紙写し（2）のとおり定めましたので、御参考までに送付します。

記

貴事業計画地域内に、史跡、名勝、天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等が所在する場合には、当該計画の遂行に重大な支障を生ずるような計画変更を要することとなることもあるので、計画の立案および実施にあたっては、次の措置をとらねたいこと。

- （1） 史跡、名勝、天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等については、原則として当該計画から除外すること。ただし、そのことにより計画に重大な支障が生ずる箇所については、当委員会に対し事前協議を行うこと。
- （2） 事前協議の結果、当委員会が現状変更または埋蔵文化財包蔵地の発掘もやむをえないと考えるものについては、文化財保護法による所定の許可申請等の手続をとること。
- （3） 上記（2）により現状変更が行われ、または滅失することとなるものについては、貴機関が、関係各都道府県教育委員会に委嘱して、事前発掘調査等を行い、記録保存の措置をとること。
- （4） 上記（3）に必要な経費は、当該事業関係予算により負担されたいこと。

2 建設省がおこなう道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いについて

昭和 46 年 11 月 20 日 国保第 47 号

文化庁文化財保護部長から各都道府県教育委員会教育長あて 通知

かねてから協議中の建設省がおこなう建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いについて、このたび、建設省道路局国道第 1 課との協議が整い、同省国道第 1 課長から同省関係機関へ別紙写しのとおり通知が出されました。

については、貴教育委員会におかれましても、別添通知（写し）に留意のうえ交渉にあたられ、埋蔵文化財の保護に万全を期されるよう願います。

なお、今回の取扱いでは、発掘調査費用の中に整理保存費の負担が明記されておりますので申し添えます。

別添

建設省道一発第 98 号

昭和 46 年 11 月 1 日

北海道開発局建設部長

地方建設局道路部長 殿

直轄道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いについて

直轄道路事業の建設計画線の立案にあたって、貝塚、古墳、その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「文化財包蔵地」という。）を極力回避するよう努力することは当然のことであるが、道路の線形等の関係から止むを得ず文化財包蔵地が支障となる場合の取扱いについては、今後下記事項に留意のうえ処理されたい。

なお、文化庁文化財保護部記念物課とは、協議済であるので申し添える。

記

- 1 事業施行前に文化財包蔵地の支障となることが判明している場合は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の趣旨を尊重し、事前に関係教育委員会と充分協議を行ない、直轄道路事業との調整を図るよう努めること。

なお、協議が整わない場合は、当職あて当該教育委員会の意見及び関係資料を添えて報告すること。

- 2 工事施工中に埋蔵文化財を発見した場合には、前項に準じて措置すること。
- 3 前記1及び2の協議の結果、文化財包蔵地の発掘調査が必要となつた場合は、関係教育委員会と下記事項について取決めのうえ実施すること。

なお、（ハ）に掲げる発掘調査費用の全体計画額が3,000万円を超える場合は事前に関係書類を添えて承諾を得ること。

（イ）発掘調査期間

発掘調査は、路線計画決定後すみやかに実施するものとし、その期間は工事工程等を勘案し、建設工事の実施に支障をきたさぬよう当該教育委員会と協議のうえ定めること。

（ロ）発掘調査の方法

発掘調査の実施は、原則として当該教育委員会に委託して行なうこと。

（ハ）発掘調査費用

発掘調査費用は、原則として直轄事業施行地内に係るものとし、発掘作業に直接必要な費用及び発掘され又は発見された文化財に係る必要最小限の整理保存費等を負担するものとし、継続的な管理費、その他学術的研究のための費用は含まないものとする。

- ① 発掘作業費 — 調査員、補助員の日当旅費及び人夫の賃金、機械器具損料、立入補償費等
- ② 整理保存費 — 洗浄、接合、分類、復原、実測、写真撮影等の整理費及び錆止め、腐蝕止めのための理化学的保存処理費等
- ③ 報告書類作成費 — 発掘調査報告書の印刷製本費等
- ④ 調査雑費

（ニ）経費の支出方法

発掘調査を実施するために必要な経費は、必要に応じ概算払いすることができる。この場合予算決算及び会計令（昭和22年4月30日付け勅令第165号）第58条の規定により大蔵大臣の協議手続が必要である。

（ホ）精算調書等の提出

発掘調査が完了したときは、当該教育委員会から発掘調査の実施結果に基づく報告書及び費用の精算調書を提出させること。

（ヘ）埋蔵文化財の処理

発掘され又は発見された埋蔵文化財は、文化財保護法の趣旨にかんがみ、一切の権利を放棄するとともに、すみやかに遺失物法（明治32年法律第87号）第1条及び第7条所定の手続を行なうこと。

（ト）その他必要事項

3 農業基盤整備事業等と埋蔵文化財保護との関係の調整について

昭和50年10月20日 庁保記第211号

文化庁文化財保護部長から各都道府県教育委員会教育長あて 通知

文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴い、既に「文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和50年9月30日付け庁保管第191号、文化庁次長から各都道府県教育委員会教育長あて通達）において通達した事項を除くほか農林省と文化庁とは、農業基盤整備事業及び林業生産基盤の整備の事業（以下「農業基盤整備事業等」という。）と埋蔵文化財保護との関係について、下記Ⅰの事項について了解に達しました。当庁としては、この趣旨に沿い、農業基盤整備事

業等と埋蔵文化財の保護との関係の調整に努めることとしておりますが、貴職におかれても、下記Ⅱの事項に御留意の上、これらの事業と埋蔵文化財の保護との調整について御配慮くださるようお願いいたします。

なお、この通知の内容については農林省においても了解済みですので申し添えます。

- I (1) 農業担当部局は、周知の埋蔵文化財包蔵地において農業基盤整備事業の実施を予定する場合には、文化財保護担当部局の当該事業実施予定地区内における当該埋蔵文化財の調査に要する期間等を考慮して、あらかじめ、工事の実実施計画について、文化財保護担当部局と連絡調整を図るものとする。
- (2) 文化庁は、農業基盤整備事業に係る国の機関等が行う周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘についての文化財保護法（以下「法」という。）第 57 条の 3 の規定の適用については、同条中「当該発掘に係る事業計画」及び「当該事業計画」とは、埋蔵文化財包蔵地における発掘に係る部分の工事の実実施計画を意味するものであつて、土地改良法に規定する土地改良事業計画を意味するものではないことを確認する。
- (3) 文化財保護担当部局は、農業基盤整備事業に係る法第 57 条の 3 第 3 項及び第 57 条の 6 第 3 項の協議並びに農業基盤整備事業の実実施地区及び実施予定地区に係る各種文化財の調査に当たっては、当該事業の計画的かつ円滑な実施に支障が生じないよう速やかに措置するものとする。
- (4) 農業基盤整備事業の実実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として、文化財保護担当部局において実施するものとし、かつ、当該調査に要する経費は、すべて文化財保護担当部局において負担するよう努めるものとする。
- (5) (4) にかかわらず、やむを得ず、当該調査に要する経費を、農業基盤整備費のなかで負担せざるを得ない場合においても、当該経費のうち農家負担分については、文化財保護担当部局において負担するものとする。
- (6) 文化財保護担当部局は、文化財の事前分布調査を実施するに当たっては、農業基盤整備事業実施地区及び実施予定地区において優先的に実施するよう努めるものとする。
- (7) 文化財保護担当部局は、法第 57 条の 5 の行為の停止命令の発動に当たっては、季節に左右されることの多い農林漁業活動及び農業基盤整備事業等の円滑な実施に支障が生じないよう十分留意するものとする。
- (8) 林業生産基盤の整備の事業に関しても、上記（1）から（7）に準じた方向で処理するものとする。
- II (1) 各都道府県の教育委員会においては、農林業関係事業と文化財の保護との調整に資するため、常にそれらの行政担当部局等との密接な連絡を保つこと。
- (2) 農業基盤整備事業等に関する I の了解事項のうち予算を伴うものについては、昭和 51 年度から実施されることとなるが、この場合、農林業担当部局から、埋蔵文化財の調査に要する期間及びその経費の予算的準備等に要する期間を考慮して可能な限り早期に農業基盤整備事業等の工事の実実施計画等について文化財保護担当部局に連絡し、調整を図ることとする旨了解されているので、適宜事前の分布調査、遺跡の確認調査、保存措置等を行うとともに、事前調査及びその経費負担等について十分に調整するよう配慮されたいこと。
- (3) I（4）の趣旨に沿う埋蔵文化財の調査経費の負担については、農業基盤整備事業等における農家及び林家の負担が多様であること等の事情もあるので、各地方における実情に応じ、各都道府県教育委員会において、関係部局と十分に調整されるよう配慮されたいこと。

4 開発と文化財の取扱いについての調整、調査等に関する事務処理等の標準について

昭和 61 年 4 月 28 日 61 保記第 40 号

文化庁文化財保護部記念物課長から各都道府県教育委員会教育長あて 通知

このたび、宅地開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて、建設省と協力して別添「開発と文化財の取扱いについての調整、調査等に関する事務処理等の標準」（以下「標準」という。）を取りまとめました。

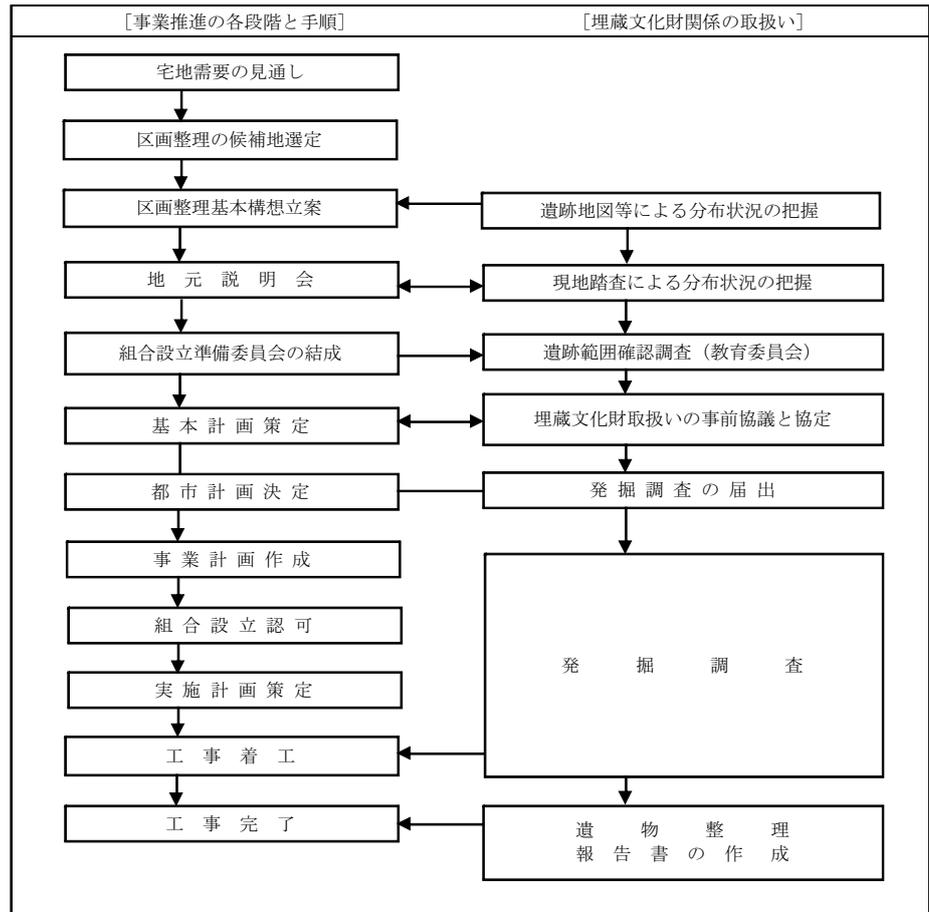
この標準は、主として宅地開発事業者に対し埋蔵文化財への早期の対応を促すものであり、今後、建設省は、宅地開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて、この標準を参考とするよう都道府県の土木部局等を通じて事業者を指導することになっていきます。

については、貴職においても、宅地開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、従前の通知によるとともに、今後、この標準を参考にして対応してください。

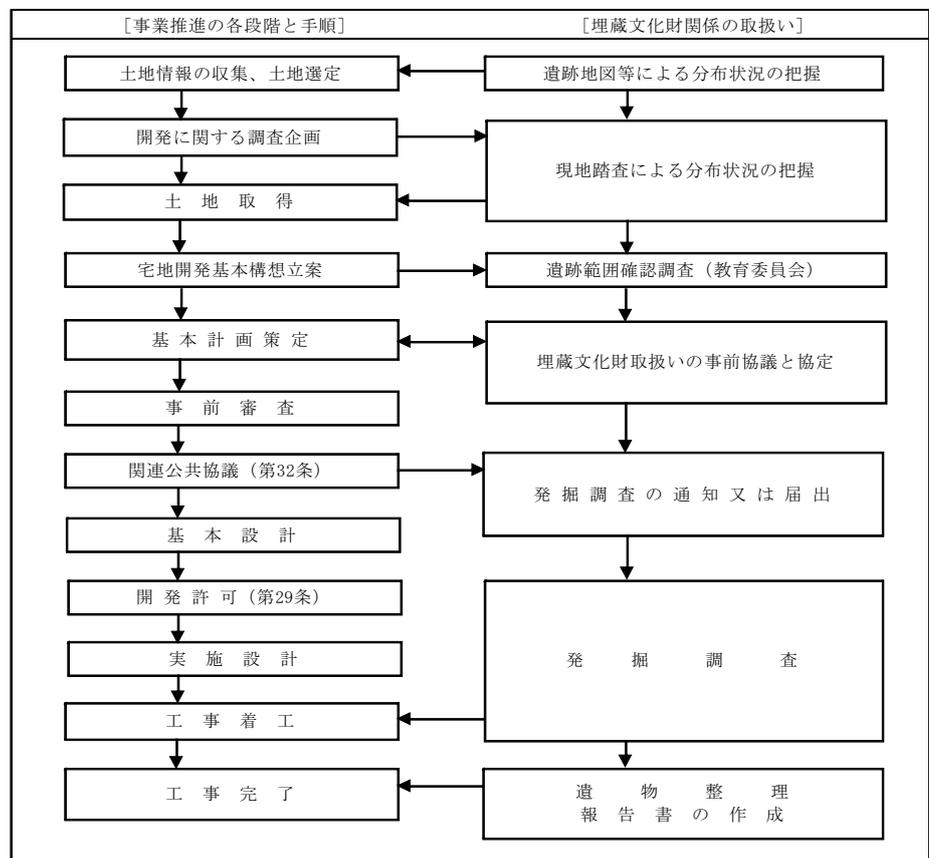
おって、貴管下各市町村教育委員会に対し、この趣旨の徹底を図るとともに、適切な指導をお願いいたします。

別添 開発と文化財の取扱いについての調整、調査等に関する事務処理等の標準

(1) 組合等施行土地区画整理事業



(2) 都市計画法第29条の認可に係る宅地開発事業



5 国交省等が行う道路事業の建設工事に伴う埋蔵文化財の取り扱いについて

平成 26 年 12 月 15 日 26 財記念第 120 号

文化庁文化財部記念物課長から各都道府県教育委員会文化財行政主管課長あて

国土交通省が行う直轄道路事業の建設工事に伴う埋蔵文化財の取扱いについて、「道路整備事業における埋蔵文化財発掘調査費の原因者負担範囲の明確化に関する国土交通省との協議結果について（周知）」（平成 25 年 3 月 29 日付け事務連絡）によりお知らせしたところですが（別添 1 参照）、このたび、国土交通省道路局国道・防災課との協議が整い、同省国道・防災課長から同省関係機関に対して、「直轄道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いの一部改訂について」（平成 26 年 12 月 1 日付け国道国防第 158 号）が発出されました（別添 2 参照）。

については、貴課におかれても、別添 2 の通知を踏まえて、埋蔵文化財の保護に万全を期されるようお願いいたします。

なお、今回の改訂により、発掘調査に関して積算する際には、教育委員会職員の給与等を対象としないこと、報告書の印刷製本部数は 300 部を上限とすることが明確化されましたので留意願います。

別添 1

道路整備事業における埋蔵文化財発掘調査費用の原因者負担範囲の明確化に関する国土交通省との協議結果について（周知）
文化庁文化財部記念物課長から各都道府県教育委員会文化財行政主管課長あて事務連絡

「道路整備事業における埋蔵文化財発掘調査費用の原因者負担範囲の明確化について（協力依頼）」（平成 22 年 11 月 2 日付け 22 財記念第 152 号）により連絡しています会計検査院から国土交通省に対する指摘への対応に関し、「道路整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査実施にあたっての教育委員会職員の給与等の取扱いについて」（平成 25 年 2 月 4 日付け国土交通省道路局国道・防災課事務連絡）にとおり取り扱うことで国土交通省との協議を行いましたので、周知します。

なお、今回の指摘の対象となりました「直轄道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いについて（昭和 46 年 11 月 1 日付通知）」については、同通知の発出から長時間経過していることを踏まえ、他の事項についても明確化を図ることについて、国土交通省道路局国道・防災課と協議を開始することを合意していますので申し添えます。

別添 2

直轄道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いの一部改訂について

平成 26 年 12 月 1 日 国道国防第 158 号

国土交通省道路局国道・防災課長から北海道開発局建設部長・各地方整備局道路部長・沖縄総合事務局開発建設部企画調整官あて

直轄道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱い（建設省道一発第 93 号昭和 46 年 11 月 1 日（平成 4 年 12 月 4 日一部改訂））について、一部改訂するので通知する。

直轄道路事業の建設計画線の立案にあたって、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地（文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 93 条第 1 項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地をいう。以下「埋蔵文化財包蔵地」という。）を極力回避し現状保存することは当然のことであるが、道路の線形等により止むを得ず現状保存できない場合には、文化財保護法の趣旨を尊重し、下記事項に留意の上、適切に対応されたい。

なお、文化庁文化財部記念物課とは、協議済みであることを申し添える。

記

- 直轄道路事業の建設工事にあたっては、事前に埋蔵文化財包蔵地における埋蔵文化財の有無及び取扱いについて、関係地方公共団体と協議すること。埋蔵文化財の適切な取扱いを判断するために必要な予備調査（分布調査、試掘・確認調査）の準備作業（調査対象地の樹木の除去、進入路の確保等）については費用負担を行うものとするが、予備調査については、原則、関係地方公共団体が費用負担を行うものとする。
- 上記 1. の調査の結果、埋蔵文化財包蔵地において発掘調査が必要となった場合は、関係地方公共団体へ発掘調査の必要性、調査地の範囲の決定根拠等を確認したうえで、以下の事項について関係地方公共団体（関係地方公共団体が指示する公益法人等を含む。）と協定もしくは契約を締結すること。上記 1. と同様、当該発掘調査の準備作業は、費用負担を行うこととする。なお、協定等締結後、直轄道路事業や発掘調査の進捗状況等により、協定等内容の変更が必要となった場合は、発掘調査の期間、費用等について関係地方公共団体と十分協議すること。

①発掘調査地の範囲

- ②発掘調査の期間
- ③発掘調査費および当該費用のうち直轄道路事業が負担する範囲
- ④発掘調査の実施に係る契約の方法及び当該契約の支払いの方法
- ⑤特に重要な埋蔵文化財が発見された場合の対応方針
- ⑥その他必要事項

3. 発掘調査費には、①発掘作業費、②整理等作業費、③発掘調査報告書作成費がある。直轄道路事業が負担する範囲については、原則として直轄道路事業施行地内に係るものとし、発掘調査費及び発掘された出土文化財に係る必要最小限の整理等作業費（継続的な管理費、そのほか学術的研究のための費用は含まない）、発掘調査報告書作成費（300部を上限）とする。

①発掘作業費

発掘作業費は、文化庁の「埋蔵文化財緊急調査国庫補助要綱（別紙）」に準拠する。なお、関係地方公共団体の職員（嘱託職員を含む）は旅費のみとする。

②整理等作業費

整理等作業費は、文化庁の「埋蔵文化財緊急調査国庫補助要項（別紙）」に準拠する。また、発掘作業によって発掘された出土文化財の整理等作業（緊急を要するさび止め、腐食防止のために行う自然科学的な保存処理を含む。）、記録類の整理、並びにそれらを総合した発掘調査報告書の作成及び印刷等（これらに係る人件費のうち、関係地方公共団体の職員（嘱託職員を含む）については旅費のみとする。また、出土文化財、発掘調査報告書等を保管（展示、閲覧等含む）するための経費は含まない。）とする。

③発掘調査報告書類作成費

上記3. ②で整理された内容をまとめた発掘調査報告書の印刷費及び配布送料とする。

発掘調査報告書の作成部数は、300部を上限として関係地方公共団体（関係地方公共団体が指示する公益法人等を含む。）と合意した部数とする。

発掘調査報告書の配布先は、『発掘調査のてびき - 整理・報告書編 -』（2010 文化庁発行）に記載された機関をもとに、関係地方公共団体（関係地方公共団体が指示する公益法人等を含む。）と協議し決定すること。

4. 発掘調査費の精算にあたっては、関係地方公共団体（関係地方公共団体が指示する公益法人等を含む。）から発掘調査の実施結果に基づく実績報告書、精算調書（必ず経費の実支出額の根拠資料を添付）を提出させ、完了確認を行うこと。

5. 発掘又は発見された埋蔵文化財は、文化財保護法の主旨に鑑み、一切の権利を放棄するとともに、速やかに遺失物法（明治32年法律第87号）第1条及び第7条の所定の手続きを行うものとする。

附則

（施行期日）

1. この通知は、平成26年12月1日以降、新たに契約する埋蔵文化財発掘調査から施行する。

IV 関係官庁との覚書等

1 農業振興地域の整備に関する法律についての覚書

昭和 43 年 4 月 1 日 文委記第 13 号 43 企第 168 号
文化財保護委員会事務局長、農林大臣官房長調印

農業振興地域の整備に関する法律（以下「法」という。）の制定にあたり、その制定後の実施について文化財保護との円滑な調整を図るため、農林省と文化財保護委員会は、下記のとおり相互に了解し、その実行を約する。

記

- 1 農林省は、都道府県知事が法第 6 条第 1 項の規定により農業振興地域を指定または法第 7 条第 1 項の規定により農業振興地域の区域を変更したときは、都道府県知事は、その地域を明らかにして当該都道府県教育委員会に通知するよう指導するものとする。
- 2 文化財保護委員会は、都道府県教育委員会が 1 により農業振興地域の指定または地域の変更の通知を受けた場合において、当該農業振興地域の区域内に史跡名勝天然記念物の所在する土地または埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地が含まれているときは、当該土地の位置および規模について当該都道府県知事に通知するよう都道府県教育委員会を指導するものとする。
- 3 農林省は、史跡名勝天然記念物の所在する土地または埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地について都道府県が農業振興地域整備計画を定め、または都道府県知事が農業振興地域整備計画の認可をしようとする場合において、当該計画が法第 8 条第 2 項第 1 号および第 2 号に関するものであるときは、都道府県または都道府県知事は、当該都道府県教育委員会の意見をきくよう指導するものとする。
- 4 農林省は、都道府県が農業振興地域整備計画を変更し、又は都道府県知事が農業振興地域整備計画の変更を認可しようとする場合においては、前記 3 に準じて措置するものとする。

2 文化財の保護と鉱業との調整について

昭和 28 年 10 月 28 日 文委企第 89 号
文化財保護委員会事務局長から各都道府県教育委員会教育長あて 通知

文化財の保護と鉱業との調整を図るため、今般別紙のとおり、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）及び鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）の運用に関し、文部省及び文化財保護委員会と通商産業省との間に覚書が取り交わされ、昭和 28 年 11 月 1 日より施行されることとなりましたので通知します。

この覚書の第 2 項により、昭和 28 年 11 月 1 日以降においては、貴教育委員会が、文化財保護法第 70 条第 1 項の規定により鉱区に重複する土地又は鉱区内に存在する物件を史跡名勝天然記念物に仮指定される場合は、あらかじめ、所轄通商産業局長に協議されるようお願いいたします。

更に、第 16 回国会において成立した鉱業法の一部を改正する法律（昭和 28 年法律第 57 号）により、鉱業権の取消及び鉱業出願の不許可処分を行うべき事由のうち、「文化財の保護に支障を生ずる場合」が加えられましたので（鉱業法第 35 条及び第 53 条参照）、鉱業法第 24 条の規定により通商産業局長が都道府県知事と行う協議にあたっては、文化財に係る鉱業出願については、特に都道府県教育委員会の意見が徴される筈でありますから、貴県（都道府）知事とも十分御連絡の上、文化財の保護に遺憾のないよう御配慮願います。

なお、鉱業法にいう「文化財」とは、文化財保護法による指定文化財のみでなく、広義の文化財を予定し、都道府県が条例により指定する文化財を当然含むものでありますので、申し添えます。

別紙

覚書

（昭和 28 年 10 月 12 日通商産業事務次官、文部事務次官、文化財保護委員会事務局長調印）

文化財の保護と鉱業との円滑な調整を図るため、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）及び鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）の運用に関し、文部省及び文化財保護委員会と通商産業省との間に、左記条項について覚書を取り交わし、その実行を約する。

- 1 文化財保護委員会は、左の各号に掲げる場合には、あらかじめ通商産業省に協議すること。
 - 一 文化財保護法第 69 条第 1 項の規定により、鉱区に重複する土地又は鉱区内に存在する物件を史跡名勝天然記念

物に指定しようとするとき。

- 二 鉱業権者又は租鉱権者の許可申請に係る文化財保護法第80条第1項に規定する現状変更等につき不許可の処分をし、又はその許可に特別な条件を附することにより鉱物資源の開発に影響を与えるとき。
- 三 文化財保護法第45条第1項又は第81条第1項の規定により鉱区内において一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は鉱業権者若しくは租鉱権者に対し必要な施設の命令をすることにより鉱物資源の開発に影響を与えるとき。
- 2 文化財保護委員会は、都道府県の教育委員会が文化財保護法第70条第1項の規定により鉱区に重複する土地又は鉱区内に存在する物件を史跡名勝天然記念物に仮指定しようとするときは、あらかじめ、所轄通商産業局長に協議するよう措置すること。
- 3 通商産業省は、史跡名勝天然記念物に指定（仮指定を含む。）されている土地又は文化財保護法第45条第1項若しくは第81条第1項の規定による規定による制限若しくは禁止に係る土地につき、左の各号に掲げる処分をしようとする場合には、あらかじめ、文化財保護委員会に協議すること。
 - 一 鉱業法第21条第1項の規定による鉱業権の設定の許可
 - 二 鉱業法第36条第2項の規定による鉱業出願地の増加の許可
 - 三 鉱業法第45条第3項の規定による鉱区の増加の許可
- 4 通商産業省は、前項の趣旨を各通商産業局長に徹底するよう措置すること。

3 日本住宅公団の事業施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する覚書

昭和40年6月22日 文委記第53号

文化財保護委員会事務局長、日本住宅公団副総裁 調印

文化財保護委員会（以下「委員会」という。）と日本住宅公団（以下「公団」という。）とは、公団の住宅建設事業および宅地開発事業（以下あわせて「事業」という。）の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いについて、下記のとおり覚書を交換する。

記

1 事業施行前の協議

公団は、公団の事業の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いについては、さきに委員会事務局長から依頼のあった「史跡、名勝、天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等の保護について」（昭和39年2月10日文委記第14号）の趣旨を尊重し、事業施行前に都道府県教育委員会の意見を聴取のうえ、委員会と協議して措置するものとする。

上記の協議において、公団の事業に係るある埋蔵文化財包蔵地について（イ）事業地区から除外するもの、（ロ）事業地区に含めるが、公園、緑地に取り込む等により保存を図るもの、（ハ）発掘調査を行なって記録を残すもの、の3種に区分し、可及的すみやかに協議を終了するものとする。

2 工事施行中に埋蔵文化財包蔵地を発見した場合の協議

公団は、埋蔵文化財包蔵地の所在が周知されていなかった事業地区において、工事施行中に埋蔵文化財包蔵地を発見した場合には、その取扱いについて、1の場合に準じ委員会と協議して措置するものとする。

3 発掘調査

- (1) 前2項の協議の結果、発掘調査を行うこととなった埋蔵文化財包蔵地の発掘調査（以下「発掘調査」という。）は、公団が、これを都道府県教育委員会または都道府県教育委員会が指定する者（以下「都道府県教育委員会等」という。）に委託して実施することとし、委員会は、都道府県教育委員会等に発掘調査を受託するよう指導するものとする。
- (2) 発掘調査を委託する場合に公団が負担する委託費の範囲は、発掘作業費（調査員・補助員・人夫・日当・旅費・機械・器具借損料、立入補償費）、報告書作成費および雑費とする。
- (3) 委員会は、公団と都道府県教育委員会等との間で（イ）発掘調査の実施方法、実施期間、委託費等について、協議が整わない場合、（ロ）発掘調査の実施中における調査期間の延長、委託費の増額等委託契約の変更その他について協議が整わない場合は、両者の意見を調整し、すみやかに発掘調査を完了し得るよう取り計らうものとする。
- (4) 公団の事業区域において、公団が都道府県教育委員会等に委託した発掘調査のほか別途、文化財保護法に基づく発掘調査の届出が提出されたときは、委員会は、当該届出の取扱いについて、公団と協議するものとする。

4 日本鉄道建設公団の事業施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する覚書

昭和41年4月1日

文化財保護委員会事務局長、日本鉄道建設公団副総裁 調印

文化財保護委員会（以下「委員会」という。）と日本鉄道建設公団（以下「公団」という。）とは、公団の鉄道建設事業（以下「事業」という。）の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いについて、下記のとおり覚書を交換する。

記

1 事業施行に際しての意見聴取及び協議

公団は、公団事業施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いについては、さきに委員会事務局長から要望のあった「鉄道建設に伴う史跡、名勝、天然記念物及び埋蔵文化財包蔵地等の保護について」（昭和39年5月18日付文委記第45号）の趣旨を尊重し、事業施行前に都道府県教育委員会の意見を聴取のうえ、委員会と協議して措置するものとする。

上記の協議において、公団の事業に関係のある埋蔵文化財包蔵地について

- (イ) 事業地区に含めないもの
- (ロ) 事業地区に含めるが、これが保存を図るもの
- (ハ) 発掘調査を行なって記録を残すもの

の3種に区分し、可及的すみやかに協議を終了するものとする。

2 工事施行中に埋蔵文化財包蔵地を発見した場合

公団は、埋蔵文化財包蔵地の所在が周知されていなかった事業地区において、工事施行中に埋蔵文化財包蔵地を発見した場合は、その取扱いについて前項の場合に準じ委員会と協議して措置するものとする。

3 発掘調査

(1) 前2項の協議の結果、発掘調査を行うこととなった埋蔵文化財包蔵地の発掘調査（以下「発掘調査」という。）

は、公団が、これを都道府県教育委員会又はこれが指定する者（以下「都道府県教育委員会等」という。）に委託して実施することとし、委員会は、教育委員会等に発掘調査を受託するよう指導するものとする。

(2) 発掘調査を委託する場合に公団が負担する委託費の範囲は、発掘作業費（調査員及び補助員並びに人夫の日当、旅費、機械器具損料、立入補償費）、報告書作成費及び雑費とする。

(3) 委員会は、公団と都道府県教育委員会等との間で発掘調査の実施方法、実施期間、委託費等について、協議が整わない場合及び発掘調査の実施中における調査期間の延長、委託費の増額等委託契約の変更その他について協議が整わない場合は、両者の意見を調整し、すみやかに発掘調査を終了し得るよう取り計らうものとする。

(4) 公団の事業区域において、公団が、都道府県教育委員会等に委託した発掘調査のほか別に別途文化財保護法に基づく発掘調査の届出が提出されたときは、委員会は、当該届出の取扱いについて、公団と協議するものとする。

以上覚書の証として、おのおの記名なつ印のうえ、その1通を保有するものとする。

5 日本道路公団の建設事業等工事施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する覚書

昭和42年9月30日

文化財保護委員会事務局長、日本道路公団副総裁 調印

文化財保護委員会（以下「委員会」という。）と日本道路公団（以下「公団」という。）とは、公団の建設事業及びこれに伴う付帯工事（以下「事業」という。）の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いについて、下記のとおり覚書を交換する。

記

1 事業施行に際しての意見聴取及び協議

公団は、公団事業施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いについては、文化財保護法の趣旨を尊重し、事業施行前に都道府県教育委員会の意見を聴取し、委員会と協議の上、次の各号に区分して必要な措置をとるものとする。

- (1) 事業地区に含めないもの
- (2) 事業地区に含めるが、保存をはかるもの
- (3) 発掘調査を行なって記録を残すもの

2 工事施行中に埋蔵文化財包蔵地を発見した場合

埋蔵文化財包蔵地の所在が周知されていなかった地域において、公団が工事施行中に埋蔵文化財を発見した場合

の取扱いについては、公団は前項に準じ委員会と協議して措置するものとする。

3 事前の分布調査

- (1) 公団が事業を施行する場合には、事前に経過予定地域の埋蔵文化財包蔵地の分布調査について委員会と協議するものとする。
- (2) (1)の分布調査を委員会の指導助言により都道府県教育委員会が実施する場合には、公団は図面資料の提出等できる限りの協力をするものとする。
- (3) (1)の分布調査に要する経費は、原則として文化財保護行政側において措置するものとする。

4 発掘調査

- (1) 前項1および2の協議の結果、埋蔵文化財包蔵地の発掘調査が必要となった場合、公団は都道府県教育委員会に委託して実施するものとし、委員会は都道府県教育委員会が受託するよう指導するものとする。
- (2) 発掘調査を委託する場合公団が負担する発掘調査費は原則として公団の事業施行地内（土取場その他付帯工事用地等を含む。）に係るものとし、その内容は①発掘作業費（調査員・補助員の日当旅費及び人夫の賃金、機械器具借損料、立入補償費等直接発掘作業に要する費用）②報告書類作成費（記録作成のための印刷製本費）③調査雑費とする。
- (3) 発掘調査を実施する場合、公団と都道府県教育委員会との間で、発掘調査に関する実施方法、実施期間及び公団の負担額等について協議が整わない場合、委員会は両者の意見を調整し、すみやかに発掘調査を終了し得るよう取り計らうものとする。

5 費用負担の範囲

公団の事業施行地区内における埋蔵文化財包蔵地の保護に関して公団が負担する費用は、原則として発掘調査にかかる経費の範囲内とする。

6 埋蔵文化財の取扱い

発見した埋蔵文化財について、公団は文化財保護法の趣旨にかんがみ公団に帰属する埋蔵文化財に関する権利を放棄するものとする。

7 この覚書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度委員会と公団は協議するものとする。

6 本州四国連絡橋公団の建設工事の施行に伴う埋蔵文化財の取扱いについて

昭和48年5月28日 雑保第42号

文化庁次長から関係県教育委員会教育長あて 通知

標記のことについて本州四国連絡橋公団総務部長から関係部署あてに当庁との協議に基づき別紙写しのおりの通達が出されておりますので、これをご了知のうえ、埋蔵文化財包蔵地のとり扱いについて遺漏なきようお願いいたします。

別紙

本州四国連絡橋公団の建設工事の施行に伴う埋蔵文化財の取扱いについて

本州四国連絡橋公団（以下「公団」という。）の事業の計画の立案に当たって、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「埋蔵文化財包蔵地」という。）を極力回避するよう努力することは当然のことであるが、道路及び鉄道の線形等の関係から止むを得ず埋蔵文化財包蔵地が支障となる場合の取扱いについては、今後下記の事項に留意のうえ処理されたい。

なお、文化庁文化財保護部記念物課とは、協議済みであるので申し添える。

記

- 1 公団の事業の施行前に埋蔵文化財包蔵地が支障となることが判明している場合は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の趣旨を尊重し、事前に関係教育委員会と十分協議を行ない、公団の事業との調整を図るよう努めるものとする。
なお、協議が整わない場合は、工務部長あて当該教育委員会の意見及び関係資料を添えて報告するものとする。
- 2 工事施行中に埋蔵文化財を発見した場合には、1に準じて措置するものとする。
- 3 1及び2の協議の結果、埋蔵文化財包蔵地の発掘調査が必要となった場合は、関係教育委員会と次の（1）から（8）までについて取決めの上実施するものとする。
 - (1) 発掘調査期間

発掘調査は、計画決定後すみやかに実施するものとし、その期間は、工事工程等を勘案し、建設工事の実施に支障をきたさぬよう当該教育委員会と協議のうえ定めるものとする。

(2) 発掘調査の方法

発掘調査の実施は、原則として当該教育委員会に委託して行なうものとする。

(3) 委託契約の方法

(2)の委託契約を締結するに当たっては、当該教育委員会と協議のうえ、発掘調査計画書を作成し、別添発掘調査委託標準契約書(案)により行なうものとする。

(4) 発掘調査費用

発掘調査費用は、原則として公団の事業施行地内に係るものとし、発掘作業に直接必要な費用、発掘され又は発見された文化財に係る必要最小限の整理保存費等を負担するものとし、継続的な管理費その他学術的研究のための費用は、含まないものとする。

発掘調査費用の内訳は、次のとおりとする。

イ 発掘作業費・・・調査員及び補助員の日当旅費、人夫の賃金、機械器具借損料、立入補償費等

ロ 整理保存費・・・洗浄、接合、分類、復原、実測、写真撮影等の整理費、錆止め及び腐蝕止めのための理化学的保存処理費等

ハ 報告書類作成費・・・発掘調査報告書の印刷製本費等

ニ 調査雑費

(5) 経費の支出方法

発掘調査を実施するために必要な経費は、本州四国連絡橋公団会計規程(本四公団規程昭和46年第7号)第27条第1項の規程に基づき必要に応じ、概算払をすることができる。

(6) 報告書等の提出

発掘調査が完了したときは、当該教育委員会から発掘調査の実施結果に基づく報告書及び費用の精算調書を提出させるものとする。

(7) 埋蔵文化財の処理

発掘され、又は発見された埋蔵文化財については、文化財保護法の趣旨にかんがみ、一切の権利を放棄するものとする。

(8) その他必要事項

(別添 略)

V 県条例、規則、通知等

1 財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例

昭和39年3月31日 条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、議会の議決によらないで財産の交換、譲与、無償貸付け等を行うことができる場合について定めるものとする。

(普通財産の交換)

第2条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換をすることができる。ただし、価額の差額が、その高価なものの価額の4分の1を越えるときは、この限りでない。

(1) 県において、公用又は公共用に供するため他人の所有する財産を必要とするとき。

(2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため県の普通財産を必要とするとき。

2 前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

(普通財産の譲与又は減額譲渡)

第3条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に譲渡するとき。ただし、これら団体における当該財産の使用が営利を目的とし、又は収益を伴う場合においては、この限りでない。

(2) 他の地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した行政財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。

(3) 行政財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。ただし、寄附の際特約をなした場合を除くほか、寄附を受けた後10年を経過したものは、この限りでない。

(4) 行政財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたためその用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産を寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

(公有財産の無償貸付け等)

第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2) 地震、火災、水害等の災害(以下この条において「災害」という。)その他の緊急事態の発生に際し短期間その罹災者等に使用させるとき、県の建設工事の施行に際しこれを施行する者に使用させるとき、及び職員にその福利厚生のため使用させるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、知事が公益上特に必要があると認めるとき。

2 知事は、普通財産の貸付けを受けた者が災害のため当該財産を使用の目的に供し難いと認めるときは、その貸付料の全部又は一部を免除することができる。

3 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項から第5項までの規定に基づき、行政財産である土地を貸し付け、又はこれに地上権を設定する場合には、前2項の規定を準用する。

(物品の交換)

第5条 物品は、これに係る経費の低減を図るため特に必要があると認めるときは、県以外の者が所有する同一種類の動産と交換をすることができる。

2 第2条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(物品の譲与又は減額譲渡)

第6条 物品は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

- (1) 公益上の必要に基づき、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に物品を譲渡するとき。
- (2) 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、寄附の条件としてその用途を廃止した場合には当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡することを定めたものを、その条件に従い譲渡するとき。
- (物品の無償貸付け又は減額貸付け)

第7条 物品は、公益上必要があるときは、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

附 則 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年3月4日条例第3号) この条例は、公布の日から施行する。

2 教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（抄）

平成11年12月20日条例第59号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。

事務	市町
文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市
(1) 法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出の受理に関する事務	
(2) 法第93条第2項の規定による指示に関する事務	
(3) 法第96条第1項の規定による届出の受理に関する事務	
(4) 法第96条第2項又は第7項の規定による命令に関する事務	
(5) 法第96条第3項の規定による意見の聴取に関する事務	
(6) 法第96条第5項又は第7項の規定による期間の延長に関する事務	
(7) 法第96条第8項の規定による指示に関する事務	

附 則 (平成30年3月22日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例本則の表1の項左欄に掲げる事務に係る文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現に効力を有するもの又は施行日前に同法の規定により教育委員会に対してなされた届出その他の行為で施行日以後において市の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、当該市の教育委員会がした処分その他の行為又は当該市の教育委員会に対してなされた届出その他の行為とみなす。

3 兵庫県埋蔵文化財取扱要綱

兵庫県教育長（以下「県教育長」という。）は、地方分権の推進を図るための文化財保護法（昭和25年法律第214号、以下「法」という。）及び文化財保護施行令（昭和50年政令第267号、以下「施行令」という。）の施行に伴い、兵庫県における埋蔵文化財の取扱いを適切に実施するためこの要綱を定める。

(趣旨)

第1条 兵庫県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、県内における埋蔵文化財の適切な取扱いについて、この要綱に従い、適切に処理するものとする。

(周知の埋蔵文化財包蔵地の決定)

第2条 県教育長は、当該の市町教育委員会（以下「市町教育委員会」という。）との協議に基づき、県内における周知の埋蔵文化財包蔵地の決定を行うものとする。

(埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出書等の記載事項及び添付書類)

- 第3条** 法、施行令及び埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和29年文化財保護委員会規則第5号）の規定に係る埋蔵文化財に関する届出等は、別紙様式1から3により行うものとする。
（市町教育委員会への資料の提出要求等）
- 第4条** 県教育長は、地方自治法第245条の4の規定の範囲内で、市町教育委員会が行う埋蔵文化財包蔵地の把握及び発掘調査等の埋蔵文化財に関する事務について、必要な技術的助言、勧告及び資料の提出の要求を行うことができるものとする。
（県教育委員会が発掘調査等を実施する開発事業の範囲）
- 第5条** 県教育委員会は、原則として、広域にわたる開発事業又は市町教育委員会が処理することが適当でないと認められる法第94条第1項で規定する国の機関等及び国・県の全額出資に係る法人が行う開発事業（市町が実施する開発事業、又は市町の全額出資に係る法人が実施する開発事業及び農家負担分の存する農業基盤整備事業等を除く。）に係る調整及び発掘調査を実施するものとする。
（県教育委員会及び市町教育委員会が行う発掘調査の相互支援）
- 第6条** 県教育委員会及び市町教育委員会は、埋蔵文化財の保護と開発事業との調整のため、開発事業内容等により相互支援等の協力体制をとることができるものとする。
（開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等の取扱い）
- 第7条** 開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等の取扱いについての必要な事項は、県教育長が別に定めるものとする。
（県が保有するものの選択基準）
- 第8条** 法第104条第2項の規定により県に帰属した文化財（以下「出土文化財」という。）のうち、次の各号に該当し、製作技術に優れ、類例に乏しく代表的であり、学術上又は芸術上極めて価値の高いものは、県が保有するものとする。
- （1）石器、骨角器等旧石器時代に属するもの
 - （2）土器、土製品、石器、骨角器等縄文時代に属するもの
 - （3）土器、青銅器、鉄器、石器、木製品等弥生時代に属するもの
 - （4）鏡、武器、武具、馬具、装身具、埴輪、石製品、土器等古墳時代に属するもの
 - （5）瓦、貨幣、印章、仏像、経筒、骨壺、墓誌、陶磁器、木簡等歴史時代に属するもの
- 2 前項の規定により、県が保有する出土文化財は、兵庫県文化財保護審議会に諮って決定するものとする。
（出土文化財評価員）
- 第9条** 県教育長は、出土文化財の価格を決定しようとするときは、出土文化財価格評価員（以下「評価員」という。）の意見を聞かなければならない。
- 2 評価員は、独立して前項の出土文化財の価格を決定する。
 - 3 前項の評価は、原則として文書によるものとし、口頭による場合は、これを記録しなければならない。
 - 4 評価員は、学識経験者であって、評価すべき物件について直接利害関係のないものうちから、物件ごとに3人以上を必要のつど県教育長が委嘱する。
（譲与等）
- 第10条** 県教育長は、出土文化財の保存のため又はその効用から見て、県が保有したもの以外の出土文化財で、その発見者又は土地の所有者（以下「発見者等」という。）が報償金の支給又は譲与を受ける権利を主張していないものを、当該出土文化財の発見された土地を管轄する市町に対し、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和39年条例第29号、以下「条例」という。）第6条の規定により、当該出土文化財を譲与し又は時価よりも低い価格で譲渡（以下「譲与等」という。）できるものとする。
- 2 県教育長は、前項の取扱いにより県が保有し又は市町に譲与したもの以外の出土文化財を、法第107条第1項の規定により発見者等に譲与等ができるものとする。
 - 3 県教育長は、市町又は発見者等に出土文化財の譲与等を行う場合には、保管方法等について適切な助言等を行うことができるものとする。
 - 4 県教育長は、第1項又は第2項の取扱いにより譲与等を行った文化財については、台帳に1件ごとに所要事項を記載するものとする。
 - 5 第1項又は第2項の規定により譲与等を受けた者は、譲与等を受けた出土文化財について、滅失もしくは毀損又は所有者もしくは所在場所の変更があった場合は、県教育長に対して、速やかに報告するものとする。
（県が保有した文化財の貸付け）
- 第11条** 県教育長は、県が保有した出土文化財について、地方公共団体、博物館、歴史民俗資料館、大学もしくはその他当該出土文化財の保存・活用を行うに適したものから貸付けを受けたい旨の申し出があった場合は、条例第7

条の規定により、当該出土文化財を貸付けることができるものとする。

(出土品の取扱い)

第12条 前2条の規定を除くその他の出土品の取扱いについての必要な事項は、県教育長が別に定めるものとする。

(書類等の経由等)

第13条 県教育長は、法第99条第1項第6号及び施行令第5条第1項第5号並びに同条第2項の規定により、文化庁長官又は県教育長に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出にあたっては、市町教育委員会が受理し、意見を具して県教育長に提出することを求めるものとする。

2 県教育長は、法第99条第1項第6号及び施行令第5条第1項第5号並びに同条第2項の規定により、文化庁長官又は県教育長が発する命令、勧告、指示及びその他の処分の告知は、市町教育委員会が伝達することを求めるものとする。ただし、特に緊急の場合は、この限りでない。

(その他の事項)

第14条 県教育長は、本要綱に定めるもののほか、埋蔵文化財の取扱いに関し、必要な事項を定めることができるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

2 この要綱の施行により、埋蔵文化財発掘調査終了後の事務処理について（昭和61年10月21日付け教社文第3813号）、埋蔵文化財発掘調査における県教育委員会の役割分担と、市町教育委員会への支援基準（昭和63年12月23日付け内規）、埋蔵物の発見届の事務処理について（平成3年10月28日付け教社文第2007号）、阪神・淡路大震災に係る埋蔵文化財発掘調査における県教育委員会及び市町教育委員会の役割分担について（平成7年3月31日付け内規）、阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱い適用要領について（平成7年4月28日付け教社文第191号）の通知又は内規は廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

4 兵庫県における開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等取扱基準

1 趣旨

本基準は、「埋蔵文化財保護と発掘調査の円滑化等について」（平成10年9月29日付け庁保記第75号文化庁次長通知）及び「兵庫県埋蔵文化財取扱要綱」第7条の規定により、兵庫県内における開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等の適切な取扱いについて必要な事項を定めたものである。

2 埋蔵文化財として取り扱うべき遺跡の範囲

本基準において、埋蔵文化財として取り扱うべき遺跡の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 原則として中世（安土桃山時代を含める。）までに属する遺跡

(2) 近世に属する遺跡については、地域において必要なもの

この項でいう「地域において必要なもの」とは、原則として、以下のものをさすものとする。

ア 城郭・陣屋等の城館跡

イ 文献・絵図、その他の資料、遺跡から得られる情報量等を勘案し、地域の歴史上重要と判断される都市（町屋）遺跡

ウ 地域の歴史上重要と判断される鉱業・窯業・酒造業等、生産に関わる遺跡

エ その他、他地域に類例が少ないなど、地域の歴史を理解するうえで重要と判断される遺跡

(3) 近現代に属する遺跡については、地域において特に重要なもの

この項でいう「地域において特に重要なもの」とは、原則として、以下のものをさすものとする。

ア おおむね19世紀に属するもので、文献・絵画・民俗資料等の考古学的情報以外の資料では十分な資料が得られず、遺跡の遺存状況が良好で、かつ、遺跡から得られる情報量が多いもの

3 埋蔵文化財が所在すると判断される区域の基準

(1) 埋蔵文化財が所在すると判断される区域は、以下のとおりとする。

ア 「兵庫県埋蔵文化財包蔵地分布地図」（以下、「県分布地図」という。）及び各市町教育委員会（以下、「市町教育委員会」という。）が整備した「埋蔵文化財包蔵地分布地図」等（以下、「市町分布地図」という。）に掲載されている区域

イ 分布調査（開発事業地及びその周辺地域の地表面の観察によって埋蔵文化財の所在状況を把握する現地踏査作業をいう。）等の実施により、新たに埋蔵文化財が発見された区域

ウ 地形その他の状況から埋蔵文化財が包蔵されている可能性の高い区域

4 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地の決定

(1) 埋蔵文化財包蔵地の把握は、市町教育委員会が行うものとし、できる限り詳細な包蔵地の範囲等を明示した「市町分布地図」等を常備するとともに、分布地図の公開に努めるものとする。

(2) 文化財保護法（以下「法」という。）第93条第1項で規定する周知の埋蔵文化財包蔵地の決定は、当該の市町教育委員会との協議に基づき、県教育委員会が行うものとする。

(3) 前項でいう周知の埋蔵文化財包蔵地の決定とは、「県分布地図」に掲載されたものをさすものとする。

(4) 当面、「県分布地図」は、縮尺1/25,000を基本とするため、「市町分布地図」は、縮尺1/2,500～1/10,000程度の詳細な地図による把握が望ましい。

(5) 平成12年4月1日以降に追加もしくは削除される周知の埋蔵文化財包蔵地は、以下のように取り扱うものとする。

ア 法第96条及び第97条の規定に基づき、土地の所有者又は占有者から遺跡発見の届出等があった場合は、当該の市町教育委員会が遺跡発見の届出等を受付けた日をもって周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱うものとする。

イ 教育委員会が、分布調査、発掘調査等によって新たに埋蔵文化財包蔵地を発見した場合は、県教育委員会が当該の教育委員会へ通知した日をもって、周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱うものとする。

ウ 記録保存のための発掘調査等の実施後に土木工事等によって、当該周知の埋蔵文化財包蔵地がすべて消滅した場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地の全部もしくは一部から除外できるものとし、県教育委員会が当該市町へ通知した日をもって、周知の埋蔵文化財包蔵地から削除するものとする。

エ 県教育委員会は、前項の報告等があった場合で、埋蔵文化財として取り扱うべき遺跡の範囲等による基準等に照らして疑義がある場合は、報告者等に対し協議を求めることができる。

(6) 市町教育委員会は、新たに把握し又は範囲等に変更があった埋蔵文化財包蔵地がある場合は、速やかに県教育委員会に報告するものとする。

(7) 県教育委員会は、県内における周知の埋蔵文化財包蔵地についての情報の公開に努めるとともに、新たに発見又は削除された埋蔵文化財包蔵地については、速やかに「県分布地図」の訂正を行うものとする。

5 試掘調査及び確認調査の実施

(1) 調査の都合又は開発事業者との調整の結果により、現地踏査等の地表面からの観察等からでは判断できない場合に行う埋蔵文化財の有無を確認するための部分的な発掘（以下「試掘調査」という。）及び埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格・内容等の概要までを把握するための部分的な発掘（以下「確認調査」という。）を併せて実施することを妨げないものとする。

(2) 試掘調査及び確認調査は、県教育委員会又は市郡町教育委員会等を調査主体者として実施するものとする。

(3) 原則として、試掘調査は開発事業者が示した開発事業計画区域（以下「工事区域」という。）の5%、確認調査は工事区域の10%をそれぞれ限度として実施するものとする。

(4) 試掘調査、確認調査の実施にあたっては、地形、遺跡その他の状況から総合的に判断して調査実施箇所及び調査面積等を決定するとともに、状況に応じて数次に分けて調査を実施するなど、効果的・効率的な調査の実施に努めるものとする。

6 開発事業に伴う発掘調査、工事立会、慎重工事、その他の措置を行う場合の取扱い基準

(1) 用語の定義

ア 発掘調査

土木工事等の実施に先立ち実施する記録保存のための本発掘調査をいう。

イ 工事立会

工事の施工中に、教育委員会等の埋蔵文化財担当専門職員が立ち会い、埋蔵文化財が確認された場合は、必要な記録及びその他の措置を講ずることをいう。

ウ 慎重工事

周知の埋蔵文化財包蔵地において、工事による掘削が遺構等を損壊しない場合等、発掘調査及び工事立会の必要がない場合で、事業者が埋蔵文化財包蔵地において工事を行うものであることを認識の上、慎重に工事を実施し、埋蔵文化財を発見した場合は、直ちに工事を一時中止し、当該教育委員会に連絡するよう求めることをいう。

(2) 取扱い

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業については、法による届出等があった場合は、工事内容、埋蔵文化財の内容等に基づき、以下の措置をとるものとする。（具体的な基準は、別表「開発事業に伴う本発掘調査等の取扱い基準」による。）

ア 発掘調査を要する措置をとる場合

(7) 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合

(イ) 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合

(ウ) 一時的な盛土や工作物の設置の場合で、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合

(エ) 恒久的な工作物の設置により、相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態になる場合

イ 工事立会の措置をとる場合

(7) 工事区域が狭小で、安全上、通常が発掘調査の実施が著しく困難な場合

(イ) 既に行われた土木工事等の規模・構造を大きく改変しない場合

ウ 慎重工事の措置をとる場合

(7) 既に行われた土木工事等により、埋蔵文化財が損壊を受けた範囲内で工事が実施され、埋蔵文化財に影響のない場合

(イ) 工事による掘削が遺構等を損壊しない場合

(ウ) 工事により埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのない場合

(エ) 試掘・確認調査により、遺構・遺物が確認されなかった場合

附 則 この基準は、平成12年4月1日から適用する。

附 則 この基準は、平成23年4月1日から適用する。

(別表) 開発事業に伴う本発掘調査等の取扱い基準

1 本発掘調査の取扱い基準[6-(2)関係]

工事内容	取扱い	補足事項
(1) 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合	発掘調査	
(2) 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合	原則として30cmの保護層が確保されていない場合は、発掘調査	地質、土壌、工事内容、耐用期間、将来的な利用計画等を合理的に勘案して、埋蔵文化財に影響のおそれのない場合は、保護層が30cm以内であっても発掘調査の対象から除外することができる。 なお、発掘調査の深度は、掘削下面から30cmを超えないものとする。
(3) 一時的な盛土や工作物の設置の場合で、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合	地質、土壌等が脆弱のため、重さによって、埋蔵文化財が損壊又は変形するおそれのある場合は、発掘調査	「一時的」とは設置期間の後に現況に復することが確約されている場合で、通常2～3年以内をさす。
(4) 恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したに等しい状態になる場合		
ア 道路	発掘調査	ただし、上記(1)～(3)に該当しない場合で、以下に掲げるもの以外は発掘調査の対象とすること。 (ア) 一時的な工事用道路、通路の植樹帯、歩道等 (イ) 高架、橋梁の橋脚を除く部分 (ウ) 道路構造令に準拠していない農道・私道 (エ) 拡幅・改修の場合の既存道路部分
イ 鉄道	発掘調査	道路に準じる
ウ 河川	堤防敷及び河川敷内の低水路は、発掘調査	高水敷については、将来的な利用計画等により、埋蔵文化財が破壊される場合又は影響を及ぼすおそれがある場合は発掘調査を実施する。
エ ダム	堤体・貯水池(常時満水以下)は、発掘調査	
オ 恒久的な盛土・埋立	現地表面から3m以上の盛土・埋立は発掘調査	地質・土壌等が脆弱のため、重さによって、埋蔵文化財が損壊又は変形するおそれのある場合は、3m以内であっても、発掘調査を実施する。 ただし、古墳・土器等、遺構が地表面に顕在している場合は、盛土等の厚さに関わらず発掘調査を実施する。

2 工事立会の取扱い基準[6-(3)関係]

工事内容	取扱い	補足事項
(1) 工事区域が狭小で、安全上、通常の発掘調査の実施が著しく困難な場合	工事立会	崩落・崩壊の危険性が高く、発掘調査の安全を確保できない場合。
(2) 既に行われた土木工事等の規模・構造を大きく変更しない場合	工事立会	既に行われた土木工事により破壊されている範囲内で行われる場合。

3 慎重工事の取扱い基準[6-(4)関係]

工事内容	取扱い	補足事項
(1) 既に行われた土木工事等により、埋蔵文化財が損壊を受けた範囲内で工事が実施される場合で、埋蔵文化財に影響のない場合	慎重工事	既往の調査や確認調査等により、新たに埋蔵文化財への影響がないことが明確な場合に限る。
(2) 工事による掘削が遺構等を損壊しない場合	慎重工事	発掘調査の対象から除外された工事で、工事の施行にあたって専門職員の立会が必要でない場合。
(3) 工事により埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのない場合	慎重工事	発掘調査の対象から除外された工事で、工事の施行にあたって専門職員の立会が必要でない場合。
(4) 試掘・確認調査により遺構・遺物が確認されなかった場合	慎重工事	直近の隣接地において遺構・遺物等が確認されている場合で、その同一遺構面が継続している場合を除く。

5 兵庫県における出土品の取扱基準

1 趣旨

本基準は、「出土品の取扱いについて」（平成9年8月13日付け庁保記第182号文化庁次長通知）及び「兵庫県埋蔵文化財取扱要綱」（以下「要綱」という。）第12条の規定により、兵庫県内における出土品の適切な取扱いについて必要な事項を定めたものである。

2 保存・活用の必要性・可能性のある出土品等の区分の基準

(1) 将来にわたり保存・活用の必要性・可能性のある出土品とそれ以外のものの区別の基準（以下「基準」という）は、別表1のとおりとする。

(2) 本基準の適用は、以下のとおりとする。

ア 出土品の区分は、発掘調査の段階及び整理作業・報告書作成後の2段階で行うものとする。

イ 本基準は、今後実施される発掘調査に伴う出土品の他、既発掘調査に伴う出土品にも適用するものとする。

ウ 発掘調査の段階における出土品については、現地あるいは整理作業所等において洗浄等の作業を行った後に、市郡町教育委員会（以下「市町教育委員会」という。）が所在する地域の歴史的特性、出土品の歴史的・学術的価値及び将来にわたる活用の方途等を勘案し、適切に措置するものとする。

エ 発掘調査の段階での基準の適用は、発見者による警察署長への差出し（指定都市及び中核市では文化財保護法（以下「法」という。）第100条第2項の規定による通知）以前の段階とする。

オ 整理・報告書作成後の段階における保管・管理を要しない措置をとる場合は、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和39年条例第29号、以下「条例」という。）及び要綱第12条の規定により、市町教育委員会への譲与又は時価よりも低い価格で譲渡（以下「譲与等」という。）された以降に行うものとする。

カ 本基準は、県内各教育委員会等が行う発掘調査の他、法第92条第1項の届出のうち、開発事業に係る発掘調査に伴う出土品に適用するものとする。

キ 本基準は、法第98条第1項の規定による発掘調査によって出土した文化財には適用しないものとする。

3 保管体制の整備と出土品の活用等

(1) 出土品の整理作業と報告書等の作成の促進に努めるとともに、必要な体制及び施設の整備に努めるものとする。

(2) 出土品については、地方公共団体、博物館・歴史民俗資料館、その他住民の身近な施設等における公開・展示、学校教育における教材としての利用、大学等の研究活動における学術的な資料など、広範な方途で積極的な公開・活用の方策を講じるものとする。

4 埋蔵物が文化財であるか否かの判断基準

(1) 法第102条の規定により、県教育委員会が行う文化財であるかどうかの鑑査については、別表2の区分を参考に以下のように取扱うものとする。

ア 発掘調査の段階で保存とした遺物については、原則として、文化財として取り扱う。

イ 発掘調査の段階でサンプル保存とした遺物については、原則として、文化財として取り扱う。ただし、人自体の痕跡等、遺構を構成する木杭等を除く遺構を構成する素材、石器の原材料と認定できるもの以外の石器の原石、金属鉱石、粘土塊については、原則として文化財とは取り扱わない。

ウ 自然物については、原則として文化財として取り扱わない。

5 出土品の保管・管理等

(1) 市町教育委員会は、保管・管理の実態を的確に把握するために重要であることから、保管・管理を行う出土品については、別表2の区分を行い、その状況について様式1により、県教育委員会に速やかに報告するものとする。

(2) 各教育委員会は、保管・管理を要しない等の措置をとる場合には、様式2により、事前に県教育委員会に報告するものとする。

(3) 市町教育委員会は、保管・管理等を要しない等の措置をとった場合は、具体的措置の状況を記した台帳等の記録を整備し、将来にわたって台帳等を管理するものとする。

(4) 出土品の県帰属及び市町への譲与等は、その発見者又は発見された土地の所有者の権利を主張していない場合に限られるので、発掘調査開始前に土地の所有者の出土品の権利放棄について協議を整え、同意を得ておくことが望ましい。

附 則

[別表1]

出土品の種類	具体例	発掘調査の段階	報告書刊行の段階	備考	
遺物（人又は人の活動に直接関係するもの）	人の遺体又はその一部	保存	保存	・改葬等の可能性がある場合は除く。	
	人自体の痕跡等	記録後、サンプル保存	活用の可能性のあるもののみ保存	・石膏型等を含む。	
	道具	保存	保存	・土器・陶磁器等で接合の可能性のない程度に摩滅したものは、保存を要しない措置を執ることができる。	
	道具等製作時の副産物	近世以降の瓦・陶磁器類	同種、多量で規格性があるものは、記録後、サンプル保存		
	遺構を構成する素材	石材チップ・木材削りかす・製鉄遺跡の鉄滓等	保存（近世以降の木材削りかす・鉄滓等は記録後サンプル保存）		
	道具等の原材料	墳墓等の石室・敷石・石棺材・礎石・井戸・石垣の石材・配石遺構の自然石・古墳の葺石・列石・窯壁・焼土・木杭・炭化材等	記録後、鑑定等に必要な数量のみサンプル保存（活用の可能性のあるものを除く）		
	家畜・栽培植物	石器の原石	石器等の原材料と認定できるものは保存	保存	
		金属鉱石・粘土塊等	記録後、サンプル保存	保存	
	自然遺物：食べかす	イヌ・ウマ等の遺体・稲株・稲わら・炭化米等	保存	保存	・同種、多量であるものは、同定・鑑定等の分析後サンプル保存とすることができる。
		貝殻・種子・動物骨等			
	自然環境を示すもの	土壌・花粉・火山灰・流木・獣骨・魚骨・貝殻等	記録後、サンプル保存	活用の可能性のあるもののみ保存	
		遺体等			

この基準は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

【別表 2】

区 分		把握方法	備 考
A	・施設での展示・貸出等、活用度の極めて高いもの ・報告書等に実測図・写真の記載のあるもの及び報告書等に未掲載であるが、整理作業の過程で実測・写真作業を行ったもの	収蔵品目録の整備を行う	報告書等の記載の実測図・写真と一致すること
B	・将来においても学術的な研究上必要なもの、教材・学術的等の活用の可能性のあるもの	コンテナ台帳の整備を行う	

6 文化財保護法第 92 条第 1 項にかかる埋蔵文化財発掘調査の組織と担当者の資格についての取扱い基準

平成元年 1 月 19 日教社文第 4177 号
県教育長から各市郡町教育委員会あて通知

〔基本的な考え方〕

発掘調査の目的には歴史や文化を明らかにする学術上の目的で行う場合と、埋蔵文化財の保護を図るうえで、その遺跡の範囲や性格を明らかにする必要がある場合に実施する二つの場合がある。

後者のなかには、文化財保護担当部局が史跡指定の際等に実施する場合と、土木工事等で埋蔵文化財が破壊される計画に際し、事前にその遺跡の範囲や性格を究明し事業計画と文化財保護の調整を行う資料を得る目的で実施する場合がある。

現在の発掘調査のほとんどは開発事業に伴う事前発掘であり、その大部分の実施は地方公共団体が行っているが、対応できる発掘調査に限りがあるため、特に民間の開発事業に伴う発掘調査では、その着手に至るまでに期間をようすることが多い。

このため、開発業者が特定の団体・個人を選定して、発掘調査を実施する機会が多くみられるようになってきた。この発掘調査には原則として第 57 条第 1 項の届け出を提出する必要があるため、その際発掘主体者および発掘担当者の適否を問うこととなっている。

しかし、文化財保護法では発掘主体者や発掘担当者の明確な基準が規定されていないことから、発掘調査体制および発掘担当者の資質については、統一的な判断をすることが困難な状況となっている。

このため、発掘調査の組織・発掘担当者の適否、調査経費の妥当性、整理作業や報告書の刊行計画の有無などの確認が疎かなまま発掘届を受理し、文化財保護のうえで憂慮すべき事態が生ずる可能性もあるため、以下の取り扱い基準を定める。

〔発掘調査組織等〕

- 調査責任者・調査担当者・調査補助員・作業員などの、調査体制および調査計画が無理なく実施できるものであること。
- 発掘担当者は、現地において逐一発掘調査の進行を直接指示する役割を負うものであるから、常に現地において指示しうる体制にあること。
- 発掘調査費・遺物整理費・報告書刊行費などの積算基準等が明確に定められ、かつ、その内容が適正であること。
- 調査内容は地方公共団体等の実施する発掘調査内容に準ずるものであること。

〔発掘担当者〕

- 発掘担当者として認められるためには、次の要件をすべて満たさなければならない。
 - ① 大学において考古学を専攻し、考古学に関する専門知識を有する者、又は大学卒業と同程度の考古学・歴史学等の専門知識を有する者であること。
 - ② 自ら調査を担当して確認および全面発掘調査を実施した経験と技術を有する者であること。
 - ③ 主体となって発掘調査報告書の執筆や編集を行った経験を有する者であること。

[手続き等]

- 文化財保護法第92条第1項の届け出を行う場合には、次の要件を充たす必要がある。
 - ① 市郡町教育委員会との協議が整っていること。
 - ② 発掘調査届の提出は市郡町教育委員会を経由するものとする。

7 県営土地改良事業における地元軽減の運用について

平成5年3月24日 農整第2210号

県農地整備課長から各土地改良事務所長、東播磨農業水利建設事務所長あて 通知

県営土地改良事業の施行に伴い教育委員会の埋蔵文化財の発掘調査が必要となった場合、及びNTT・関西電力の電柱等の移転が必要となった場合は、県農林水産部長と県教育長との協議書、NTTの内部規程及び県と関西電力との協定書により、地元負担分は調査・移転費用から免除される取扱いとなっていますが、関係機関と協議の結果、平成5年度から農家負担分に限り免除されることとなったのでお知らせします。

なお、農家負担率は地元負担率から法第91条第6項の市町負担率を差し引いた率であるため、第91条第6項の市町負担率が9月(若しくは2月)県議会で議決されるまでは見込率となりますが、事業の実施にあたり市町担当者と事前に十分調整し、適切な農家負担率で教育委員会等に手続きされるよう留意願います。

おつて、詳細は下記のとおりです。

記

1 教育委員会の埋蔵文化財包蔵地の発掘調査

(昭和52年12月9日付け教育長から農林水産部長への「農業基盤整備事業に係る埋蔵文化財包蔵地の発掘調査について」の回答書)

- ・分布調査 原則として全額文化財側が負担する。
- ・確認調査 原則として全額文化財側が負担する。
但し、当該年度に記録保存調査まで実施する場合は、記録保存調査の負担割合による。
- ・記録保存調査 農家負担分のみ文化財側が負担する。

2 NTTの電気通信施設の移転工事

(NTTの内部規程及び昭和43年5月農地局かんがい排水課長・農政局構造改善課長連名通達)

関西支社設備企画部長から各支店長あて通知(平成4年12月25日付け西設渉第50号)により、減額対象となる地元負担分には原則として市町負担分は含まないこととなったので、移転工事申込書には農家負担率を記載して申請する。

3 関西電力の電気工作物の移設工事

(昭和53年3月31日付け知事と関西電力京都支店長、同神戸支店長、同姫路支店長との協定書)

第8条(費用負担)

県の負担する費用=移設等に要する総工事費-地元負担相当額

(地元負担相当額=移設等に要する総工事費×地元負担率)

関西電力との協議により上記で規定している地元負担率は、市町負担率を含まない地元負担率(即ち農家負担率)と解釈することとなったので、移設工事申込書には農家負担率を記載して申請する。

4 実施時期 平成5年4月1日

5 その他

調査委託・移転補償契約締結後、農家負担率が当初見込んでいた率と異なることとなった場合は、個々に協議することで県教育委員会等の了解を得ている。

県内教育委員会等埋蔵文化財担当一覧

	組織名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
兵庫県	兵庫県教育委員会 文化財課 審査指導担当	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	(078)362-3784	(078)362-3927
	兵庫県立考古博物館	675-0142	加古郡播磨町大中1丁目1-1	(079)437-5589	(079)437-5599
	(公財)兵庫県まちづくり技術センター 埋蔵文化財調査部	675-0142	加古郡播磨町大中1丁目1-1 (兵庫県立考古博物館内)	(079)437-5561	(079)437-5591
神戸市	神戸市文化スポーツ局 文化財課 埋蔵文化財係	650-8570	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	(078)322-5799	(078)322-6148
	神戸市埋蔵文化財センター	651-2273	神戸市西区糀台6丁目1	(078)992-5203	(078)992-5202
阪神南	尼崎市教育委員会 社会教育部歴史博物館	660-0825	尼崎市南城内10番地の2	(06)4868-0362	(06)6489-9800
	西宮市教育委員会文化財課 西宮市立郷土資料館	662-0944	西宮市川添町15番26号	(0798)33-2074	(0798)33-1799
	芦屋市教育委員会 社会教育部 生涯学習課	659-8501	芦屋市精道町7番6号	(0797)38-2115	(0797)38-2072
阪神北	伊丹市教育委員会 生涯学習部 社会教育課	664-8503	伊丹市千僧1丁目1番地	(072)784-8090	(072)784-8083
	宝塚市教育委員会 社会教育課	665-8665	宝塚市東洋町1-1	(0797)77-2029	(0797)71-1891
	川西市教育委員会 教育推進部 社会教育課	666-8501	川西市中央町12-1	(072)740-1244	(072)740-1327
	三田市 地域創生部 文化スポーツ課	669-1595	三田市三輪2丁目1番1号	(079)559-5145	(079)563-7776
	猪名川町教育委員会 教育振興課 社会教育室	666-0292	川辺郡猪名川町上野字北畑11-1	(072)767-2600	(072)766-8904
東播磨	明石市 市民生活局 文化・スポーツ室 文化振興課 文化財係	673-0846	明石市上ノ丸2丁目13-1 明石市立文化博物館1階	(078)918-5629	(078)918-5633
	加古川市教育委員会 文化財調査研究センター	675-0101	加古川市平岡町新在家1224-7 加古川市立中央図書館2階	(079)423-4088	(079)423-8975
	高砂市教育委員会 教育部 教育推進室 生涯学習課 文化財係	676-0823	高砂市阿弥陀町生石61-1 高砂市教育センター1階	(079)448-8255	(079)490-5975
	稲美町教育委員会 稲美町立郷土資料館	675-1114	加古郡稲美町国安1286-55	(079)492-3770	(079)492-3770
	播磨町郷土資料館	675-0142	加古郡播磨町大中1-1-2	(079)435-5000	(079)436-0135
北播磨	西脇市教育委員会 生涯学習課 西脇市郷土資料館	677-0015	西脇市西脇790-14	(0795)23-5992	(0795)22-5580
	三木市教育委員会 教育総務部 文化・スポーツ課 文化遺産係	673-0432	三木市上の丸町4番5号	(0794)82-5060	(0794)82-5068
	小野市教育委員会 いきいき社会創造課 小野市立好古館	675-1375	小野市西本町477	(0794)63-3390	(0794)63-3462
	加西市教育委員会 生涯学習課	675-2303	加西市北条町横尾1000	(0790)42-8775	(0790)43-1803
	加東市教育委員会 生涯学習課 文化財係	679-0292	加東市下滝野1369(滝野公民館内)	(0795)48-3046	(0795)48-3047
	多可町教育委員会 那珂ふれあい館	679-1105	多可郡多可町中区東山539-3	(0795)32-0685	(0795)30-2730
中播磨	姫路市教育委員会 文化財課	670-8501	姫路市安田4丁目1番地	(079)221-2787	(079)221-2779
	神河町教育委員会 教育課	679-3116	神崎郡神河町寺前64	(0790)34-0212	(0790)34-0645
	市川町教育委員会	679-2392	神崎郡市川町小畑848	(0790)26-0001	(0790)26-2971
	福崎町教育委員会 社会教育課	679-2280	神崎郡福崎町南田原3116-1	(0790)22-0560	(0790)22-0630
西播磨	相生市教育委員会 生涯学習課 文化財係	678-0053	相生市那波南本町11番1号 相生市立歴史民俗資料館	(0791)23-2961	(0791)22-2961
	たつの市教育委員会 教育事業部 歴史文化財課	679-4392	たつの市新宮町宮内16番地 新宮総合支所内	(0791)75-5450	(0791)75-0353
	赤穂市教育委員会 文化財課	678-0292	赤穂市加里屋81番地	(0791)43-6962	(0791)43-6895
	宍粟市教育委員会 社会教育文化財課	671-2593	宍粟市山崎町中広瀬133番地6	(0790)63-3117	(0790)63-1063
	太子町教育委員会 社会教育課	671-1592	攝保郡太子町鵜280-1	(079)277-1017	(079)276-6800
	上郡町教育委員会 教育総務課 総務・文化財係	678-1292	赤穂郡上郡町大持 278番地	(0791)52-2911	(0791)52-5523
佐用町教育委員会 教育課 企画総務室 文化財係	679-5380	佐用郡佐用町佐用2611番地1	(0790)82-2424	(0790)82-0120	
但馬	豊岡市 地域コミュニティ振興部 文化振興課 文化財室	669-5305	豊岡市日高町祢布808	(0796)21-9012	(0796)46-6112
	養父市教育委員会 社会教育課	667-0198	養父市広谷250番地1	(079)664-1628	(079)664-1147
	朝来市教育委員会 文化財課 (朝来市埋蔵文化財センター)	669-5153	朝来市山東町大月91-2	(079)670-7330	(079)670-7333
	香美町教育委員会 生涯学習課 生涯学習係	667-1392	美方郡香美町岡区村岡390-1	(0796)94-0101	(0796)98-1532
新温泉町教育委員会 生涯教育課 先人記念館	669-6702	美方郡新温泉町浜坂1208	(0796)82-4490	(0796)82-4490	
丹波	丹波篠山市教育委員会 文化財課	669-2397	丹波篠山市北新町41	(079)552-5792	(079)552-8015
	丹波市教育委員会 文化財課	669-3198	丹波市山南町谷川1110	(0795)70-0819	(0795)70-0814
淡路	洲本市教育委員会 生涯学習課 文化振興係	656-8686	洲本市本町3丁目4番10号	(0799)22-3321(代)	(0799)26-1510
	南あわじ市教育委員会 社会教育課 南あわじ市埋蔵文化財調査事務所	656-0455	南あわじ市神代国衛1100	(0799)42-3849	(0799)42-3806
	淡路市教育委員会 社会教育課 文化財係	656-2292	淡路市生穂新島8番地	(0799)64-2520	(0799)64-2566

兵庫県遺跡地図

－ 第1分冊 －

(発掘調査の手引き)

令和3年3月31日発行

発行 兵庫県教育委員会
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

印刷 小野高速印刷株式会社
〒670-0933 姫路市平野町62番地
